

邊境							廣西	廣東	中央軍	
寧夏省	青海省	綏遠省	雲南省	甘肅省	陝西省	貴州省	四川省	廣西軍	廣東軍	福建省
騎三一旅師	騎三一旅師	騎四六旅師	六師	騎四一旅師	二五旅師	二八旅師	一三六四旅師	五師	三十一旅師	十二師
三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	一六四,〇〇〇	三六,〇〇〇	四〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇
		一五,〇〇〇	一五,八〇〇			三五,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二六,〇〇〇	一八,〇〇〇	五,〇〇〇
							九〇〇			三
							二,〇〇〇	三〇〇	一,一〇〇	五〇〇
B 迫 A	A 迫	B 迫 A		A 迫		A	B 迫 A		A 迫	A
一四三 二六	一四三 二六	二七六 二二	一五	一九〇 二六		一六	八五〇 二五〇	七	三〇〇 四〇〇	一五〇 二二〇
		三汽車 列車						A A	裝自 TKAA	高射機銃 A A 二 三
						ノ模倣	作トシテ三分ノ一ニ 縮減サレツ、アリ			第十九路軍ノ收職ニ 伴ヒ蔣文耀建省內 ノ軍權ヲ掌握ス

中央軍										
江蘇省			浙江省			安徽省			湖南省	
合計	傍系	直系	合計	傍系	直系	合計	傍系	直系	合計	
騎三十一旅師	三十七旅師	騎十一旅師	二一旅師	二師	一師	一師	一五旅師	一三旅師	二師	七師
二〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	五,〇〇〇	六五,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇
二五〇,〇〇〇	一三五,〇〇〇	一一五,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	八,〇〇〇	四,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三,〇〇〇
四一〇	三七六	一一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	五〇	一〇〇	一〇〇	一八〇
一,一〇〇	五九〇	五二〇	一〇〇	五〇	五〇	二〇〇	三〇	二〇	二〇	一八五
A B 迫	A 迫		A B 迫	迫	B A 迫	B A 迫	B A 迫	B A 迫	B A 迫	A B 迫
三〇〇	四〇〇	一七〇	二二六	二六	二二	一三〇	七〇	七〇	五〇	計三二
										A A
										三
										沈克(一〇六)師ハ華 北ノ部ニ計上シテア ル

全軍總計	軍境邊		約 三〇〇萬	軍刀 10,000	九六	四八 S B A A	二八 T K	裝自 二二	概數
	計	外蒙古							
騎約五十二旅 約二百三十三族	約九百九十九師	約六十七師	約三〇〇萬	軍刀 10,000	九六	四八 S B A A	二八 T K	裝自 二二	概數

二、軍(路軍)一覽表

軍(路軍)	長名	所屬師號
第一軍	陳繼承	第八十師
第二軍	蔣鼎文	第九、三十六、八十七、新編第十師
第三軍	王均	第七、十二師
第四軍	吳奇偉	第五、九十師
第七軍	廖磊	廣西省二箇師
第九軍	郝夢齡	第五十四師
第十軍	徐源泉	第四十一、四十八師
第十三軍	湯思伯	第四、八師
第十四軍	衛立煌	第三、十、五十、八十三師
第十五軍	白崇禧	廣西省三箇師
第十六軍	李韞珩	第五十三師
第十七軍	徐庭瑤	第二、二十五師
第十八軍	陳誠	第十四、五十九師
第二十軍	楊森	四川省三箇師
第二十一軍	劉湘	四川省七箇師
第二十三軍	劉邦俊	四川省二箇師
第二十四軍	劉文輝	西康七箇師
第二十五軍	王家烈	貴州省
第二十六軍	蕭之楚	第四十四師
第二十七軍	李雲杰	第二十三、二十四師
第二十八軍	鄧錫候	四川省五箇師
第二十九軍	宋哲元	第三十七、三十八、百三十二師
第二十九軍	田頌堯	暫編第二師
		四川省(免職)
第三十二軍	商震	第八十四、百三十九、百四十二、百四十一、兵第四師
第三十五軍	傅作義	第六十八、七十三師
第三十七軍	毛炳文	第八師
第三十八軍	孫蔚如	第十七師
第三十九軍	劉和鼎	第五十二、五十一、十二師
第四十軍	龐炳勛	第三十九師
第四十一軍	孫殿英	第一百十七、百十八、百十九、百二十師
第五十一軍	于學忠	第一百五、百十三、百十四、百十八師、騎兵第一、六師

三、師號(邊境軍を除く)一覽表

師號	師長	所在地	系統
1	孫楚	山西	山西軍
2	黃杰	河南	中央直系
3	李玉堂	福建	中央直系
4	邢震南	浙江	中央直系
5	蕭致平	江西	中央直系
7	曾萬鐘	安徽	中央直系
8	陶峙岳	江西	中央直系
9	李延年	福建	中央直系
10	李默庵	福建	中央直系
12	唐淮源	安徽	中央直系
13	萬耀煌	江西	中央直系
14	霍揆彰	江西	中央直系
15	王東原	湖南	中央傍系
16	彭位仁	湖南	中央傍系
17	孫蔚如	陝西	陝西軍
18	朱耀華	湖南	中央直系
19	李覺	湖南	中央傍系
20	孫桐萱	山東	山東軍
21	梁立柱	江西	中央傍系
22	谷良民	山東	山東軍
23	李雲杰	江西	中央直系
24	許克祥	江西	中央直系
25	關麟徵	福建	中央直系
26	郭汝棟	湖北	中央傍系
27	馮安邦	江西	中央傍系
28	王懋德	江西	中央傍系
29	萬福麟	山東	山東軍
30	彭振山	湖北	中央傍系
31	李彭明	湖北	中央傍系
32	梁冠英	安徽	中央傍系
33	馮興賢	湖北	中央傍系
34	張萬信	湖北	中央傍系
36	宋希濂	福建	中央傍系
37	馮治安	河北	中央傍系
38	張自忠	河北	中央傍系
39	龐炳勛	河北	中央傍系

41	張振漢	湖北	中央傍系
42	馮欽哉	陝西	陝西軍
43	鄒洪	江西	中央傍系
44	蕭之楚	湖北	中央傍系
45	戴民權	河南	中央傍系
47	婁昌會	湖北	中央傍系
48	徐源泉	湖北	中央傍系(九月現)
49	伍誠仁	河南	中央傍系(在湖南)
50	岳森	江西	中央傍系
51	范石生	湖北	中央傍系
52	盧興邦	福建	中央傍系
53	李韞珩	江西	中央傍系
54	郝夢齡	湖北	中央傍系
55	阮肇昌	江西	中央傍系
56	劉和鼎	福建	中央傍系
57	李松山	江西	中央傍系
58	陳耀漢	湖北	中央傍系
59	陳時驥	江西	中央傍系
60	陳沛	河南	中央傍系
61	楊廷亞	河南	中央傍系
62	陶廣	湖南	中央傍系
63	陳光中	湖南	中央傍系
64	劉鎮華	安徽	中央傍系
65	劉茂恩	安徽	中央傍系
66	楊効猷	江西	山西軍
67	馮鵬翥	江西	中央傍系
68	李服膺	山西	山西軍
69	楊澄源	山西	山西軍
70	王靖國	山西	山西軍
71	楊耀芳	山西	山西軍
72	李生達	山西	山西軍
73	傅作義	山西	山西軍
74	李漢章	山東	山東軍
75	宗天才	河南	中央傍系
76	張鈞	河南	中央傍系
78	文朝籍	河南	中央傍系
79	樊松甫	江西	中央傍系
80	李思明	江西	中央傍系
81	展書堂	山東	山東軍
82	容景芳	湖北	中央傍系
83	劉載	福建	中央傍系
84	高桂磁	舊東北	雜軍
85	謝彬	江西	中央傍系
86	井岳秀	陝西	陝西軍
87	王敬玖	福建	中央傍系
88	孫元良	江蘇	中央傍系
89	王仲廉	福建	中央傍系
90	吳奇偉	江西	中央傍系
91	馮占海	舊東北	張學良系
92	梁華盛	江西	中央傍系
93	唐雲山	江西	中央傍系
96	姚純	江西	中央傍系
97	孔命恂	江西	中央傍系
98	劉和清	江西	中央傍系
105	劉多荃	河北	張學良系(九月現)
106	沈克	安徽	雜軍
107	劉翰東	湖北	張學良系
108	楊正治	湖北	張學良系
109	何柱國	湖北	張學良系
110	何立中	陝西	張學良系
111	蕭英斌	陝西	張學良系

112	張廷樞	河北	張學良系
113	李振唐	陝西	張學良系
114	陳貫群	陝西	張學良系
115	姚東藩	湖北	張學良系
116	繆徵流	湖北	張學良系
117	吳克仁	湖北	雜軍
118	杜繼武	陝西	雜軍
119	孫德荃	河北	雜軍
120	常經武	湖北	雜軍

京滬衛戍司令長官公署

(二十一年一月十二日 公布の組織大綱から)

京滬衛戍司令長官公署は國民政府に直隸し南京及上海に警備司令部を設け同時に滬甯鐵道沿線の警備をも擔當する。

其他軍事機關

軍政部直屬(軍政部各署、處、及び

兵工廠、軍人反省院、陸海空軍撫卹委員會、四川善後督辦公署、綏靖主任公署、洛陽衛戍司令部等は政治の項参照)軍政部航空署は民國二十一年八月十五日軍事委員會に隸屬することとなつた。

各地兵工廠及軍需工場

福建兵工廠、鞏縣兵工廠、漢陽兵工廠、上海練鋼廠、濟南工廠、湖南飛機修理廠、航空工廠、第一製呢廠。

陸軍編制表

編制	指揮官名	官等
軍團	總指揮	上將
師	(二師)	上將
旅	(三團)	中將
團	(獨立)	少將
營	(三營)	上校
連	(三連)	少校
連	(三排)	上尉

排 (三班) 排長
班 (五伍) 班長
伍 (二一人一伍) 伍長

現役將校定限年齡
軍官 軍佐

軍人任命權限

特任 上將 (軍事委員會より審定國民政府任命)
簡任 中將 (軍事委員會の審定後國)

民政府任命

同 少將 (各直隸長官より豫保軍政部の申請を経て軍事委員會の審定後國民政府任命)

同 上校 (各直屬長官の豫保後高級委員會の審定後國民政府任命)

薦任中校 (同前普通委員會より審定國民政府任命)

同 少校 (同前)

委任上尉 (同前の經緯後軍政部より任命)

同 中尉 (各直屬長官の申請後軍政府より任命)

同 少尉 (同前)

凡 准尉 (同前)

(註)高級委員會普通委員會は軍政部參謀本部訓練總監部の三部の共同組織せるもの。

武官の進級

中將及相當官四年▲少將及相當官三

年▲上校及相當官四年▲中校及相當官

三年▲少校及相當官三年▲上尉及相當官四年▲中尉及相當官二年▲少尉及相當官一年半 (戰時は減半) 又戰時に殊勳戰功あつたものは實役年限に拘らない。空軍の空中服役者は十個月を一年とする)

陸海空軍勳章 (十八年八月二日修正)

(第二條)陸海空軍勳章を左記二種に分つ(一)青天白日章(二)寶鼎章(第四條)青天白日章は等級を分けず陸海空軍官佐士兵にして外侮を攘禦し國家を保護する時特殊の戰功ある者に之を給與す(第五條)寶鼎章を九等に分け内亂の鎮攝國家の安定の時特殊の戰功を立てたるものに對し左記規定に分け之を給與す、將官(一等より四等まで)校官(三等より六等まで)尉官(四等より七等まで)士兵(六等より九等まで)

陸海空軍獎章 (十八年八月十五日公布)

(第一條)中華民國陸海空軍軍人は戰時平時に於て著しく勞績あり或は非陸海空軍軍人が軍事特別任務中著しき勞績あるものは分別の上陸海空軍獎章を給與することを得。(第二條)陸海空軍獎章を甲乙二種に分ち各種を二等に分ち、甲種一等獎章、二等獎章、乙種一等獎章、二等獎章、(第七條)獎章は凡て銀質を用ひ中に梅花を畫き外圍を五角形とし背後には陸海空軍獎章の六字を示す。

民國二十三年公布された

重要軍事法規

軍事機關製發執照(鑑札)證明書修正規則 (民國二十三年三月二日國府令で公布)

陸海空軍任官施行程序 (二十三年四月十六日軍委會令で公布)

陸海空軍軍官佐人事業務綱要 (二十三年四月十六日軍委會令で公布)

陸海空軍人事評判委員會章程 (二十三年四月二十日該會第一次議會で修正)

陸海空軍勳章與修正規則 (二十三年五月十日軍委會令で公布)

陸海空軍軍籍條例 (二十三年六月十四日國府令で公布)

陸軍軍官佐任官暫行條例 (二十三年六月十五日國府令で公布)

海軍軍官佐任官暫行條例 (二十三年六月十五日國府令で公布)

空軍軍官佐任官暫行條例 (二十三年六月十五日國府令で公布)

陸海空軍官佐服役暫行條例 (二十三年六月十五日國府令で公布)

軍官佐員額標準 (二十二年十二月二十七日人事整理預備會第八次會議議決案)

陸海空軍人事法規整理委員會章程 (二十三年一月十二日人事整理預備會第

十二次會議議決案

陸軍官佐退役俸及贍養金給與規則 (二十三年三月十日人事法規整理委員會第二十六次會議議決案)

陸海空軍人事評判委員會會議細則 (二十三年四月二十日該會第一次會議議決案)

陸軍官佐實職年資計算標準 (二十三年四月二十五日人事評判委員會第二次會議議決案)

陸軍官佐服役條例實施規則 (二十三年五月十六日人事法規整理委員會第二次會議議決案)

陸軍軍官佐任官暫行條例施行規則 (二十三年六月九日人事法規整理委員會第二十七次會議議決案)

陸軍軍官佐官組規則 (二十三年六月二十一日軍事委員會第九十二次常會決議案)

陸軍官佐資序規則 (二十三年六月二十一日軍事委員會第九十二次常會決議案)

陸軍軍官佐任官暫行條例施行規則 (二十三年九月二十八日國民政府令で公布)

案)

陸軍官佐退役俸給與規則 (二十三年六月二十一日軍事委員會第九十二次常會議決案)

陸海空軍官制表 (二十三年七月二十四日國民政府公布)

陸海空軍官佐履歷規則 (二十三年七月二十六日部令で公布)

陸軍軍官佐任職暫行條例 (二十三年七月二十七日國民政府公布)

空軍撫卹暫行條例 (二十三年八月十六日國民政府公布)

海軍兵器火藥保管規則 (附魚雷保管規則) (二十三年九月二十七日部令公布)

陸軍軍官佐考績規則 (二十三年九月六日國民政府令で公布)

陸軍軍官佐任官暫行條例施行細則 (附施行細則附錄) (二十三年九月二十八日國民政府公布)

陸軍軍官佐服役暫行條例施行細則 (二十三年九月二十八日國民政府令で公布)

布)

陸軍平戰時撫卹暫行條例(二十三年十月十六日國民政府公布)

修正陸海空軍官佐服役暫行條例第五條

第六條條文(二十三年十月二十七日國民政府公布)

修正陸軍官佐服役暫行條例施行細則第三十四條條文(二十三年十月二十七日國民政府公布)

陸軍在郷軍官佐管理暫行規則(二十三年十一月八日國民政府公布)

空軍官佐任職暫行條例(二十三年十一月十日國民政府公布)

戒嚴法(二十三年十一月二十九日國民政府公布)

陸海空軍現任外職及無職人員調查整理暫行辦法(二十三年十月二十二日國民政府公布)

空軍官佐服役暫行條例施行細則(二十三年十二月三日國民政府公布)

陸軍在郷士兵管理暫行規則(二十三年十二月七日國民政府公布)

軍用文官任職暫行條例(二十三年十二月二十五日國民政府公布)

軍用技術人員任職暫行條例(二十三年十二月二十五日國民政府公布)

軍法及監獄人員任職暫行條例(二十三年十二月二十五日國民政府公布)

陸海空軍軍人婚姻規則(二十三年十二月二十八日國民政府公布)

陸軍官兵俸給表

陸軍官兵俸給表

陸軍官兵俸給表

陸軍官兵俸給表

陸軍官兵俸給表

陸軍官兵俸給表

陸軍官兵俸給表

陸軍官兵俸給表

一六八

上	士	二〇
中	士	一六
下	士	一四
上	等兵	一二
一	等兵	一〇
普	通兵	九

江西省徵兵辦法

廣西省では徵兵制を實行してゐるが又江西省でも近く實施することになつた。因みにその辦法は左の如くである

一、本省男子にして二十一歳より四十歳までの者は均しく兵役に服するの義務あり。代人を許さず。

二、期限

(一)現役六ヶ月、二十一歳より二十四歳までの者を之に充つ。

(二)豫備役九年半、現役完了の者を以て之に充つ。

(三)後備役十年、豫備役終了の者を以て之に充つ。

(四)國民兵役四年、後備役完了者を以てこれに充つ。

(五)補充兵役、兵役適齡迄の抽籤未だ抽らざる者を之にあつ。

延期或は免役法辦法

一、下記の一に該當するものは徵集を延期することを得。

イ、徵兵検査によつて兵役に適せずと判定された者。

ロ、犯罪ありて豫審、公判、拘禁中の者、或は既に判決ありて獄中に拘禁中の者。

ハ、現役入營によつて家族が生存する能はざる確證ある者。

ニ、國家法定機關に服務し本機關の證明ある者。

ホ、學生

ヘ、兵役適齡以前に外國に居住する者。

ト、一家二人以上同時入營し家事に障礙を生ずる者は一人は徵兵

に應じ一人は延期す。

チ、疾病その他不可避の事故ありて入營する能はざる者は入營を延期す。

二、下記に該當する者は兵役を免除することを得。

イ、殘廢或は畸形者。

ロ、心神喪失者。

ハ、他に一家相續人なき者。

ニ、徵兵に應ずれば生活を維持するを得ざるの確證ある者。

ホ、中等以上の各校で軍術科修得の證明ある者は豫備兵に編入す

三、各縣の適齡壯丁にして徵兵委員會の審査に合格したる者の中より抽籤によりて徵兵を決す。

▲陸海空軍懲罰法▼

(民國二十四年二月十五日立法院通過)

第一條 陸海空軍々人ガ刑事範圍ニ亙ラザル罪ヲ犯シ法律ニ特別ノ規定ナ

キ場合其ノ懲罰ハ本法ニヨリ之ヲナス軍屬人員亦同ジ

前項ニイフ陸海空軍軍人トハ各兵科業ノ將校、准尉、准佐、士兵及學生ヲ指シ、軍屬人員トハ軍法官、軍用文官、軍用技術人員、政治訓練人員及ビ其他ノ軍用職員ヲ指スモノトス

第二條 本法ニ定ムル懲罰ノ種類ハ左ノ如シ

將校ニ對スル罰則

(一)免職(二)停職(三)記過(四)罰俸

(五)檢束(六)譴責

下士卒ニ對スル罰則

(一)降級(二)禁箇(三)勞役(四)禁足

(五)罰站(直立ノ姿勢ヲトルコト)

(六)訓戒

第三條 陸海空軍々人ノ懲罰ヲ受クル

行爲ハ左ノ各種トス

(一)軍人ノ名譽ヲ毀損シ軍人タル本

分ヲ守ラザルモノ(二)性情暴戾ニシ

テ規約ヲ遵守セザル者(三)言行粗暴

ニシテ軍人ノ體面ヲ穢スモノ(四)言行一致セズ又ハ故意ニ奇異ノ行爲ヲ敢テスルモノ(五)職責ヲ果サズ公務ヲ怠リ又ハ事故ニ藉口シテ勤務ヲ免レントスルモノ(六)長官ニ反抗シ又ハ長官ノ過失ヲ批評スルモノ(七)公私顛倒シ人ヲ害ヒ自己ノ利益ヲ圖ルモノ(八)團體ヲ結成シ他ヲ排除スルモノ(九)虚偽ノ申立ヲナシテ賞ヲ受ケ又ハ匿名ヲ以テ他ヲ中傷スルモノ(十)口實ヲ設ケ故意ニ法規ヲ破ルモノ(十一)他人ヲ毆打スルモ受傷セシメザルモノ(十二)召集命令ヲ受ケタルニ不拘故ナクシテ遅到スルモノ(十三)無用ノ事ニ干與シ又ハ謔言ヲ放ツモノ(十四)職務ヲ怠リ勤勉ナラザルモノ(十五)權限外ノ事ヲナシ又ハ行爲失當ナルモノ(十六)公物ヲ保管シ不注意ニヨリテ破損セシメシモノ(十七)擅ニ人民ヲ使役セシモノ(十八)略(十九)公務ヲ施行スルニ法

令ノ順序ニヨラザルモノ(二十)略(二十一)規定ノ秩序ヲ守ラズ又時間ヲ遵守セザルモノ(二十二)不清潔ナルモノ(二十三)試験ニ不合格ノモノ(二十四)規定以上ノ休暇ヲ取リシモノ(二十五)軍記ヲ破壊セシモノ
第四條 陸海空軍人ニシテ前條ノ各項ニ違反シタルトキハ罪ノ輕重ニヨリ
第二條ノ規定ニヨリ之ヲ處罰ス
第五條 警戒地域或ハ接戰地域外ニ於テ自ラ保管スル信號、識別旗、陸海空軍聯絡符號暗號、無線電信呼符號、無線電用各種代名詞簿ヲ遺失シタルトキハ第二條ノ規定ニヨリ處罰ス
第六條 免職 過犯明瞭ニシテ情節重キモノハ之ヲ免職ス
免職ハ原任命機關ニ案中ヲ送附シ調査ノ上之ヲ行フ
第七條 停職 過犯ノ情節免職ノ場合ノ如ク重カラザルモ、他種ノ懲罰ニ

比シ重キモノ、又ハ犯罪ノ嫌疑ニヨリ彈劾セラレテ審理又ハ處分ヲ待ツモノハ之ヲ停職ニ處ス
其ノ辦法ハ最高軍事機關之ヲ定ム
第八條 記過 記過三回ナルトキハ大過一回トシテ計算ス以前ニ善行賞アルモノ及ビ其ノ他ノ功績アルモノヲ除キ一考績期內ニ於テハ一回ノ記過ハ總平均點數ノ三分ヲ減低スルモノトス
第九條 罰俸 罰俸ハ月俸ノ百分ノ十乃至百分ノ三十以內トシ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ超ユルヲ得ズ
第十條 檢束 檢束ヲ受ケタルモノハ演習及ビ教育ヲ除ク外又出又ハ他人ト面會スルヲ得ズ其ノ期間ハ一日以上三十日以內トス
第十一條 降級 下士卒ハ現在ノ等級ヲ一級低下セシム、被降級者ハ三ヶ月後ニ非ザレバ原級ニ復セララルヲ得ズ

第十二條 禁箇 禁箇ノ期間ハ一日ヨリ三十日迄トス禁箇ノ期間ハ一日ヲ勞役二日ニ代ユルヲ得禁箇中ノ食料ハ飯白湯及鹽ノミトス

第十三條 勞役 勞役ニ處セラレタルモノハ勤務演習教育ヲ除ク外外出勞働又ハ雜務ニ従事スルヲ得ズ勞役ノ期間ハ一日ヨリ三十日迄トス

第十四條 禁足 禁足ニ處セラレタルモノハ休暇日ノ外出ヲ禁ズ、其ノ期間ハ一週乃至四週間トス

第十五條 罰站 罰站ニ處セラレタルモノハ一定時間中直立不動ノ姿勢ヲ採ルヲ要ス其ノ時間ハ一回二時間以上繼續スルヲ得ズ

第十六條 申誡 申誡ハ書面又ハ言詞ヲ以テ之ヲナス
第十七條 第二十四條(略)

特級上將制中政會通過

本年(昭和十年)三月二十七日の中

政會第四五〇次會議に於て、中央常務會議の提出に係る「特級上將制」並に左記の昇進を滿場一致通過、國府命令を以て正式任命する事となつた。

任特級上將 蔣介石
任第一級上將 閻錫山、馮玉祥、張學良、何應欽、李宗仁、朱培德、唐生智、陳濟棠、任第二級上將 陳調元、何成濬、朱紹良、韓復榘、宋哲元、劉湘、劉峙、萬福麟、何健、白崇禧、劉鎮華、顧祝同、商震、傅作義、徐永昌、于學忠、楊虎、蔣鼎文、龍雲、徐源泉

右と同時に張學良氏の軍事委員會委員長行營(武昌行營)主任就任を承認した。

外蒙古に於ける蘇軍の兵力

蘇聯邦は極東方面に對する軍事工作中、特に外蒙古に對しては外蒙民衆及び反蘇運動阻止と對日滿政策の二見地

より、外蒙古に有力なる軍司令官を派遣し、多數の蘇國軍を駐屯せしめてゐる。其の總兵力は約五箇師團と推定されてゐるが、此等は主としてサンベール方面よりボイルノールの全南岸一帯よりハルハ河を経てソロンに配されてゐる。即ち

一、庫倫に於ける蘇國軍の勢力は、兵力一騎砲機關銃隊混成兵一萬八千名、砲大小四門、高射砲七門、重機關銃百三十、輕機關銃二百四十、戰車八、裝甲自動車十八、空軍一蘇國軍は庫倫に大なる格納庫を設け、各種の飛行機十二臺を有してゐたが、極く最近更に收容力二百臺の大格納庫を完成し、先頃空軍第九大隊長ボラフが爆撃機二十一臺、偵察機二十三臺を率ゐて着任した。
科學兵器製造所一九三四年七月二十六日エリウエドモフ少將が

技師三十餘名を率ゐて着任した
 學校—陸軍大學校、士官學校を設
 け、現在約三千五百人の生徒を
 收容す。

二、サンベースには飛行場を設け、
 従来約百機の軍用機を常置すと發
 表されてゐたが、同地方住民の云
 ふ所に據れば約四百五十機を有す
 るのみならず、最近庫倫駐屯の蘇
 國軍主力が漸次此の方面に移動し
 つゝあると傳へられてゐる。

三、ケルレン河左岸、ツエツエハン
 飛行場には約三十機より成る爆撃
 隊が配置されてゐる。
 四、ハルヒン廟よりウルシエン河下
 流右岸には蘇國軍の自動車隊及び
 騎馬隊の巡邏兵が派遣され、又ボ
 イルノール附近ウオタコフ漁場、
 イワルビルフン廟内には騎兵旅團
 並に歩兵々團が駐屯してゐる。
 五、ハンヘンテイには騎兵隊五百、

砲兵部隊、機關銃隊、戰車六臺、
 裝甲自動車若干、新築木造の兵舎
 及び八十餘の包が設けられてゐる
 六、烏里雅臺には獨立派遣軍に補給
 する蘇國軍經理部が設けられてゐ
 る。

七、右の外ツデアンシアビには騎兵
 一ヶ聯隊、エルデニツスウには騎
 兵一ヶ聯隊、フンザールにはバル
 チザン部隊が駐屯してゐる。
 八、寶買城には兵營七、軍需工場三
 飛行場及び格納庫、陸軍學校が設
 けられてゐる。

九、西部國境線方面の兵備は總指揮
 官ロツチラ中佐以下指揮の下に正
 規軍二千二百名あり、其の第一線
 はオレンザブよりハイシトロガイ
 に至る三百里(日本里)を警備し、
 第二線はゴルフンバインよりホル
 ンデルスに至る二百里の間に駐屯
 地十箇所を設けて分駐し、第三線

は兵數一千、野砲三十八、戰車八
 を以てウゴームルよりタムスクに
 至る百里を防禦してゐる。尙以上
 の諸線を統べるに後方サンベース
 に主力兵一聯隊を駐屯せしめ、同
 所より更に庫倫總指揮部へは坦々
 たる自動車道路を以て密接なる連
 絡を保ち、軍需輸送をなすつゝあ
 る。各西部國境線の水も洩さぬ警
 備は内外蒙古人をして戰慄せしめ
 出入絶對不可能の現状であるから
 自ら交通杜絶し、無人の境を示し
 てゐる。

以上は外蒙古に於ける蘇國軍の實勢
 力であるが此の外に土着の蒙古軍があ
 り、此の兵力は従来五萬と稱されてゐ
 たが、現在は義勇兵・召集兵の増加に
 よつて總數約七萬五千と見做されてゐ
 る。而して此等の兵は徵兵制に依る徵
 兵検査を受けたる者を以て徵集して居
 り、其の検査は毎年八月滿二十一歳の

壯丁全部に對して行ひ、兵役年限を二
 ケ年としてゐる。又毎年四月滿三十一
 三十二、三十三歳の壯年を召集して三
 ケ月間の軍事教練を施してゐる。其の
 編成は五箇の師團より成り、一ヶ師團
 は四ヶ兵團に分れ(一ヶ兵團の兵力は
 二千五百)各兵團は四個支隊より成り

各支隊は更に四ヶ小部隊より成つてゐ
 る。
 尙蘇國に於てはサンベース居住の優
 秀外蒙青年五百名を選拔し、之に共產
 主義の速成教育を施し、以て萬一の場
 合に際し興安省一帯に派遣の日滿軍の
 後方攪亂に利用せんとしてゐる外、ブ

リヤート人より成る軍隊を編成してゐ
 る模様である。因みに蘇國側に於ては
 右軍隊の外に七千名の蘇聯指導員、五
 百名の蘇人労働者及び産業建設の爲め
 一千五百名の蘇聯人を入蒙せしめ、各
 方面に配置して萬一に備へてゐる趣で
 ある。

海軍

海軍艦隊戰鬥力一覽表 (民國二十四年九月現在)

艦艇名	排水量噸數	彈力	馬力	主砲	副砲	補助砲	魚雷
應瑞	二四六〇	二〇	六〇〇〇	ヴイカース六寸砲二門	ヴイカース三寸砲二門	福建四種七砲一門 ヴ式四種七砲六門 式四種高射砲二門 式三種七砲二門	二門
通濟	一九〇〇	二二	一六〇〇	アモス六吋砲二門	コロバ十二種砲五門	哈式五種七砲三門 式三種七砲八門 ヴ式六五機銃二門	
靖安	一〇二五	二二	一六〇〇	ハ式五種七砲二門	コロバ十種五砲八門	ヴ式四種七砲四門 式三種七砲四門	一門
寧海	二五二六	二二	二二〇〇	コロバ十五種砲三門			
海容	二九五〇	二〇	七五〇〇	コロバ十五種砲三門			

隊艦二第

砲河艦		砲艦										
江鯤	江犀	威勝	德勝	咸寧	民生	民權	江貞	江元	永綏	楚觀	楚謙	楚同
一四〇	一四〇	九三三	九三三	四八八	四六〇	四六〇	五五〇	五五〇	六〇〇	七四〇	七四〇	七四〇
一〇	九	一五五	一五五	一七	一八	一三	一三	一九	一三	一三	一三	一三
五〇〇	四五〇	三〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	九五〇	九五〇	四〇〇〇	一三五〇	一三五〇	一三五〇
曲射砲一門	砲一門 ア式三寸砲一門 コロボ八生七	ア式四寸七砲一門	ア式四寸七砲一門	ア式四寸七砲一門	ア式十二種砲一門	ア式四寸七砲一門	ア式四寸七砲一門	ア式四寸七砲一門	ア式四寸七砲一門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門
二門	スネート三種七砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	スネート三種七砲一門	スネート三種七砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門
銃四門	スネート三種七砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	スネート三種七砲一門	スネート三種七砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲一門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門
一七五	マ式七九水機銃四門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門	オ式二種高射砲一門

隊艦一第

砲艦		運輸艦		砲艦		海籌	
楚泰	楚有	自強	大同	海鵠	海鷗	海鴻	海鷗
七四〇	七四〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
一三	一三	一七	一七	七	七	九	九
一三五〇	一三五〇	三六四	三六四	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門	ア式四寸七砲二門
ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門	ア式三寸砲二門
マ式七九水機銃二門	マ式七九水機銃二門	マ式七九水機銃二門	マ式七九水機銃二門	マ式七九水機銃二門	マ式七九水機銃二門	マ式七九水機銃二門	マ式七九水機銃二門
一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四	一七四

廣東海軍(第四艦隊—第一集團軍艦隊)

海拆 巡洋艦(本年六月十五日廣東を脱出、七月七日香港で中央に收編され七月九日香港發十八日午後一時南
海琛 巡洋艦(京、八月十六日第三艦隊に編入(既に記入せり))
肇和 巡洋艦
福游 假砲艦
舞鳳 假砲艦

(河砲艦) 堅如、執信、湖山、光華、智利、金馬、飛鵬、江澄、江平、平西、廣安、利琛、綏江、海鷗、新淞江、珠江、
西興、仲光、仲凱

(魚雷艇) 魚雷艇第一號、魚雷艇第二號、魚雷艇第三號
(運艦) 福安、海瑞

中國海軍砲一覽(二十一年六月軍事雜誌)

名	稱	口徑	砲身全長	砲彈重量(磅)	最大射程(米)
阿姆斯テルダム	八吋口徑砲	八(吋)	四五(倍)	二五〇	一〇、二〇〇(碼)
阿姆斯テルダム	六吋口徑砲	六(吋)	四五(倍)	一〇〇	一三、〇〇〇(碼)
ウイカース	六吋砲	六(吋)	五〇(倍)	一〇〇	一三、六〇〇(碼)
阿姆斯テルダム	六吋口徑速射砲	六(吋)	四〇(倍)	一〇〇	八、六〇〇(碼)
コロバ十五DG	口徑速射砲	一五(DG)	四〇(倍)	四五・五(磅)	一三、五〇〇
日本製ア式	四吋七口徑速射砲	四・七(吋)	四五(倍)	四五(倍)	一三、八〇〇
阿姆斯テルダム	四吋七口徑速射砲	四・七(吋)	四五(倍)	四五(倍)	八、八〇〇

日本製ア式	四吋七口徑速射砲	四・七(吋)	四〇(倍)	四五	七、六〇〇
コロバ十二DG	口徑速射砲	一二(DG)	三五(倍)	五〇・四七・一二	一一、〇〇〇
コロバ十DG	五口徑速射砲	一〇・五(DG)	四〇(倍)	一四(艇)	一〇、九〇〇
阿姆斯テルダム	四吋口徑後膛砲	四(吋)	五〇(倍)	三一磅一三(艇)	一一、〇〇〇(碼)
ウイカース	四吋口徑砲	四(吋)	五〇(倍)	三一	一〇、〇〇〇(碼)
スネート	十公分口徑速射砲	一〇(DG)	四五(倍)	一二・六(艇)	七、九〇〇
スネート	八DG七口徑曲射砲	八・七(DG)	一二(倍)	七・八(艇)	六、五〇〇
コロバ	八公分七口徑曲射砲	八・七(公分)	一二(倍)	七・八(艇)	四、五四〇
ウイカース	三吋自動門曲射砲	三(吋)	五〇(倍)	一四	九、三〇〇(碼)
阿姆斯テルダム	三吋口徑速射砲	三(吋)	四六(倍)	一二・五	八、四〇〇(碼)
阿姆斯テルダム	三吋口徑速射砲	三(吋)	五〇(倍)	一四	八、四〇〇(碼)
日造ア式	三吋口徑速射砲	三(吋)	四〇(倍)	一二・五	六、八〇〇(碼)
スネート	六DG五口徑速射砲	六・五(DG)	四五(倍)	三・八(艇)	七、一〇〇(法)
上海製	ハ式五DG七口徑速射砲	五・七(DG)	五〇(倍)	六	八、〇〇〇(碼)
マコシ	五DG七口徑速射砲	五・七(DG)	四三(倍)	六	四、〇〇〇
阿姆斯テルダム	五DG七口徑速射砲	五・七(DG)	四〇(倍)	六	四、〇〇〇(碼)
阿姆斯テルダム	四DG七口徑自動速射砲	四・七(DG)	五〇(倍)	三磅四兩	七、〇〇八(磅)
ウイカース	四DG七口徑自動門速射砲	四・七(DG)	五〇(倍)	三磅四兩	六、六〇〇(磅)
阿姆斯テルダム	四DG七口徑自動門速射砲	四・七(DG)	四六(倍)	三・三	六、二〇〇(磅)
日造	ハ式四DG七口徑自動門速射砲	四・七(DG)	三〇(倍)	二・五	二、四〇〇
コロバ	四DG七口徑速射砲	四・七(DG)	四〇(倍)	一・五(艇)	六、五〇〇

英造ハ式四DG七口径速射砲	四・七(DG)	四〇(倍)	三・三	三、六〇〇
ヴイカース四DG口径高射機關砲	四(DG)	四〇(倍)	九〇(班)	五、四〇〇(磅)
スネート三DG七口径速射砲	三・七(DG)	六〇(倍)	〇・六八(從)	七、一〇〇
ハチケース三DG七口径速射砲	三・七(DG)	二二(倍)	一	二、〇〇〇
ヴイカース三DG七口径機關砲	三・七(DG)	四三(倍)	一二五	三、〇〇〇
ハチケース三DG七口径五管機關砲	三・七(DG)	三〇(倍)	一	二、〇〇〇
ターキー製式三DG七口径速射砲	三・七(DG)	三〇(倍)	一	三、〇〇〇
マクシン三DG七口径機關砲	三・七(DG)	三〇(倍)	一	三、〇〇〇(磅)
ナトヒ一時口径四管機關砲	一(吋)	三〇(倍)	〇・五	—

一八〇

空軍

現有飛行機概數(一九三五年二月現在)

部別	機數
中央	三八二
廣東	一一五
廣西	五三
山西	一五
四川	二〇
雲南	一一
其他	二三

海軍 二四
民間 四〇
合計 六八三

〔註〕 蔣介石氏は大空軍建設を目指し續々飛行機を買入れつゝあり既に中央だけで優に六百臺を擁してゐるといはれてゐる(支那空軍大擴張計畫参照)

中央航空學校各科教授科目

飛行科 英文、算學、飛行學、飛機構造、空氣力學、航空名詞、航空史、發動機、氣象、地理、航行學、航空儀器、通訊學、空中照明、兵器、材料大意、政治經濟、黨義、革命史、軍事學、無線電受發、工場實習、軍事訓練、航空衛生、飛行術、直線飛行、螺旋上昇下降、八字飛行失速、輾轉側滑旋轉上昇、翻圈越野飛行、編隊飛行、

機械科 算學、英文、力學、機構、航空名詞、航空史、機械畫、熱力機、無線電、發動機、飛機構造、空氣力學、材料學、材料強弱、航空儀器、兵器學、軍事學、政治學、經濟學、工場管理、機械實習、體育、軍事訓練、工業簿記、黨義、革命史

名稱	種類	製造年月及地點	馬力	耐航時間	乘員	製作費單位元
江名	偵察	十五年馬江飛機製造處	一三〇	二時半	三	二五、〇〇〇
江鶴	偵察	同前	一〇〇	同前	二	二五、〇〇〇
江鶴	偵察	十四年馬江飛機製造處	一〇〇	三時	二	二〇、〇〇〇
江鶴	偵察	十七年獨逸イコス廠造	二八〇	五時半	二	五〇、〇〇〇
海鷗	偵察	十七年馬江飛機製造處	三六〇	同前	六	四五、〇〇〇

一八一

更に杭州飛行學校の外に洛陽に一大飛行學校を開き、兩校に各三百名の生徒を收容して既に教育を開始してゐる。操縦、機關兩兵とも初歩の者は支那人教官自らこれを教育し、一應の訓練を終へた者は外人教官の下で高等技術の收得に精進せしめてゐる。尙明年度は飛行練習生一千名を採用する豫定であるが、明後年末までには少くも三千名の優秀なる航空士を養成する計畫で、目下伊太利人約三十名、米人約十名の顧問教官を總動員してゐる。此の爲め米國人教官は今春を以て契約期間満了に達してゐるが、特に解雇を延期する模様である。支那空軍の此の老なる擴充計畫は凡て伊太利人ローデイ大佐の指導によるものであるが、其の成績頗る良好と見られてゐる。

乃至五百五十機と云はれてゐるが、其の大半は昨年末より購入されたもので、昨年一月より八月にかけては毎月平均二十五機を買入れた事實あり、今又米、佛、伊各國より續々購入され、本年は伊太利機が斷然多數を占める豫想である。此の他杭州飛行機製作場に於ても毎月各種型の軍用機各十機乃至十五機の組立が繼續され、上海上空では連日の如く各種の新鋭機の試験飛行が行はれてゐる。斯くの如く日と共に激増し行く支那空軍所屬機は、明後年末には少くとも一千機を突破する豫定であるが、中でも最も恐るべき攻撃力を有するものはファイアット及びブレゲ一兩爆撃機であつて、其の航續力は實に二十餘時間であつて、杭州―東京間を往復してはなほ數時間の餘力を残すものと云はれてゐる。

飛行場の増設 空軍の大擴充に伴ひ

右のうち夜間飛行の設備を有するもの約十ヶ處であるが規模最大にして設備の最も優れたのは南昌新飛行場で、周圍一萬六千米（一里四方餘）格納庫十五を建設中である。南昌舊飛行場は之に比して規模、設備ともに

浙江省	二〇
江蘇省	一九
福建省	一二
安徽省	一六
江西省	一六
湖北省	一一
湖南省	一五
山東省	六
河北省	八
四川省	九
廣東省	二五

遙かに劣り、其の面積は四千米平方（半里四方）、格納庫は大小各四個宛で、杭州には目下飛行場の他に飛行學校、防空學校、飛行機製作場等あり常に百機前後の軍用機が配備されてゐるが、支那側では日本を假敵國とする戰略の見地より海岸に近き杭州に之以上の設備を施す事を避け、空軍の中心地帯を南昌及び洛陽の二ヶ處に決定して目下着々工事を進めつゝある。

遙かに劣り、其の面積は四千米平方（半里四方）、格納庫は大小各四個宛で、杭州には目下飛行場の他に飛行學校、防空學校、飛行機製作場等あり常に百機前後の軍用機が配備されてゐるが、支那側では日本を假敵國とする戰略の見地より海岸に近き杭州に之以上の設備を施す事を避け、空軍の中心地帯を南昌及び洛陽の二ヶ處に決定して目下着々工事を進めつゝある。

莫大なる空軍費 以上の如き老なる空軍計畫の實現に狂奔する支那は過去數年間に軍用機、附屬品、爆彈等の購入、石油その他の消耗品、航空員の養成手當等に約一億元の巨費を投じて來たが、空軍の經費は今後更に増大すべく、航空員の給料も日本よりは遙かに多く、少、中尉級で本俸三百元特別手當を加へて平均五百元に達する模様で、若し此の分に

て三千名の航空員を擁するとせば、人件費のみでも月額一千五百萬元を要する譯である。

空軍擴充の目的

蔣介石氏が支那空軍の斯かる大擴充を決心するに到つた主要動機の一として、歐米列強と支那との間に航空方面の關係密なるものある事實が指摘されてゐる。即ち昨年十月迄に英國は二回、獨逸、佛蘭西は各三回、米國は十一名を支那に送り、伊太利に到つては十數回に互り多數の人員と飛行機を派遣して、夫々國民政府當局に自國機の性能を誇張し、航空の重要性を説いて飛行機の賣込み、顧問、教官の派遣に努めて來たが、支那よりも前後五回に互つて歐米列強に軍事航空視察團を特派してゐる。斯くて支那空軍は近き將來に於て優秀強大なる勢力を獲得する譯であるが、之が保持には年々莫大なる費用を要し、現下支

甘肅に入り、一部は既に徐海東軍と合流したと言はれる。換言すれば中央統治圏の心臓部に於て鋭く統治者に對立してゐた主要勢力が、遠く一千哩の彼方に移動し、新なる對立勢力を構成せんとしつゝあるのである。この歴史的大移動が直接的には支那の國內情勢、間接的には支那を繞る國際情勢に重大な影響を與へるであらうことは論を俟たざるところなるも、吾人は姑くこの問題を措き、先づ贛閩省より黔川省境まで引かれた赤い線を辿り、血に彩られた『剿共』『西遷』の戦史を綴つて見よう。

西遷開始前後の中央軍及び紅軍配置状態

贛西南ソヴェット特別区の紅軍（西遷基本部隊）は第一方面軍總司令朱徳の指揮下にあつたが、その編成は次の如くである。

▲第一軍團（長―林彪）は第一、二、三の三ヶ師よりなり、兵力約二萬五千、歩兵銃一萬五千挺の外、重輕機關銃、歩兵砲、山砲等約二百門を有し、主力は、永豐の東方七都一帶より樂安南方の招携、善和方面へ移動、第三師は黎川南方樟村、橫村一帶にあつたが後石城、長汀方面に後退第五、九軍團と協力して中央軍に當つてゐた。

▲第三軍團（長―彭德懷）は第四、五六の三箇師より兵力約二萬、歩兵銃一萬前後の外機關銃、山砲等約百基を有し、主力は一時福建軍を擊破して延平に迫り、一度は擊退されたが、再び方志敏麾下の部隊と共に福州近郊まで通り八月中旬には福建中部の山嶽地帯で遊撃戦をなした。

▲第五軍團（長―董振堂）は第十三、十四、十五、新編第七師の四ヶ師よりなり、兵力約一萬五千、歩兵銃

五千、重、輕機銃約五十を有し、各師は資溪、南城、黎川、南豐一帶に布陣して中央軍と接觸してゐたが、西遷開始前は石城、寧化の線まで後退してゐた。

▲第七軍團（長―方志敏）は第十九、二十、二十一の三ヶ師、兵力約五千銃三千五百を有し、資溪縣桐埠の公司嶺を根據地とし、一部は福建境方面から福建中部山地にかけて遊撃戦を行つてゐた。

▲第九軍團、第十軍（長―周延平）は第三十、三十一、三十二の三ヶ師、兵力三千、歩兵銃二千を有し、第七軍團の下にあつて江西、浙江省境で活躍。

▲第十一軍（長―周建屏）は兵約三千歩兵銃二千を有してゐる。

▲第十二軍（長―羅炳輝）は兵約四千五百、銃二千を有し、寧洋方面で蔣鼎文の東路軍と交戦してゐた。

この外に江西、福建省境に黎資光、建泰獨立團（約四千）、永東高機一帶に獨立二十二師（二千）、瑞金の紅軍學校を改編した警備師（二千）、同

獨立第四師（二千）、瑞金、會昌一帶の獨立第五師（二千）、會昌の獨立團（二千）等々があつた。又第一方面軍に屬する第十七軍（兵三千、歩兵銃二千）は新編第八師及び獨立十二師（兵千五百、銃千）と共に第十七軍長蕭克の指揮の下に江西西南の永新、萬安縣城に主力を置き、遂川、寧岡、蓮花、安福、宜春、分宜、新喻より高安、上高縣一帶を遊撃し猛威を逞しうしてゐたが、七月末西遷を開始し、湖南々部に下つて廣東、廣西省境を脅かしつゝ貴州東端に出で、湖南との省境を北進して現在は完全に賀龍軍と結び湘、鄂、川省境を根據地とし、基本部隊が湖南南部を通過の際は頻り、同省西北部に出

没して何健軍の後部を脅かし、その南部集中を牽制した。

中央軍の配備

(一) 東路剿匪軍（總指揮―蔣鼎文）前敵總指揮衛立煌（第十一軍長）の麾下に第三師（李玉堂）、第十師（李默庵）、第三十六師（宋希濂）、第五十二師（盧興邦）、第八十三師（劉懋）等があり、福建省龍巖を中心に長汀連城を包圍してゐた。

(二) 北路剿匪軍（總指揮―顧祝同）陳誠（第十八軍長）、毛炳文（第六路軍總指揮）、孫連仲（第二十六路軍總指揮）等の分割指揮する第五師（周渾元）、第八師（陶峙岳）、第九師（李延年）、第十三師（萬耀煌）、第十四師（霍揆彰）、第六師（蕭致平）、第二十四師（許克祥）、第二十七師（高樹助）、第五十三師（李韞珩）、第五十九師（陳時驥）、第八十師（李思明）、第九十師

(吳奇偉) 第九十二師（梁革盛） 第九十八師（劉和清）等は撫州、南豐、崇仁、宜黃、樂安、金溪一帶に配備され、信江上流の餘江、貴溪、河口玉山、上饒一帶には第二十一師（梁立柱） 第五十五師（阮肇昌） 南昌には第八十七師（王敬玖） 第八十九師（湯恩伯）の外財政部直屬の稅警團、劉夷、陳雷等の獨立旅が集結されてゐた。

(三) 西路剿匪軍（總指揮、何健）萍鄉、茶陵の兩方面より江西に入つた湖南軍と鄂南駐屯の湖北軍及び江西原駐の中央軍より成る混合部隊で三縱隊に分たれてゐた。

第一縱隊（司令劉建緒、司令部蓮花）は第十五師（王東原） 第十六師（彭位仁） 第十九師（李覺） 第二十三師（李雲杰） 第二十八師（王懋德） 第四十六師（戴岳） 第六十三師（陳光中） 第七十七師（不明）の八ヶ師を以て

贛西の蕭克、李天柱軍に當り、第二縱隊（司令何健、司令部萬載）第八師（朱耀華）第五十師（岳林）第六十二師（陶廣）の三ヶ師及び第三縱隊（司令郭汝陳、司令部修水）第二十六師（郭汝陳）第三十三師（馮興賢）第八十二師（容景芳）第八十五師（謝彬）の四ヶ師及び新編第三旅（李定五）同五旅（李宗監）の二ヶ旅は贛化の孔荷龍軍の剿討に當り後之を投降せしめた。

（四）南路剿匪軍（總指揮、陳濟棠）

第一縱隊（司令余漢謀、駐贛州）は李振球、葉肇、張達の各師及び陳章甫の獨立旅第二縱隊（司令黃仁寰）の獨立師、第三縱隊（司令王贊、斌賈聊及び李漢魂の獨立師、同鄧龍光）の獨立師等より成り大庚、贛州、信豐安遠、尋鄒、贛南諸縣、並に平和、平遠、蕉嶺、大埔、海縣等に駐屯し共產軍の西遷を阻止せんとして

また。

瑞金中心の戰況

所謂第五次「剿共」は福建事變の終結を待ち、民國廿四年の舊正を期して一齊に開始された、多數の優秀なる兵器と共產軍に數倍する大軍を擁し「公路—調堡—封鎖」の新戰略を採用した中央軍は、前記四路より包圍攻撃の結果、次第に共產區域を奪回した、斯くて七月末には早くも基本部隊西遷の前哨戰として蕭克部隊が西進を開始し、八月に入るや陳誠麾下の諸部隊によつて瑞金の外濠ともいふべき驛前が克服され、西遷の氣運は益々濃厚となつて來た。而して九月初旬に於ては共產軍の確保するものは僅かに興國、瑞金、石城、零都、會昌、寧都、長汀、寧化の十餘縣を殘すに過ぎなくなつた。九月下旬中央東路及び北路軍は協力して一齊に攻撃を開始した。即ち周渾元部

隊は興國方面の紅軍第一軍團第二師及び第五軍團第十三、第三十師を、第三路軍は石城方面の紅軍第三軍團第四、五師を、東路軍は紅軍第九軍團の第三、二十四師（計三千）を猛攻した、斯くて同二十八日六路軍第九十二（梁革盛）師は紅軍第二十一師と交戦の結果石井坑を、東路軍新編第十師は柏柱を占領した、十月六日朝北路軍霍、黃兩師は紅軍第一軍團主力及び第三軍團第十五師を撃退して遂に石城を占領し、東路軍李默庵縱隊は河田を克服した、更に同九日には六路軍先鋒梁華盛師によつて興國縣の太陽嶺が占領され、次いで十四日興國縣城が奪回され、紅軍第十二、二十四師敗退の報が傳へられた。

斯くして十月十八日（一説には二十日或は二十日過ぎとも云はれる）瑞金を中心とする基本區の共產軍は、ソヴェット假政府樹立以來、滿三ヶ年苦心

老巢から黔川へ

（A）西遷開始より湖南省境突破まで

經營の古巢を捨て、黔川省境へ新たな建設を目指して歴史的西遷を開始した、彼等はこの西遷に當り、中央軍の追撃を阻止するため、嚴軍として方志敏、羅炳輝、周建屏等の各部隊を江西南部の要處に配置したので、基本區域に於ける剿共線は、依然として繼續された。共產基本部隊西遷開始の報に勢ひを得た剿匪軍は、各地に於て一齊に攻撃を開始し、廿六日午後周渾元部隊は寧都を占領、十一月一日李默庵部隊は長汀を克服、勝ちに乗じて一舉に赤都瑞金を衝き同日遂にこれを陥落せしめた。其の後間もなく零都、會昌、寧化等諸縣城の克服が報せられた。この間嚴軍として中央軍の追撃を牽制してゐた紅軍各部隊は、一部は中央の包圍に陥つて殲滅され、一部は今尚基本區域に殘留潜伏してゐるが方志敏、羅炳輝等有力部隊は中央軍の守備線を突破し、安徽侵入を企てた。

共產軍の基本區域放棄の氣運は九月中旬頃より見えてゐたが、何れの方角にその出路を求めんかは西遷開始直前まで判らなかつた。西遷行動を開始した共產基本部隊は先づ三路に分れて贛州、信豐、安遠一帯に布かれた南路軍第一縱隊第一師、第二師の防備線突破を試みた。信すべき情報によれば一路は軍事委員會主席朱德自ら部下五萬を率ひ會昌、零都の間を龍布に抜け重石、版石、新田、古陂、韓坊等の李振球部警備線を突破して西進、一路は第三軍團長彭德懷が約二萬の部隊を率ひて零都西北方から贛州、南康方面に向け進撃、又一路は第五軍團長董振堂が約三萬を率ひて瑞金、會昌の中間章河の流域に沿つて南路軍第二縱隊の警備線

を突破し、安遠を経て南雄を衝いた而して朱德、彭德懷部隊は信豐で合流し、直に湖南々部省境の突破を試みたのである。この時紅軍の進路正面に布かれてゐる防備線は、南路軍に屬する余漢謀麾下の第一縱隊によつて構成されてゐた。即ち安息方面に李振球の第一師、信豐方面に葉肇の第二師、南雄方面に李漢魂の獨立第三師二團及び警備旅、贛州、南康方面に張達の第四師を夫々配置した。かくの如き西、南路軍の水も漏らさぬ警備陣にも拘らず、紅軍西遷部隊主力は十一月上旬豫定通り南部省境を突破し、湖南に侵入して桂東汝城の線に於て西路軍と對陣するに至つた。

十一月十日前後に西進部隊主力は汝城、城口を過ぎ廣東北部の九峰、塘村一帯に南下しその右衛部隊は彬州、宜章間の良田を過ぎ臨武方面に

向つて西進を續けた。十七日厦門方面よりの情報は「一、三、五軍團主力三萬餘は、江西西南部及び湖南の桂東、汝城、資興の間にあり、永新に省政府を樹立し彭德懷が主席となつた。又七、八、九軍團は湖南南部に進んで廣東軍の圍みを突いてゐる」と稱してゐるが、永新の新ソダエット説はその後の状況より推して虚報と思はれる。

(B)湖南省南部を横断して廣西省北部突破 西遷部隊が湖南省内に雪崩込んだのを見て十一月十三日蔣介石は何健を追剿總司令に任命し、紅軍殲滅を嚴命した。こゝに於て何健は同十四日衡州に至り同職に就き、二十四日劉建緒、薛岳周、渾元李、雲杰、李韞珩を五路追剿司令に任命し、廣東軍と協力して、共產軍の進路を阻止せんとした。これより先西遷左翼部隊は安遠、信豐の南路軍を撃破し

廣東省西部省境南雄に肉薄して一時南雄は危機に瀕したが、十月二十七日頃から共產軍は章江を渡つて南進を續けた、この侵入に脅かされた廣東軍は西遷阻止の陣構へを放棄して南雄、烏徑、大庚の線に軍隊を集結し、省境防備の態度に轉じたため、第一、三、七軍團等の紅軍主力部隊約三萬は悠々省境を越え、先發隊は二十九日早くも桂東、汝城の線に到達したのであつた。

共產軍侵入の報が傳はるや湖南省南部は大動搖を來たし、長沙より南下する商品輸送は殆んど停頓状態を呈し、長沙の上海向け爲替は俄然暴騰した。而して共產軍中には湖南出身の將校及び黨員が多數ゐたので、省政府當局は大恐慌を來たしたが桂東、汝城、資興の諸縣を攻略した共產軍先頭部隊は、破竹の勢を以て前進を續けんとしてゐるので、西方の永

興、彬州、宜章諸縣は大混亂に陥つた。こゝに於て西路剿匪總指揮何健は部隊を増援し、中央軍と協力して左の如き防備陣を布いた。

第一縱隊(司令劉建緒—根據地衡州)
第十五師(彬州方面)第十六師(祁陽、永州、寧遠縣方面)第十九師主力(衡州附近)第六十三師(茶陵、安仁、來陽方面)

第二縱隊(司令劉膺古—萍鄉根據地)
第十八師(江西より湖南南部に向つて追擊中)第二十三師(桂東、資興方面)第六十二師(益將、汝城方面)第七十七師(江西より湖南南部に向つて追擊中)

第三縱隊(司令陳繼承—根據地泰安)
所屬部隊不明

一方廣東軍も湖南との省境一帯に嚴重な防備陣を布いてゐたので、西南兩路軍は明らかに紅軍挾撃の陣形となつてゐたのであるが、兩路軍とも

徒らに自己の手兵を損ずる事を恐れて、何等積極的阻止行動に出でなかつたので、却つて紅軍のため道を開いた形となり、西遷部隊は宜章、臨武、藍山、江華、永明の線に沿つて悠々と移動を續けた。従つて紅軍は十一月下旬寧遠、藍山、道縣、江華、永明一帯に達した。紅軍西遷部隊は勢に乗じて一擧に廣西北端を突破しようとして、剿匪軍との間に猛烈な戦闘を開始したのである。

かくて共產軍主力部隊(約三萬)は龍虎關より廣西省内に侵入、一部隊を以て富川賀縣方面を衝かしめ、南方の廣西、廣東軍を牽制、又一部隊を全州より梅溪口を経て再び湖南に入らしめ、北方の湖南軍を牽制せしめつゝ、本部隊は灌陽附近を突破、中道を西進して一路貴州省境に向つたものゝ如く、前線よりの報告等によると流石の廣西軍も共產軍の快足

に及ばず、結果から見れば、全然無駄な追撃を繰返してゐた模様である。紅軍部隊が廣西北端境を横断して再び湖南省内に侵入するや、追撃軍各部隊は第二路各師は東安より武岡に進發し、第三路周運元部隊は二日麻子渡を過ぎ咸水を経て匪軍の後尾を追撃、第四路の李、王兩部は東水嶺を過ぎ捷徑を取つて綏遠に向ひ、第五路の李韞珩部は一日零陵に達したが紅軍はその巧妙なる作戰を以て思ふ儘に前進を續けた。

右の情勢の下に何健は追剿司令部を衡州より寶慶へ移動し、劉建緒は部隊を率ゐて綏寧に到り前線を監督した。中央軍前線の配陣は次の如くである、即ち第五十三師及び李覺部の一ヶ師は永州に第十三、十六、二十三、五十九、九十二各師は新寧附近、第六十二、九十三各師は梅溪口附近一帯、第六十三師は城步、第十

五師は綏寧で防備に就いた。汎有る情報を綜合して見るに、全州方面より北進して新寧、城步、綏寧方面に移動した紅軍部隊は第五、九軍團、全州より龍勝、廣南方面に西進した部隊は第一第三軍團(朱毛が引率)で兩路は相互に聯絡をとりつゝ、城步龍勝の中間地域を通過し、通道方面を経て貴州省内に侵入せんとしたのである。而して丁度この頃湖南省西北部にあつた賀龍、蕭克の聯合軍は基本部隊の貴州侵入を掩護すべく、頻りに北方を擾亂して何健部隊の牽制を開始した。かくして政府軍必死の防戦にも拘らず、西遷共產軍は十二月中旬に至り遂に省境を突破し豫定通り錦屏、永寧方面に進出したのである。紅軍の實力行動番號は大略次の如くである。

▲紅軍の實力 (甲)第一軍團兵數八千餘人、歩騎兵銃五千餘、拳銃及

の中堅部が引率し落伍兵を收容併合して、擾亂を熾めてゐるものを除いて、現在紅軍の大部分は既に寧遠以南、江華、道縣以東の地區に到達してゐる。

(C)貴州を遮断し、四川を窺ふ 賀龍、蕭克軍の湖南後方擾亂により、追剿軍の動搖する機に乗じた西遷共産軍先頭部隊は、十二月十日前後早くも貴州省境の防備線を突破し永從、錦屏附近に進出した(永從は黎平の西南六十八華里、桂邊を去る二十華里、錦屏は黎平東北百四十華里、湘邊を去る四十五華里の地)。此處に於て貴州東部の形勢は遽に緊張し、省政府主席王家烈は更に何知里師を馬壩坪方面に急派した。(王家烈は曩に總指揮官に命じて黎平、永從方面を防備せしめ、又副軍長侯之擔を錦屏に駐軍せしめ自らは兵六團を率ゐて施秉、鎮遠方面に進出し各軍を指

の中央各機關は南北兩路の中間地區を行進したものと如し(一)第一、三軍團及び第八軍團の主力は相次いで道を延壽、文明、赤石にとり良田に到着後第一軍團の一部と第三軍團は宣章より西進、其の他の部隊は桂陽南境より嘉禾、寧遠を経て西進し紅軍の北路となつたが、更に北方に一部隊を分派し右衛となした(三)第九軍團及び第八軍團の一部は兩路の左側を稍々遅れて行進し、城口、沙木洞より茶陵、蔚關關、塘村杆、坪石、宣章、梅田、臨武、藍山を経て西進、紅軍の南路となつてゐた(四)中央各機關及び傷病兵等の無戰鬥能力部隊は第五軍團及び第一軍團の殘部がこれを掩護して宣章、臨武兩部隊の中央を行進、これは紅軍の中央隊と見做されるものである。(五)沿道に殘留した少數部隊

び自働歩兵銃二百餘、機關銃百五十挺、梭標(槍)千八百桿、歩兵砲六門、平射砲四門、(乙)第三軍團兵、數九千餘、歩騎兵銃五千餘、拳銃及び自働歩兵銃七十餘、機關銃八十餘、梭標千桿、山砲二門、迫撃砲六門、(丙)第五軍團兵數九千餘、歩騎兵銃三千五百、機關銃五十、(丁)第八軍團、兵數六千、歩騎兵銃三千、機關銃三十、(戊)第九軍團兵數二千六百、歩騎兵銃三千餘、機關銃十餘、其の他に教導師幹部團、瑞金司令部獨立營、總衛生部、政治部、保衛局、勤務部等々あるが人數は不明。

▲紅軍の行動 (一)第三、五、八、九軍團は合計約二萬の銃を有し、先づ汝城に進出、會合した後再び兩路に分れて西遷、宣章、良田の線に於て暫らく停預してゐたが、又三路に分れて西進を續けた。そ

建緒は王東原師を率ゐて十五日靖縣に至り、王師及び何平部隊をして靖縣、會同間及び靖縣綏寧間に調堡を築かしめ、紅軍の逆流するを防いだ同十五日薛岳は黔陽に至り、その所屬部隊を花江、玉屏、銅仁、天柱一帶に配置した。

共産軍の近況

別項の如く蔣介石の五回に亘る大規模の討伐によつて永年江西に腰を据えてゐた朱毛共産軍主力(朱德、毛澤東の率ゆる共産軍)は昨年十月江西から湖南を経て貴州へ逃れ、また安徽、河南湖北省境に盤據してゐた鄭繼助の率ゆる共産軍はそれより先(一昨年九月)陝西を経て四川に入り、湖北の賀龍の部隊も同じ頃洪湖の陣地を棄てて西方へ逃れ、湖北、湖南、四川省境によつたので討伐軍事は一齊に西方へ移つた江西、福建、安徽、陝西、湖南東部及

び南部等の各地に散在する零細なる共産軍部隊を除けば、現在に於ける比較的有力なる共産軍部隊は四川北部の徐向前部隊(以前の鄭繼助麾下)貴州から雲南を経て四川に入った朱毛軍及び湖南西部に巢喰ふ賀龍、蕭克の部隊であり、このうち徐向前の部隊が最も重大視されてゐる。

これらの各部隊は常に合流を企圖してゐるが如く傳へられてゐるが、何れも無電で聯絡を保ちつゝ一定の目的の爲めに動いてゐるのであつて、今日までの足跡を見れば合流のみを唯一の目的としてゐないことは明らかである。勿論合流すれば勢力強大となり、討伐軍に有效なる抵抗を試み得る譯けであるが、これは反面に於いて討伐軍をも一點に集中せしめ、所謂「圍剿」を容易ならしめる事になるので今日迄の彼の行動を見れば討伐軍の兵力をも分散せしめ、これを各方面から牽制して

揮してゐた)永從一帶に侵入した西遷先頭部隊が新廠馬路口を経て錦屏を衝かんとし、西路軍劉建緒麾下の陣光中部隊と接觸してゐる間に紅軍主力の一部約一萬は十三日通道以西の四郷所、藕園、新廠一帶に集結して虎視眈々として入黔の機を窺ひ、一方朱毛の率ゐる。第一、三軍團主力は柱邊、龍勝、古宜より貴州の永從に向つて進撃した。これに對して中央軍側では章亮基、陣光中、陶廣各師が十四日臨口、菁蕪方面より一齊に攻撃を開始し、激戦半日の後紅軍は新廠方面に移動した。又貴州軍周旅は十五日拂曉黎平城を占領中の紅軍主力部隊を攻撃したが紅軍は同所を捨てて錦屏に向つて移動した。かくして紅軍大部隊が既に省境に侵入するや貴州省政府主席は行營を遵義、鎮遠に分設し、所屬部隊を湘黔、柱三省境方面に配備した、又西路軍劉

討伐軍を奔命に疲れしめ、その間に神出鬼没の策略を用ひ、討伐軍の虚を衝いて奇利を博さんと企ててゐるもの如くである。若し彼等が合流を唯一の目的としてゐるものとすれば、江西を脱出した朱毛の共産軍は貴州、湖南省境に於て賀龍、蕭克の部隊と合流出來ないことはなかつた筈であるが、朱毛軍は湖南省境へは向はず、一路貴州を斜めに獨り抜けたのである。その後は貴州省内を東奔西走し、時には四川及雲南省境まで遊撃して廻つたが、積極的に賀龍軍と合流しやうとした形跡は見られない、しかし情勢如何によつては彼らも合流することは勿論であり、既に朱毛、徐向前兩部隊は四川、西康邊境で聯絡を實現してゐるが、現在に於ては各部隊とも討伐軍の鋭鋒を避けつゝ各地を遊撃し、その間に勢力を扶殖することに腐心してゐるものと見るより外はなく、それから先きの彼らの

企圖は客觀情勢によつて決定されるといふ以外に明言することは出来ない、最初朱毛軍が湖南、廣西を衝き抜けて貴州に入つた時、討伐軍の主腦部も貴州、四川、湖南省境に新サヴェエト區を作らんとするものと見てゐたが、討伐軍の進撃があつたとは言ひながら、彼らは同方面に新サヴェエト區を建設しやうとはしなかつたのである。少なくともそのために努力したといふやうな痕跡は見られない、その後は健脚を利用して貴州省内を縦横無盡に走り廻り、時には重要地點を占領して討伐軍を狼狽せしめ、形勢不利と見れば迅速に兵を返し、一瞬間も足を留めないので、その足跡のみを見てゐると討伐軍に追ひまкруられて次から次へと逃げ廻つてゐるやうに見えるのである、しかしこゝに注意すべきことは彼らはどうしても逃げなければならぬやうな痛撃を加へられたことは一度もなかつた

のである、現在は雲南省境を経て四川西康邊境へ入り込んでゐるが、同方面は極めて貧弱な地方であり、かゝる地區で新サヴェエト區の建設を企圖するものとは思はれない、勿論彼らが永く足を留めれば自然其地方が新サヴェエト區と見られるやうになる譯であり、また一部では既に共産軍は同方面に新サヴェエト區を建設せんとしてゐるとの説が傳へられてゐるが假令彼らが暫く同方面に足を留めるとしても、それは實際に於ては眞の意味に於ける新サヴェエト區建設のためではなく、戰略上の必要から生れた一時的辦法としての滯留、過ぎず、積極的なサヴェエト區の經營には當分手をつけなだらうと思はれる、何となれば今日までのところ彼らの行動にはかゝる意圖の片鱗さへも見られず又その餘裕もないからである。

一方川北の徐向前の共産軍は如何と

云ふに嘉陵江を突破して以來、絶えず優勢を持し乍ら頻りに西進を續け、一説によれば四川、西北の高山峻嶺地帯を根據地とするだらうといはれ、又一説によれば結局は甘肅へ逃れ、ロシアの勢力下にある新疆省へ入らんとしてゐるのであるといはれてゐるが、何れにしても討伐軍に敗北して古巢を逃げ出したのではなく、若しソヴェエト區建設の念願を有するものとすれば通江南江、巴中一帶の赤區を遽かに放棄する必要はなかつたのである。客觀的に言つても今直ちに新サヴェエト區を建設する暇もなければ又新サヴェエト區を建設すべき地域の豫定もしてゐない模様である、久しく喧傳されてゐた朱毛、徐向前兩部隊の合流も實現し、若し彼等に新サヴェエト區建設の企圖があれば暫らく同方面に留まるかも知れないが、同方面は土地貧弱で大軍の給養は容易ではないから、合流した勢

ひを以つて四川軍へ逆襲して來るだらうといふのが常識的な見方である、實際に於いて彼らの今後の動きを豫想することは不可能である。かくの如く情勢の然らしめる所とは言へ各部隊とも目下のところ新サヴェエト區を建設せんとする意圖を有せず、絶えず遊撃しながら損傷した部隊を補充し、同時に赤化の種を至る所に蒔き散らし、不利と見れば退き、隙があれば猛撃を加へて武器彈藥を手に入れたら戦鬪力の充實、紅軍の擴大を圖りつゝ、時機を待たんとしてゐるのである、尤も湖南西部の賀、蕭部隊は遠くへ遊撃することは不可能な状態にあり、同一地域に相當永く盤據してゐるが、それでもソヴェエト區を經營するよりも遊撃によつて實力の保存を圖らざるを得ない状態にある、かくの如く共産軍が遊撃を事としてゐるのには理由がある、即ち、同一地域に長く

留まつてをれば自然給養も缺乏し、兵員の補充も困難となる、絶えず有力、優秀な武器を具えた討伐軍と戦はねばならない共産軍としては兵員の補充が最も大きな問題である、この物資と壯丁の補充の爲め彼等は遊撃を續けるのを最も得策としてゐる、更に作戰上から言つても現在に於いては同一地點に永く留まつて居れば討伐軍をして悠悠と包圍の陣形をとらしめ、自滅に陥る恐れがあるが、絶えず遊撃してをればこの恐れがないのみならず、その意氣に於ては共産軍と比較にならない討伐軍を「奔命に疲れしめる」ことが出来る、況んや遊撃作戦は彼等の最も得意とするところである、奇略縦横、神出鬼没の彼等は遊撃戦に於て常に討伐軍をわなに陥れてゐる、今回合流した朱毛、徐向前兩部も決して一體となつたのではなく、たゞ充分なる聯絡を完成したのみで主力は依然分離してゐるの

である。かくて共産軍は目下のところ絶えず動くことのみを考へてゐるのであるが、かくの如く遊撃を事としてゐる現状は江西で腰を落ちつける前の朱毛共産軍の行動を聯想せしめるものがある、色々の條件は相異するが遊撃せざるを得ず、又遊撃によつて勢力を擴大しつゝある事實には毫も異るところがない。徐向前の共産軍が急速に勢力を擴大したことは周知の事實であるが、中國紙の上では常に最早軍をなさず、消滅に瀕してゐるが如く傳へられてゐる朱毛軍も實際に於ては貴州省内を走り廻つてゐるうちに雪達磨の如く膨脹したのである。このことは中央軍の樞機に參照してゐる人が明言してゐる、その言によれば貴州に入った當初朱毛軍の總數は十萬に近く、その後東奔西走し、大小數十戰を交へ途中で斃れたもの、病死したものの逃亡したもの死傷したものは相當あるが一方では至

る處で兵員を補充してをり遊撃、桐梓のみに於ても第一回目に共産軍が通過した時、三千人以上の壯丁を收容し、その他の各地をも加へれば一萬人に止まらないであらうといはれてゐる、而してこれらの補充兵員は遊撃隊、赤衛隊として最外廓を行進し、眞正の紅軍は中央を行進するため討伐軍と接觸して損傷するのはこの外廓部隊であり、眞の主力たる紅軍は依然として最初の勢力を保持し實質的な損害は討伐軍の方が共産軍より遙かに大きいといふ。かくて蒋介石自らの指揮による討伐も既に數ヶ月を経過したが、今なほ共産軍主力を撃破するを得ず「各軍は追尾の勞多くして截剿の功少なし」と大公報が歎ずる如く、討伐軍は常に受動的の地位に立ち、共産軍が主動的地位に立つて討伐軍を蹂躙してゐるのであるこれは全く彼等の遊撃戰術の巧妙なる運用によるものであるが、結局共産軍

は、かくの如く遊撃を續けて最後はどらうする積りであらうか？ 落ちつく先きは何處であるか？ 何處に根據地を作らんとするのか？ 根據地を作るとすれば如何なる策略に基づくのであるか？ 凡ては客觀情勢が決定する、而かも軍事は轉變無常である、局部的な勝敗が大局に影響することもある、將來の事は憶測の限りではないが、ただ共産軍が現在の方針を持續する限り、近き將來に主力部隊の大衝突があるものとは思はれない、この衝突がなく、そしてかゝる衝突によつて徹底的に敗北を喫しない限り共産軍は崩れない、故に討伐が如何に「進行」しても共産軍を打ち負かすことは不可能であらう。今後作戰上の必要によつて四川西部の山奥に閉ぢ籠り、或は何れかの方向へ進路へ轉ずるとしても、彼等は勢力の保持、擴大を最大の眼目とし、容易に討伐軍の衝中に陥らないであら

う、殊に奥へ行けば行く程討伐は困難である、そのうちには確信を以つて討伐軍の意想外に出るやうな行動を起すであらうと思はれる、それが如何なるものであるかは豫言し得ないが、少くとも現在のところでは一部の人々が云ふが如き新サヴェート區の建設などは企てる事なく、實力の充實に専念し、或る時機が來れば、積極的態度に出るものと推測される、新疆省との聯絡も考へられないことはないが、それは今直ちに問題とはならないであらう、それも單なる聯絡なら兎も角、大軍が新疆へ入り込むといふやうなことは絕對にあり得ない、何れにしても疲勞を知らぬ共産軍は動き廻ることによつて勢力の保持をはかり、四川方面は容易に放棄せず、情勢如何によつては四川、西康或は陝西、青海に據るかも知れないが、主力は飽くまで大切に保存し、捲土重來の日を期するであらう、次に

最近に於ける徐向軍、朱毛及賀、蕭三部隊の動きを略記する。
一、徐向前軍
徐向前の共産軍が最初四川に入った時、兵力は一萬足らずであつたが、その後漸次擴大して現在では遊撃部隊等を合すれば十萬以上に達し（この數は中央軍當局者發表）久しく江江南北、巴中等の各地に盤據してゐたが、物資壯丁の補充に缺乏を感じるに至り、また蒋介石督勵の討伐軍の進行によつて一地域に永く留まることの不利を悟つたので本年一月旺倉で首腦部會議を開き、嘉陵江を突破して西方へ進出すべく決定した、その目指すところの平武北川、松潘、茂縣等は地勢峻険にして用兵容易ならず、討伐は極めて困難なるのみならず、若しそこで勢力を擴大すれば南下して安縣、綿陽を抑へ、東進して江油、彰明を扼して討伐軍の進路を遮ることが出來、止むを得ざる時は

深山の中へ退き暫時兵を休めた上北方の甘肅に向ひ、新疆方面との聯絡をも企てることが出來るからであるといはれ、又當時の情勢よりすればこの西進が最も得策であつたのである。かくて一月下旬一度嘉陵江突破を企てたが、遂に失敗に歸したので彼らの所謂「東を騒がせて西を撃つ」といふ策略を案出するに至つた、即ち渡河に失敗した共産軍は進路を一轉して陝西に向つたのである、當時この陝西入りには就ては各種の觀測が下されてゐたが、いづくぞ知らん、この陝西入りは討伐軍を同方面へおびき寄せてをき、隙間をねらつて嘉陵江を撃破せんがための策略であつた、中央軍は共産軍が陝西へ遁走したと喜んでゐたが、毫も實力を損傷してゐない共産軍が遽かに逃げ出す筈がない、果然、共産軍の計は見事に成功した、胡宗南の中央軍と四川の二十八軍は全部昭化、劍閣の救援に赴き、

蒼溪、閬中の二十九軍も北進せざるを得なくなつたが、このため二十九軍の防備線は五六百華里から七、八百華里に引き延され、豫備隊も出陣ひ、處々兵力は稀薄となつた、殊に蒼溪下流を守つてゐた何德隅部隊の陳繼善旅は僅か四營(四大隊)で百餘華里の線を守り、兵力最も稀薄であつたが、これを見抜いた共産軍はひそかに蒼溪方面へ主力を集中し、三月二十八日夜杜李壩、百里壩、大壩口、孫家崙等の各處から機砲の掩護射撃裡に一齊に渡河し、防戦に當つた陳旅を撃滅し、應援に急行した劉漢雄の四營及び王志遠の三團をも撃破し、同方面にあつた討伐軍を悉く支離滅裂の状態に陥れた、かくて河を渡つた共産軍は劍閣に據り、梓潼を衝き、更に昭化、南部を攻撃し、討伐軍は周章狼狽して綿陽、江油、彭明の線を守つた、四月十日頃、共産軍は江油方面を連日猛撃したが應援部隊も漸

次集結したので勝敗は容易に決しなかつた、そのうち共産軍の先頭部隊は江油、中壩の中間から涪江を渡らんと企て、中壩をも攻撃し、平武縣の古城にも共産軍が現はれたので涪江は大恐慌を起したが主力はなほ綿陽方面を動かさなかつた、然るに主力を同方面に置きつ、討伐軍を牽制してゐた共産軍は一部の部隊を以つて北方の兵力稀薄な平武、青川を陥れた後、更に西方の兵力稀薄なる松潘、理番茂縣方面へ進撃せんとする勢を示した、討伐軍は大に狼狽して兵力を續々集中したが、ただ共産軍の後について廻るだけであつた、そのうちに共産軍は主力を涪江沿岸に集中し、四月末河を渡つて北川、安縣茂縣へ侵入するに至つた、その後共産軍は猛烈な勢で四川西南隅目指して進撃を續けたが涪江の圍みは尙解かなかつたのである、當時の報道によれば、共産軍は幹部會議を開いた結果、次の

三つの目標を決定したと伝えられたが其後の動きはこの第一の目標に符合してゐるやうである。

一、江油、彰明、平武、北川を占領し川北の根據地とし松潘、理番を抑へ更に川西平原を窺ふ。

二、嘉陵に沿ふて北進し甘肅省境へ入つて國際路線打開を圖る。

三、南江の古巢に歸り(四川東部)を窺ふ。

かくて共産軍は主力を、重華堰、青林口一帯に集結し、途中で收容した三萬餘人(一)の壯丁に訓練を加へ、絶えず討伐軍と激戦を交へつゝ五月十日過涪江を渡つて北川に大部隊を集結した上更に西南への遊撃を續け、同十三日北川、茂縣間の土門へ前進し、十五日これを占領、十六日にはまたも茂縣を占領、やがて涪江の圍みも漸やく解くに至つたので二十餘團の討伐軍は涪江を渡り共産軍の後に從つて西進した

共産軍は茂縣から汶川を窺ひ、更に理藩に向つたので討伐軍は大渡河で朱毛軍を猪殺せんとし、鄧錫侯部は蘆山、寶興、理番、懋切の各縣へ移動し、彭縣、邛崃、崇寧灌縣へは五路軍か出動した。然るに理藩縣の文鎮關、雁門關一帶から共産軍は陸續として汶縣、灌縣へ流れ込んで來たので討伐軍は狼狽して防備を固め、各軍協力して南下を喰ひ止めんとし、一方に於いて大渡河の防備をも更に鞏固にした。しかし茂縣内の共産軍は急遽南進し、大渡河を渡つた朱毛軍と合流せんと企て、各縣で激戦が展開された。徐向前軍は北川に大本營を置き、一部は茂縣の馬槽に現れ、一部は現番から遙かに南下して懋切にも姿を現はし、朱毛軍も漸次懋切へ接近し來り、當時の情報によれば同地方の赤化した蕃族、喇嘛軍兩共産軍主力部隊の中間にあつて合流を助け

察によれば朱德、毛澤東の北上部隊は主力を西康省内の瀘定におき、南下中の徐向前部隊は懋切南方にまで進出せんとしつゝあり、彼らが「雅安全師」のスローガンを掲げてゐるところから見れば主力の合流地點は雅安、瀘定の線であらうとの観測が有力であると傳へられた、當時朱毛軍に對し討伐軍側は大渡河の線に劉文輝部二萬、楊森部二萬、劉湘軍(王澤濬旅)約一萬、合計約五萬が配され、朱毛軍を追つてきた中央軍の李溫行指揮の第十六軍に屬する第五十三、五十九兩師は遙か後方の西昌附近にあり、また徐向前部に對しては灌縣、彭縣、大邑、新津等の成都を取り巻く各縣に劉湘及び李其相の三、四師が配され、成都を守つてゐるに過ぎず、たゞ中央から派遣された五十八臺の爆撃、偵察機の活動のみが共産軍にとつて脅威となつてゐるに過ぎなかつたのである、六月十七日の廣東

電は瀘定北方にあつた朱毛軍の一部林彪の率ゆる共産軍第十師、蕭幹臣及び第十一師王良計部合計一萬五千の部隊は討伐軍唐英の五千の部隊を撃滅の上徐向前軍所屬の第三十四師周坤、三十六師周宗遜二萬餘の部隊と合流し、天全方面に進出中であると傳へたが、實際に於ては茂縣、汶川、理番三縣を完全に抑へてゐた徐向前軍は、瀘定に一旦集結した上北上し來つた朱毛軍と六月十六日遂に懋切に於て合流を實現した模様である、その合同した總兵力は約十五萬に達すると傳へられるが、主力は依瀘分離し、徐向前軍は尙茂縣内に大部を留めつつ主力は理番に置き、茂縣から北川一帯に蛇々たる軒轅を築き、理番、松潘方面へ籠る準備を進めてゐる、その後軍事は鎮靜に歸し、北川、汶川間で小競合が演ぜられたのみであるが、實際に於ては今日までたゞ共産軍の尻について廻つてゐるに過ぎ

なかつた討伐軍は目下のところ積極的
態度に出ることは不可能であり、共産
軍が動かないため軍事も亦停頓に陥つ
てゐると見るのが至當である、完全な
る聯絡を遂に完成した徐向前、朱毛兩
部隊が合流した勢ひを以て今後如何な
る方策をとるか極めて興味ある問題
であるが、朱毛軍はその後懋功、丹巴
から徐々に北進しつゝあるため一説に
よれば合流後共産軍は青海、甘肅に向
ひ所謂「國際路線」打開を圖るだらう
といわれてゐるが、西康、四川省境は
交通にも食糧にも困難を感じる地域で
大軍の移動容易ならず、青海、甘肅も
非常に有望な地域といふことは出來
ないので當分四川、西康接壤地帯に據
り、機を見て四川へ踵をかへすだらう
との観測が有力である。

二、朱毛軍

昨年秋季江西の古巢を棄て、西方への
大移動を開始した朱毛共産軍主力は廣

東北部、湖南廣西北部を経て貴州省に
入つたが、それは貧弱なる貴州に割據
することを目的としたものではなく、
場合によつては賀龍、蕭克、徐向前の
部隊と合流し、四川へ入つた上西北へ
の道を開いて發展策を講ぜんとする意
圖をもつてゐたといはれてゐる、貴州
省内に入るや、同省の東南から西方へ
向つて千里の道を跋涉し、遵義、桐梓
等の重要都市を陥れつゝ更に、北進
して四川の瀘、叙州を窺はんとしたが
同方面には官軍が雲集してゐたので數
旬の間徘徊した上、四月末再び南下を
開始し、遵義、桐梓を三たび陥入るに
至つた、それ以後は北から南へ向ひ、
南から東へ向ひ、又東から折れて西南
へ向つたが龍里の通過に失敗し、折れ
て南走した後充分の休息をなし、江水
江を西に渡り、雲南へ入つて四川を窺
ふに至つたのである、四月中旬以後共
産軍は陸續として移動し、猛烈な勢い

で長驅直進し、伴つて昆明を攻撃しつ
、主力は四月二十五日頃から西北へ向
つて移動を開始し、彼らの雲南北部省
境を経て四川へ入らんとする計略は極
めて明瞭となつた、かくて四月末には
宣威、板橋、易隆等を占領し、馬龍、
宜良間の戦ひに於ても雲南軍を一蹴し
主力は昆明東北四十マイル嵩明に達し
追撃してきた約三萬の討伐軍及び雲南
軍を昆明方面へ集中せしめつゝ、五月
一日から西北への移動を開始し、三日
その先鋒は既に元謀へ達し、主力も五
月上旬中に昆明を取巻く武定、祿勳、
祿勳、會澤等を経て西進し、元謀附近
で金沙江を渡らんとした、雲南省政府
主席龍雲の報告する通り全く伴つて昆
明を攻撃しつゝ大部分の部隊は逸早く
元謀方面に向つてゐたのである、かく
て五月十日全部隊は金沙江を渡り、三
路から四川に入り、劉文輝部隊と激戦
を交へた上會理へ進撃したので蒋介石

は大いに驚ろき、追剿軍總指揮薛岳に
追撃を命ずるとともに劉文輝、楊森に
聯絡防禦を嚴命した、かくて中央軍三
ヶ縦隊、雲南軍一ヶ縦隊が金沙江を渡
つて追撃し、薛岳も自ら一、二縦隊を
率ひて追跡し、劉文輝部も必死となつ
て防戦した、共産軍は會理を屢々攻撃
したが容易に陥落しないので一部は北
進して西昌に向ひ一部は冕寧へ進撃し
た、劉文輝は大部隊を西昌救援に派
し、楊森部も出動し、二十一軍の王旅
も前線に赴き大渡河の線を固めたが、
六月二十四日の雅安電によれば共産軍
の大部は單橋、西趣間から大渡河の線
まで來り、西昌で一戦を交へた後、三
路に分れて潰走し、主力は西康方面へ
向つたといはれ、又八月六日の電報に
よれば共産軍は大渡河を渡つた後、七
月三日瀘定、康定方面へ遁走したと傳
へられる、その後瀘定一帯に於て連日
激戦が行はれ、共産軍は雙合場、寶興

場へ逃れ、瀘定、歸化も奪回され、共
産軍は懋功、理番を窺つてゐると傳へ
られてゐたが、前述の如く六月十六日
徐向前部と遂に懋功で合流し、更に理
番方面へ向け進行中である。

三、賀龍、蕭克部
これは湖北洪湖の古い根據地を喪失
して湖北西部から湖南へ入つた賀龍の
部隊に昨年夏、朱毛軍の先行部隊とし
て江西から湖南南部を経て湖南西部へ
達した蕭克の部隊が合流したもので、
久しく桑植から澧水の北岩に沿ふた大
庸、九溪、石門、津市、澧州、慈利一
帯を遊撃して廻つてゐたが本年三月始
めから湖南軍の殆んど全部及び湖北の
徐源泉部より成る討伐軍の積極的攻撃
が南北雙方から開始された、徐源泉は
三月六日鄂湘川邊區剿匪總司令に就任
し、北方からの攻撃を積極化すると
もに湖南省主席何健も常德まで出動し
て討伐を督勵した、當時共産軍は大

庸、桑植一帯にあつたが、最初のうちは
討伐も稍々進展し、三月十日頃大庸に
克服され、共産軍は桑植、永順へ向つ
て潰走した、次いで二十三日には桑植
も回復され、共産軍は永順附近の祖師
殿一帯の高山に據つたが、討伐軍は協
力掃蕩に努め、四月九日永順城も克服
されたので共産軍は龍家寨へ向つて逃
亡した、その後軍事は鎮靜に歸し、共
産軍は永順、龍山間の山岳地帯に據り
遊撃を事としたが、地勢上の關係もあ
つて討伐は困難を極めた、たゞ時に討
伐軍側の誇大な勝報が傳へられるのみ
であつたが、討伐軍が漸次迫つてきた
ので湖南、湖北省境にある龍山、來鳳
間の一帯の高山に主力を集中し、五月
末全力を以つて來鳳縣城を攻撃したが
撃退され、その後討伐軍は龍山をも占
領したので共産軍は蘆壘、落沓方面へ
遁走した、目下雙方とも遊撃を事とし
てゐるが、次から次へと抜けて行く隙
があるので討伐軍の重圍に陥らない限
り、賀蕭軍も尙餘命を保つべく、討伐
軍の宣傳によれば同軍も大いに損傷し
て戰鬥力なきが如くであるが、尙相當
の勢力を擁してゐることは確かである

第三編

(産業と交通運輸)

産業一般

▽産業統制

産業統制の要は、國民政府實業部を中心として過去一ケ年に叫ばれた最も適切な聲である。市場にあつてもまたこれには異常の關心を持つてゐるのであるが、残念ながら、その緒にさへついてゐるとはいひかねるのである。産業統制の聲の一つとし、製産と投機との關係について、製産業者の間から投機制限の聲をあげてゐる如きは最も注目に値する。

▽紗廠連名の請願 (二十四年一月)

申新、麗新、振新、大興、裕華等の華商十五紡績の代表連名で、綿糸、棉花の投機取引について、その禁止方を行政院に請願した。その内容は「紗布交易所は投機分子の根據地と

なりて市場は攪亂され、「當業者はこのため不採算状態」に陥つてゐるが、これといふのも「紗布交易所でなされる思惑取引の影響」である。この儘でゆけば紡績業は愈々混亂する惧れがあり、「實にこれ等投機分子は中國の生命産業である紡績業を崩壊に導くものである」といふにある。

この懸念は甚だ多い。中國の紡績業がその經營なり、生産なりが一向に進歩しないで足踏みしてゐるのは、紡績側がいふ様に、實にその製品が投機の目的にのみ用ひられてゐるからである。製品そのものを良くし、單價を引下げて、それで市場消化力に應じようとするのでなく、たとへ消化力には過剩であらうとも、投機目的に副ふことが必要であり、また逆の場合には消費力に比しては不足であつても、やはり投機目的としての量は維持するといふやり方である。これは一方に投機分子が策動してゐることはいふまでもないが、それよりも紡績業者自身がその製品を消費目標で製出してゐるのでなく、投機を目標としてやつてゐる點に重大な錯誤がある。すべての華商紡がさうだといふのでは勿論ない、然し少數の眞面目な製造家たちがいかに頑張つて見たところで、一部の利を追つて走るものには引きづられてしまふのである。

の一部分は、足が地についてゐない製造工業家が背負ふべき罪であらう。而も今日では思惑取引が既にそれ自身として獨立した一つのものになつてゐる。

交易所の改革といふことには、政府が充分に意を用ゆるべき點がある。同様に、製造工業家の態度にも反省すべき點は多々あるといはなくてはなるまい。そして交易所をその眞の目的に引戻すと共に、製造工業をまた投機から離れて消費を目標とする眞の工業に引戻さなくてはならぬ。そんなことが現状では望めないかも知れないが、能不能を別としてさうしなければ製産と投機との惡縁は深まるばかりである。

▽輸出品製造の聲

中國が輸入國であつて、若干の原料品を除くほか、工業製品の大部分は國外から輸入してゐることは、海關の統計表によるまでもなく周知の通りである。このため中國は常に輸入超過を來たしてゐる。入超はその國がまだまだ發展する力に内に藏してゐる證據だと過去の時代にはいはれたのであるが中國の様に餘りにも入超が多く、このため國內の銀は爲替決算に積出されるといふ有様では、將來に發展力があるなどいふ氣にはなつてゐられず、當面の問題として何等かの

現に、名を連らねた十五紗商の經營者の中にさへも、堂々と交易所の大手筋の中に數へられる諸君が幾人かゝるのである。而も手持ちの自家紗廠の製品を投機の材料としてゐるのであるから呆れるばかりである。製造工業が全く投機の目標から圏外におかれるといふことは考へられないところである。然しそれはいはゞ止むを得ずのことであり、何事にも若干のあて達は免れないといふ意味であつて、製造工業それ自身が投機であつてはならない。この點からいへば、十五紗廠が投機に迷惑を感じてその禁止方を行政院に請願したのは一面同情に價するところだが、實際問題としては、製造家自身までが投機分子のお先棒を擔いでゐるのは自家撞着も甚だしいものである。

十五紗廠が紗布交易所を目して、生命産業を崩壊に導くものであるとしてゐるのは當らない。交易所の目的は請願書にある様に「需給關係を調節し、物價を安定せしむる」にある。その間に投機分子が介在するものもある程度までは止むを得ないことであるが、交易所をして實際需給關係から遊離せしめたことは甚だしい失敗である。然しこれといふのも、一面にあつては製造工業が實際の需給を無視し、市場及び消費者の立場を無視してしまつてゐるからであつて、交易所の墮落

對策を講じなければならぬところである。

最近の中國製造工業者、貿易業者並に一部識者の間では、國貨の輸出——少くとも國內消費を國貨によつて輸入量を減すべしとする強力な意志が起つてゐる。例へば、實業部が兩三年前から企圖し、特に昨年はその聲が高かつた五大工場設立の如きはその具體的な表れであつて、一面には將來中國も工業國となるべき基礎を今日に築くべしとする機運の尖端を見ることもできるのである。石炭を始めとして、工業必需品は豊富なのであるから、着實に築上げるならば、工業國としての發展は期して俟つべきものなほしないのである。然し政府が力瘤を入れてゐる五大工場設立さへも、未だ實現までには相當の準備期間を要するのであるから、一般的に工業の發展などは、いつの事であるか見當もつきかねる様である。

上海にある國貨製造業者たちは、國貨の國外販路を求めため、中華工業國貨貿易協會なるものを設立することになり國際貿易局内に事務所を設けて設立準備を進めてゐる。將來この協會にあらゆる製造業者を含め、進んで在外華僑と協力して國貨輸出に邁進するのださうである。これは數の如何を

問はず、たゞ遠い將來を期しての工作であるならば、やはり基礎的なものであるといふ意味から、決して無駄ではあるまい。然したとへ華僑と連絡したところで、今日の實情のまゝで、國外市場に國貨を賣付けやうといふのは無理な話であつて、大した効果は眼前には期待できないであらう。

今日、世界市場は、南米、阿弗利加、南洋をも含めて、世界各國の製品で、激甚といふ以上の劇烈な市場獲得競争が行はれてゐる。その何れもが、製品の優秀さと、價格の低廉とを條件にして、それぞれ頑張つてゐるのであり、果して中國製品が割込む餘地が今日残されてゐるか否かといふ事になると悲觀的な觀測しか、残念ながら出來ないのである。

貿易協會の設立は結構である。中國の製造業者たちが、世界市場に進出しようといふ氣概を見せるのだけでも甚だ結構である。然し製造業者たちは、世界市場を指す前に、國內市場の實情を回顧したらどんなものであらうか。世界各國が極東に關心を持つてゐる重なる理由の少くも半分は、中國市場である。不況は不況なりに、財政難、經濟恐慌の危険は危険なりに、中國の國內市場は、將來まだ消費能力があるとしてその獲得に狂奔してゐるのである。それであるならば、

中國の製造業者たちは、自國市場といふ絶對的なハンディキヤップを最大に利用することの方から考へたらよかりさうなものではないか。

自國市場でさへ持て餘されてゐる製品を提さげて他國市場に乗り出さうとするのは、あまりにも足元を見ない歩みではあるまいか。今日中國工業界に必要なことは、輸出を考へることや、その機關をつくることや、協會を組織することなどお先走りをする點にあるのではなくして、實に工業製品の品質改良、經營の合理化による價格の低減等に重要性があるのではないだらうか。

▽産業統制への基礎

産業統制について陳公博氏は「商工業者は統制によつて束縛を受けると營業が不自由を蒙ると誤解してゐるが、これは統制の意義をはつきり認識してゐないからである」と語つてをり、ついでに輸出入貿易の統制に言及してゐる。産業統制の急務はいふまでもないことであるが、中國における統制は歐米や日本における産業統制とはその趣を甚だしく異にしてゐる。

中國の貿易といはず、工業といはず、市場一般にあつての無統制振りには世界にその比を見ない。同業公會の如きはあつても、これ等は統制に當つてゐるのではなくて、單に普通の意味の連絡機關か、親睦的な機關にしか過ぎない様である。例へば政府の公債を引受けるとか、または不況が今日の如く甚だしくなると、共同して救済を陳情するなどいふ時になると止むを得ず歩調は一致するが、製産統制だとか、價格規格の統制などいふことになることと全く無力である。日本で價格統制が喧しくいはれたのは、五六年前のことであつて今日では日本の製品はどの工場で製出してゐる部分品でも、直に間に會ふといふ風に規格が統制されてゐるが、これを中國の工業界に考へたなら何うであらうか。價格の統制の如きも手を染めてさへもゐず、製品が投機の具には供されてゐても價格安定といふところから遙かに遠ざかつてゐる。

金融界にこれを見ても、その無統制振りは甚だしい。さればといつて金融界の統制が今すぐに實現する可能性があるかといふことになる、残念ながら否といふほかない状態である。中小銀行と大銀行との利益對立はもとより、大銀行間にあつても、それぞれの立場によつて條件は決して同様でない。これは所謂「商賣敵」であるから當然のことではあるのだが、

更に一段高い處に立つてこれを眺めるならば、金融界全體としての共通利害も甚だ大きい筈である。統制を行ふとすればこの高處から見た共通利害についてであるべきである。このことは商工業全般について同様のことがいへる筈である。

◇ 陳公博氏も言及してゐる様に、いま中國で言つてゐる産業統制は、これを國營もしくは國家が指導権を握るといふところまでは及んでゐない。統制は當業者自らが、或ひはその公會によつて、或ひは新に組織すべき統制委員會によつて行はるべきものでなくてはならない。實業部はこの統制實現のための辦法を考究中であるとの事であるが、この範圍は相當に廣範に亘らなければ意味をなさない。例へば中國の糸廠の閉鎖相づくなどは糸業そのものに何等の統制機關がなく、その需要の方向も知らず、また製品の改良方法も調査せず、各廠がそれぞれ勝手に操業し、一向に目度がつかないまゝにするるべつたりをやつてゐたからにはほかならぬ。

◇ 貿易統制の如きも、産業統制の一項目である。今日の世界の市場はもはや處女地といふものは極く僅かしか残されてゐないのであり、中國の工業製品なり、農業製品なりの販路はほゞ知れてゐるのであるから、これを基礎として今後どの程

度に新販路を招き得るか、またどの程度に製品改良によつて進展し得るか、どの品のどの部分を改良しなくてはならぬか等を調査研究するのが統制の基礎である。そして生産統制は必然的に貿易統制と首尾をなさなければならぬ。これによつて行詰つてゐる中國の市場各部間の現状を打破することは何よりの急務であらう。

工業

▽工業界を見る

中國の工業界が不振であることは、今更贅言するまでもないところ、何等かの積極的對策がないならば、それは漸次後退の一途をたどるのみであるとしなければならぬ。中央政府では、先づ簡易工業の發達を目指して中央機器廠、新聞紙廠を始めとして五工業の工場設立を一昨年企圖し、その準備を進めてゐると稱してはゐるのであるが、機器廠さへも未だ運轉を開始するに至つてゐない。これ等五工業は何れも民衆生活に直接アピールするもので、前記の二工業のほかに、酒精工業、硫酸亞工業、鋼鐵廠であるが、いはゞ何れも粗業の

うちに數へられるべく、またその發展後は國內的に相當量の需要もある筈のものである。しかしこれさへも計畫から約一ヶ年を経過した今日にあつて、未だ運轉を開始してゐない状態であるから、又しても中國にあつては工業の發展は將來ともに見なすかの感を抱かされざるを得ないのである。

◇ 新計畫が進展遅々としてゐる時、既存工業は何うであらうか、これも残念ながら漸次後退を餘儀なくされてゐる。紡績業をとりあげて見るならば、上海第一の申新紡織の疲弊は全く言語に絶してゐる。その所有主である榮宗敬氏は、財界一方に重きをなす人物であり、その信用程度も最高位にある人であるが、紡績事業としての申新紡は、悲境につぐに悲境であつて、根本的改革をしなければ將來の發展性は豫約されない。而も改革をなさうとすれば、數百萬乃至千數百萬元の資金を要するであらう。ところが現在の悲境を局面的にカバーすることさへ成し得ない状態であつて見れば、さうした多額の資金を得ることは絶對的に不可能な状態でもある。

◇ 申新紡織でさへこの状態である。まして他の紡績工業の如きは何れも坂道を走つて下るが如き状態であつて、愈々加速度をつけて没落過程へ突入してゐるといふほかない。このた

めに紡績の操短問題は常に業者の腦裡から離れないところである。財界の大立物である宋子文氏、孔祥熙氏、張公權氏等は操短を全國的問題として當面の危急を切抜けることを心掛けてをり、更に在華外商紡（特に日本、英國）に向つても聯合操短を希望してゐる程である。英商及び日商紡の一部では華商紡と同様に操短を希つてゐる向きもあるが、華商紡が全國的操短に歩調を合せることが不可能である以上、列國の聯合操短などは今のところ砂上の夢であつて、根本的に救済が不可能であると同樣に、局面的にも救済の手は實に弱々しいものである。

◇ その他の諸工業は何うであらうか、糸廠を例にとつて見るならば、これも全滅に近い慘狀である。約百三十軒あつた上海附近の糸廠は、絹糸の値下りと自家製品の粗悪なるために遂に操業繼續が困難となり、現在機械を運轉してゐるのは數工場にすぎない。此を杭州、廣東に見れば更に甚だしく、總ての工場が操業を停止してゐるといふ有様である。このため職工たちは罷業を繰返し、地方當局がその間に入つて調停してはゐるが、この悲境も一時を糊塗するのみでは解決すべき性質のものでなく、糸廠の改善、運轉資金の圓滑を得ないならば、今後ともに發展は期し得ないであらう。

これ等のやゝ大工場に類するものが全く希望を失つてゐる際、日用雜貨品製造の小工場もまた別の意味で極度の行詰りを見せてゐる。日用雜貨といへば、タオル、手巾、ゴム製品、革製品、小鐵器類、魔法瓶等であるが、これ等は簡単に操作を始められるところから、我も我もと小工場を設立、今日では生産過剰に陥つてゐる。これ等の品質がある程度まで改良されるならば、國外輸出は必ずしも不可能ではないのであるが、もともと手軽に操業を始めた上に、工場、操作、原料選用等に向に改良を加へることなく、何れの工場も類品の粗悪品を製出してゐるため、國外輸出などは思ひもよらず、また國內では購買力の不振に祟られて、捌き口のない悲運にある。いかに安價であらうとも、またいかに多量に生産しようとも、これをストックとして持つならば、製造販賣業者としては、むしろ自ら不利の状態を醸し出してゐるのであつて救はれる途はあり得ないと覺悟しなくてはならぬ。

かく見れば、官營工業も民間工業も、また大工場も小工場も、その將來の發展といふ點に關しては極度の悲觀狀況であることを否めない。そして、國民政府が企圖してゐる中國の工業化の目標が果して何時の日になつて、どの程度まで

達せられるかといふことになる、たゞ嗟嘆するばかりではないのである。中國としては、この際最も必要なのは第一に工業融資の道を開くことである。國內的にそれが不可能であるならば、過渡期辦法として外國資本の流入を誘ふのも一法であらう。第二には工業の統制である。同種工業の制限、價格の統一、品質の検査、その他による統一等が、基本的な問題として考へられなければならない。これ等によつて生産過剰を防ぎ、新工業を促進し、品質を改善統一することが急務である。たとへば燐寸工業の如きは急足の進歩をしてゐるのであるがその品質はいかにも劣等であつて、使用に堪へない如きは日常内外人の痛感してゐるところであるが、特に日用品の品質如何は直に中國製品一般の信用に拘ることも忘れてはならないのである。

▽生産會議要請 (二十四年三月)

中國工業不振は今日に始つたことではない。一般的に工業のレベルが諸外國のそれに達してゐないだけでなく、既設の工業もまた營業不振を續けてゐる。中華工業總聯合は、實業部に對してこの不振の辦法考究のため、全國生産會議を開かれないとの要請をした。生産會議で打開策を討議するとすれず、工業界金融の問題、工業統制、先づ着手または擴充すべきものしつかりした具體案ができるならば、必ずしも金融に困る筈はない。たゞそのためには、不況不振で混亂に陥らうとしてゐる工業界の整理が何よりの急務である。

き工業種別の判定、既設工場の整理等の諸問題が議題とさるべきであらう。

このうちでも既設工場の整理は、直接の問題として充分に對策を立てなければならぬ。現存の諸工場の中には、少しばかり資本をつき込めば直に隆盛になり得るものもあれば、また回復困難であるにしても、是非ともこれを保持して隆盛にしなければならぬ工業もある。更に今にして斷念して方向をかへなければならぬ工業もあるであらう。例へば最近問題となつてゐる申新紡の如き、紡績業はその製品の需要の點からいつても、いかに不振であらうともこれを放棄するわけには行かぬであらう。また最も悲境にある糸廠の如きも、今日までの設備、操業では今後は悲觀一點張りであるが、これとて大改革を施して保持する必要のあるのは中國側で痛感してゐるところであらう。

工業金融の點には、今日としては最も不安を感ずるであらう。然し一般金融界が硬塞状態であるからといつて、工業金融が絶望であるといふわけにはゆかない。といふのは中央、中國、交通等の諸銀行では相當額の遊資を抱いて、むしろ確實な投資先きを物色してゐる有様であるから、工業發展のた

既存工業のみを對象とすると、金融梗塞の事實は蔽ふべくもない。それといふのも金融問題はそれだけ區切つて考へるわけにはゆかないのであつて、工業界の實情が投資不安を濃厚ならしめてゐる現状を如何にするか、直接の問題、これはまた生産品の消化、購買力の不振、生産品の品質粗悪、經營の不合理等の諸事實と、かれこれ相關關係にあることをも諾かなければならぬ。これでどの一つか、解消しさえすれば、

それだけでも打開の一步を踏み出した事にはなる。而も購買力の増進といふ點では、急激には希望をかけ得ないならばその他の諸條件が整ふとも困難の大部分が残るのである——金融問題の如きは、政府のある程度の補償があるとか、または工業改革計畫の諾すべきものがあるとか、ともかくも投資に安全感さへ與へるならば解決できるのであるが、購買力の問題は都市農村に充滿してゐる一般的不況を打開しないならば解決點には達しない。この意味からいふならば、一方では工業總聯の生産會議、一方には國內不況打開の方策討議と、併行的に行はれないならば効果は薄いとしなければならぬ。

▽工業獎勵法 (二十三年四月廿日公布)

- 第一條 凡そ中華民國人にして左の規定事項に合するものは本法に依り之を獎勵することを得
 - 一、機械を應用し手工業を改良して得たる生産品が國內又は國外に於て國際的競争性を有するもの
 - 二、外國の最新方法を用ひ本國の一定區域内に於て眞つ先に商品製造に着手したるもの
 - 三、本國に於て享有する專賣特許權の發明を應用し國內に在つて商品を製造するもの
- 第二條 獎勵は左の方法による

標準は實業部より別に之を定め行政院へ認可を呈請す

第六條 凡そ獎勵呈請にして審査委員の審査を経て合格と認めたるものに對しては、實業部より證書を給與し並に行政院に呈報す

第七條 受賞者は毎年營業及び資本報告書を作製して實業部に送附査閲を受けることを要す。

第八條 第二條第一款乃至四款の獎勵を受ける者が自己の工場の商品にあらざるものを製品として販賣した際は獎勵を取消すものとす

第九條 左記事情ある時はその專賣特許權を取消す

- 一、詐偽方法によつて許可を得た事實が判明した時
- 二、認可後二ヶ年を経過するもなほ製造に着手せざるもの
- 三、理由なくして一ヶ年以上休業するもの

第十條 第二條第五款の受賞者の製品が需要を満し得ざる時は産額の増加を命じ、定期限内に増産を實現し得ざる際は專賣區域を縮小せしむる事を得

第十一條 外國資本の参加せる工業は本法によつて獎勵を受ける資格なきものとす

第十二條 本法は公布の日より施行し同時に特種工業獎勵法はこれを廢止す (五月十二日實業公報)

(參考) 右特種工業獎勵法は民國十八年七月三十一日附國

- 一、輸出税の減額或は免除
 - 二、原料税の減額或は免除
 - 三、國營交通事業による運賃の低減
 - 四、獎勵金の下附
 - 五、一定區域内に於ける五ヶ年以内の一手製造權の附與
- 第三條 第一條第一款及び第三款の工業にして前條第五款に適用されざるものを除き、前條の獎勵方法の選擇及び年限は實業部より之を定む
- 第四條 獎勵を呈請する者は請願書に左記事項を記載して實業部に提出するを要す

- 一、公司、工場、商店の種類、及び名稱
- 二、經理、董事、店主及び重要職員の履歷
- 三、本店、本工場、分店、分工場の所在地
- 四、資本の種類、數額、資産及びその評價標準
- 五、公司、工場又は商店の創立經過
- 六、製品の種類、商標及び生産、販賣の情況
- 七、公司、工場、商店に關する重要記録、圖案及び營業許可證

第五條 實業部は右請願書を受けたる際工業獎勵審査委員會に於て之を審査せしむ、審査委員會は實業部及び關係主管機關の派遣する委員を以て組織し、委員會の組織及び審査

民政府の公布したもので、當所發行「經濟月報」昭和四年九月號に掲載してある

▽上海工業資本 (廿四年三月市工商部調査) (×印は外國資本系)

業別	資本總額
棉紡業	一、三三、〇〇〇
棉織業	一、五〇、〇〇〇
絲織業	二、二四、〇〇〇
毛織業	二、四二、〇〇〇
針織業	二、七六、〇〇〇
其他紡織業	三、一三、〇〇〇
化學工業總計	三、二五、〇〇〇
印刷業	三、三〇、〇〇〇
機械業	三、五〇、〇〇〇
造船業	三、六九、〇〇〇
電機業	三、九〇、〇〇〇
造船業	四、〇〇、〇〇〇
造船業	四、一五、〇〇〇
造船業	四、五七、〇〇〇
造船業	四、七九、〇〇〇
造船業	五、〇〇、〇〇〇
造船業	五、一七、〇〇〇
造船業	五、二八、〇〇〇
造船業	五、三〇、〇〇〇
造船業	五、三五、〇〇〇
造船業	五、五〇、〇〇〇

煙草業	×	一七、三九〇	〇一〇〇
其他食品業	×	二、七六七	二〇〇〇
器具業		一、〇九七	〇〇〇〇
日用品業		一、一六二	〇〇〇〇
水電業		一〇、九三〇	〇〇〇〇
其他各業		二、〇二八	四六〇〇
各業中外資本總計		二九三、二八二	四〇〇一

▽全支工場數調査 (廿四年五月)

中央工廠検査處では修正工廠法第一條に基いて、全國各市の工廠並に工人數の調査に當つてゐたが、此の程調査完成したので左の如く發表された。

工場數	工人數
南京市	二五 三、五五四
上海市	五、四一八 二九九、五八五
青島市	二三一 三二、二三六
北平市	三一 二、九二〇
天津市	九二 二〇、一〇〇
江蘇省	二〇六 七四、六三八

浙江省	五三 一五、五七九
安徽省	四二 三、六五六
山東省	三七 六、五二六
河北省	二八 一四、三八二
漢口市	六九 一七、三九八
湖南省	三九 八、九四〇
山西省	二七 七、九二三
陝西省	二 八二
雲南省	一六 四、〇一一
江蘇省	三 七七二
河南省	二四 八、八一〇
威海衛工廠	二 六三

之に依つて見ると、全支工場數は六千三百四十四廠であつて上海の五千四百十八廠は全國工場數の約九割を占めてゐる。従つて工人數も多く、全支五十二萬二千二百十五名中、上海の工人は二十九萬九千五百八十五名を占めてゐる。

▽全支紡績統稅の引上反對

綿糸統稅引上げに對しては、日支紡績業者双方とも反對態度をとつてゐるが、經營の特に思はしくない華商紡にとつて

請願文

は正に致命的大打撃であると云ふので、民國廿三年十月二十八日日曜にも拘らず、上海、天津、青島、通州、無錫等から代表參集し、全國紗廠聯合會議を開催、郭順、聶露生、榮宗敬の三氏を主席團に推し、之が緊急對策を講ずるところあつたが、先づ主席郭順氏より棉業界の苦しい現状及び統稅問題で政府側と折衝し來つた經過を詳細報告し、今回の綿糸統稅引上げが實行されるれば致命的打撃である旨を強調、是非とも政府側をしてこの擧を中止せしめねばならぬと説き、種々協議の結果左の如き決議、宣言文、請願文を決定し、直ちに實行運動に移ることゝなつた。

決議

南京に請願する代表九名を選び、直に入京させる(代表は夜十一時の夜行で十月二十八日出發した)

宣言

近年農村の破産、紡績業の凋落はすでに極點に達してをり、全國紡績工場は、朝に夕を保たざる危機に置かれてゐる。かゝる際突如政府は、棉糸統稅の引上げを企圖してゐるとの議を聞き驚愕に堪へず、特に十月二十八日大會を召集し、統稅増加に一致反對し、政府に垂死の棉業救済方を請求し、これにより缺損の再増を免れることを決議せり。特に茲に宣言し全國各界の援助を切望す。

最近政府は棉糸統稅の再引上げをなすとの由、本會が先に統稅引上げ免除を請願し、今日まで何等の貴答に接せざる折柄この説を聞き驚愕に堪へず。想ふに我國棉糸紡績の一業は統稅施行後負擔激増し、殊に稅率等級不良の爲め華商の地位は日に危險に瀕しつゝある。最近海關輸入稅率の改修で原棉の輸入稅は増加し、棉製品の輸入稅は却て減少し、華商にとつては原料費は騰貴し、而して外貨の猛烈なダンピングの壓迫を受ける結果となり、華商の危機は益々加重となつて來た。然るに傳へられる所では政府は日本紡績に對し、棉製品輸出の際には増加した輸入外棉稅の拂ひ戻しをなすとのことである。かくては華商は益々窮境に立つことになる。願はくば實業に一條の希望を留るため、政府は棉糸統稅の引上げを見合せ有效適切な救済方法を講ぜられたい。

この統稅引上問題は、約一ヶ年を経過した民國廿四年八月に至つても未だ解決せず、全支の紡績業者はなほ強硬にその引上反對運動を續けてゐる。

全國紗廠概況

(二十二年三月華商紗廠聯合會調查)

省別	廠數	紗錠	線錠	布機	動力		工人	用花(擔)	出紗線(包)	出布(匹)
					汽電	(電力單位馬力)				
上海	26	1,023,148	89,336	7,338	汽電	36,550	65,639	2,209,755	644,800	4,391,033
江蘇	3	53,016	3,480	4,944	汽電	26,231	4,978	1,273,400	368,439	2,298,510
河北	9	276,700	9,184	1,568	汽電	14,150	10,560	721,811	109,970	1,210,347
湖北	7	297,144	3,240	3,019	汽電	4,644	3,365	662,647	180,934	1,448,194
其他各省	33	448,405	10,668	2,322	汽電	16,603	3,189	931,031	260,901	3,761,011
合計	89	2,637,433	135,860	19,081	汽電	86,010	180,732	5,824,644	1,665,901	9,558,075
二、英商紗廠										
上海	3	183,196	—	2,891	汽電	3,000	18,000	310,803	92,000	1,850,000
三、日商紗廠										
上海	30	1,284,873	266,310	12,435	汽電	45,940	43,435	1,406,968	294,339	5,843,622
其他各埠	2	55,866	6,380	5,339	電	27,379	21,402	1,162,604	61,331	2,880,233
合計	42	1,740,739	272,700	17,774	汽電	73,418	63,837	2,569,572	575,670	7,723,855
總計	131	4,478,172	408,560	29,564	汽電	164,446	357,568	8,394,216	2,333,644	10,111,900

▽操短につぐ操短

華商紡並に英商紡の操業状態は、民國廿四年に入つても決して前年度から良い状態とはなつてゐない。そのみか寧ろ漸次後退の一路にある。各地ともに停業、操短續出であり、上海にあつては榮宗敬氏の申新第五廠の讓渡問題、ついで救濟問題が實業部を中心にして起るといふ状況である。このため中國側からは、日本、英國、の在華双方當業者に對して全支の聯合操短を提議する等の事まであつた。然し中國側のみの全支操短さへ實現不能である今日、聯合操短の如きは實現へ遙かに遠きものであらう。

▽華商紡の行詰

華商紡の行詰りは今日に始つたことではない。數年來漸次衰退に赴いてゐたのである。それが舊正前から舊正明に際しては、もはや收拾できないまでの混亂状態になつてゐる様である。いま操業してゐるものは、申新、有鴻章、宗信、統益永安、緯通であつて、他の約廿工場は果していつ操業できるか見當つかないといふ状態にある。かうした行詰りは何に起因してゐるかといへば、工場それ自身の設備が時代後れとなつてゐること、従つてその製品の捌け口が局限されてゐること、

と、經營方法が甚だしく不合理であつて、生産工場でありながら、その製品が全く投機に左右されてしまつてゐる等の根本的缺陷を列記しなくてはなるまい。申新紡の如き優秀な管の工場さへも、これを英商、日商の紡績工場に比較すると甚だしく見劣りする程であるから、他の群少工場は推して知るべしである。手工業に毛の生えた位の設備しか持つてゐなくて、紡績工場並に扱ひを受けようとしてゐるのであるから立後れも甚だしいといはなくてはならない。

設備の不完全は、直に結果として製品の品質に影響する。その規格が不統一であることなどは直にその販路の局限となる。早い話しが華商紡の製品が、諸外國の紡績等の向ふを張つて、海外市場に進出するなどといふことは今日では夢の夢である。中國としては自國の領土が廣くて、人口の點からいつても四億乃至五億と稱する程であるから、國內の需要を満たすだけでも、もつと紡績工業は旺盛となつていゝわけであるが、海外市場に顧られない程度の製品であつて見れば、國內市場でも大して歡迎されない——といふ逆説も成立するわけだ。

◇ これに加へて、國內市場の皆無といつていゝ位の購買力の

不振である。永年連続してゐる兵匪による打撃は勿論のことであるが、昨年の旱水害による農村の打撃は、今日になつても何等緩和されてゐない。局部的にはその災害實情も明らかにされてゐるが、全般的には今もつて災害實情の調査さへ完了してゐないから、救済の方となると全くの投げやりであつて、果していつになつたら救済するのか——このまま放任されることになるのではないかといふ方が早いだらう。これではいかに寒氣が厳しくとも、また春來たり、花咲かうとも、綿糸布の需要が急激に増加するなどいふことは考へられないのである。

他の一例をとるならば、日本綿布の上海在荷高の如きも、舊正明にあつて前旬に比して僅かに九捆の減少にすぎないといふが如き、舊正直前の荷動きが如何に少いかを實證するものでなくてはならない。即ちいつもの例ならば、舊正前には相當の荷動きがあるのであるが、今年も地方の不況の上塗り、上海金融界は硬着状態を呈して不況もどん底であつた。春の需要期を目前に控えてゐるのであるが、これも豫想は悲觀一點張り、急激に購買力を回復するなどいふことは望めさうもないのである。

かうした一般の状況の下に、華商紡の歩むべき方向は何れであらうか。申新紡の榮宗敬氏を始めとして、一部には綿糸布輸入税の引上げをもつて華商紡救済の唯一途としてゐる向きもある様だが、これは華商紡自身の缺陷と中國の消費階級の事情を知らない者の泣きごととしか受取れない。國外品を中國市場から全く驅逐しようなど考へるのは、今日の世界經濟の實情から見てもあまりに世間知らずであるが、また華商紡の製品が輸入税による障壁ぐらゐで擁護されると考へるのも、餘りにも自己檢討を怠つた態度でなくてはならぬ。さうした救済方法をとることは、それだけでなく立後れの華商紡をますく時代遅れとするのであつて、決して根本救済どころか、當面の對策ともなり得ないのである。それよりは華商紡自身は、いかに製品の單價を引下げるかを先づ研究し、日本品、英國品等と同等の單價を算出することが第一、政府の方では地方農村の救済を急にして消化力、購買慾を旺盛にすること、これこそ當面の對策でなければならぬ。その後、漸次工場整備、職工養成等による製品の改良といふ問題を解決すべきであらう。

華商紡績一覽

(廿三年三月華商紗廠聯合會調査) (△印新設 ○印停業中)

廠名	位置	資本額	布錠數	絲錠數	布機數
恆豐	上海楊樹浦華盛路	一、〇八〇、〇〇〇兩	五五、一五二	—	六〇四
振華利記	上海楊樹浦蘭路四號	三〇〇、〇〇〇兩	一三、五四八	—	—
申新一、八廠	上海白利南路二百號	四、二〇〇、〇〇〇元	一二二、八七六	—	一、一〇〇
申新二廠	上海宜昌路二號	二、五〇〇、〇〇〇兩	五六、七四四	七、一四〇	—
申新五廠	上海華德路一三一六號	一、三〇〇、〇〇〇兩	五四、二〇八	一二、七二〇	—
申新六廠	上海楊樹浦蘭路	一、〇〇〇、〇〇〇兩	七五、一〇四	二、三〇〇	九二〇
申新七廠	上海楊樹浦路四六八號	未詳	五九、四八四	六、七二〇	四四〇
申新九廠	上海澳門路一四〇號	未詳	八〇、五五六	一五、〇六〇	五一五
溥益一廠	上海西蘇州路三七號	未詳	二五、六〇〇	二、四六〇	—
溥益二廠	上海勞勃生路八號	未詳	二四、九二〇	—	五〇四
緯通合記	上海楊樹浦蘭路十二號	一、二〇〇、〇〇〇元	三三、〇二四	—	—
統益	上海莫干山路一〇號	二、一〇〇、〇〇〇元	六六、四九二	—	—
恆大新記	上海浦東楊恩橋鎮	未詳	二〇、一六〇	—	—
永安一廠	上海楊樹浦蘭路十號	—	三八、一六〇	—	—
永安二廠	吳淞廠藻濱	—	四九、九〇四	—	—
永安三廠	上海麥根路四九一號	—	六三、一八四	—	—
永安四廠	吳淞藻濱	—	七一、九九二	—	—
大豐慶記	上海潘家濱一六七號	二、一〇〇、〇〇〇元	二九、九五二	—	—

大興	河北省石家莊	二、一〇〇、〇〇〇兩	二九、八三四	三六八
湖北紡織官局布紗局	武昌文昌門外	△ 四〇〇、〇〇〇元	三五〇、〇〇〇	二〇〇
漢口第一	武昌武勝門外曾家巷	六、〇〇〇、〇〇〇元	一七〇、五〇〇	四〇〇
裕華	武昌武勝門外中河	三、〇〇〇、〇〇〇元	四二、二一六	〇
震寰	武昌武勝門外上新河	一、二二〇、〇〇〇兩	二六、三三六	〇
申新四廠	漢口橋口宗關	一、〇〇〇、〇〇〇元	一五、〇〇〇	〇
沙市	沙市寶塔河	一、〇〇〇、〇〇〇元	二〇、〇〇〇	〇
豫新	河南安陽縣車站	一、五〇〇、〇〇〇元	二二、〇〇〇	〇
豫豐和記	河南鄭縣城外豆腐寨	三、〇〇〇、〇〇〇兩	五六、四四八	〇
鉅興	河南武陟縣木藥店	一、〇〇〇、〇〇〇元	六、九八〇	〇
德輝華新	河南汲縣北關	二、〇七〇、〇〇〇元	二二、四〇〇	〇
三友	浙江杭州拱宸橋	二、〇〇〇、〇〇〇元	二〇、三六〇	〇
和豐	浙江鄞縣江東冰廠	九〇〇、〇〇〇元	二二、二〇〇	〇
通惠公	浙江蕭山東門外	六〇〇、〇〇〇元	一四、五六〇	〇
魯豐	山東濟南城北林家橋	一、八六〇、〇〇〇元	二八、〇一六	〇
成通	濟南北商埠新河畔	一、五〇〇、〇〇〇元	一五、〇〇〇	〇
仁豐	濟南商埠北	一、五〇〇、〇〇〇元	一二、六〇〇	〇
青島華新	山東青島市外滄口	二、七〇〇、〇〇〇元	四四、三三二	〇
裕中	安徽蕪湖陶溝	一、〇〇〇、〇〇〇元	一八、四〇〇	〇
久興	江西九江官牌夾	一、八〇〇、〇〇〇兩	一〇、四八〇	〇

二二〇

湖南第一	湖南長沙銀盆嶺	一、七〇〇、〇〇〇元	五〇、〇〇〇	一三〇
遼寧	遼寧瀋陽商埠二七線路	四、五〇〇、〇〇〇元	三〇、八一六	二五〇
晉口	晉口青堆子	一、〇〇〇、〇〇〇元	一〇、三六八	二五〇
晉華	山西榆次縣北關	四、〇〇〇、〇〇〇元	三九、三四四	二五〇
大益成一廠	山西新絳縣三林鎮	二、一四〇、〇〇〇元	一〇、〇〇〇	二五〇
雍裕	山西新絳縣南關	六〇〇、〇〇〇元	八、四〇〇	二五〇
晉生	太原晉生路九號	七二〇、〇〇〇元	六、〇〇〇	二五〇
益晉	山西祁縣北關	三〇〇、〇〇〇元	一、二〇〇	二〇〇
阜民	新疆迪化	未詳	一、二〇〇	二〇〇
總計	九二廠	一五三、五七七、三〇〇元	二、七四二、七五四	二〇、九二六

華商紡績二十九年比較

(廿四年三月華商紗廠聯合會調查)

地方別	廠數	工人數	布錠數	糸錠數	布機數	地方別	廠數	工人數	布錠數	糸錠數	布機數
上海市	一	五五、六五	一、〇八二、一四八	八九、三三八	七、三三九	上海市	三	五五、九六	一、二六、三〇四	九三、五三八	七、八五四
江蘇省	三	四、九七八	五三三、〇一六	三三、四八〇	四、九四四	江蘇省	三	四三、二二三	五七三、九四四	三三、九〇〇	五、八二八
河北省	九	三〇、五六〇	二七、七〇〇	九、一八四	一、五六八	河北省	九	一七、〇三三	二七三、四七八	二二、四四四	一、九二八
湖北省	七	三三、六六五	二九七、一四四	三、二四〇	三、〇一九	湖北省	七	一四、〇三七	三二二、一四四	三、三四〇	三、〇一九
其他各省	三	三〇、一八九	四四八、四〇六	一〇、六三八	二、三三三	其他各省	三	二七、二八	四六七、九八四	一一、九三〇	三、二九七
合計	九	一八〇、七二二	二、六三七、四三三	一三五、八六〇	一九〇、八一	合計	九	一五六、三三四	二、七四三、七五四	一四三、〇四二	二〇、九二六

二二一

日支英各國紡績棉花使用量

(廿四年三月華商紗廠聯合會調查)

國籍別	民國二十二年		民國二十三年			
	地方別	廠數	用花量	地方別	廠數	用花量
華商	上海市	二八	二、二〇九、七五五擔	上海市	三一	二、二五七、五五〇擔
	江蘇省	二二	一、二七三、四〇〇擔	江蘇省	二二	一、三九八、二〇七擔
	河北省	九	七三一、八一擔	河北省	九	六九六、七一九擔
	湖北省	七	六六二、六四七擔	湖北省	七	五一一、八一〇擔
	其他各省	二二	九三七、〇三一擔	其他各省	二二	八八四、三八八擔
合計	八九	五、八一四、六四四擔	合計	九二	五、七四八、六七四擔	
日商	上海市	三〇	一、四〇六、九六八擔	上海市	三〇	二、〇一一、〇七九擔
	青島市	六	九三三、二二三擔	青島市	六	八八六、九五一擔
	漢口市	一	八、五二〇擔	漢口市	一	二二、四〇〇擔
	遼寧省	四	二二一、八六一擔	遼寧省	四	未詳
	合計	四一	二、五七〇、五七二擔	合計	四一	二、九二〇、四三〇擔
英商	上海市	三	三二〇、八〇三擔	上海市	三	二八六、六六三擔
中外總計	全國各地	一三三	八、七〇六、〇一九擔	全國各地	一三六	八、九五五、七六七擔

各國在華紡績之業績

(廿四年三月華商紗廠聯合會調查)

國籍別	民國二十二年		民國二十三年					
	地方別	廠數	產糸量(件)	產布量(疋)	地方別	廠數	產糸量(件)	產布量(疋)
華商	上海市	三六	六四四、八〇〇	四、三九〇、三三	上海市	三三	六五七、八七一	四、〇八一、三二八
	江蘇省	三三	三六八、四三九	二、二九八、五二〇	江蘇省	三三	三六七、三五六	二、八五一、四四一
	河北省	九	二〇九、九七〇	一、二二〇、三四七	河北省	九	一七六、七四五	一、〇〇五、一九五
	湖北省	七	一八〇、九三四	一、四八四、一九四	湖北省	七	一三五、八二二	七三一、四三〇
	其他各省	三三	三六〇、九〇一	三、三六、〇一一	其他各省	三三	二五七、〇三五	四三三、五二二
合計	八九	一、六六五、〇四四	九、五四八、〇七五	合計	九二	一、六二六、八〇九	九、〇三九、九八七	
日商	上海市	三〇	二九四、三二九	五、八四三、六二二	上海市	三〇	三二六、一一〇	九、六八九、六六八
	青島市	六	二二四、五〇六	二、六八三、五〇〇	青島市	六	三三三、三三三	二、八九五、〇〇〇
	漢口市	一	二、四〇〇	—	漢口市	一	六、三五〇	—
	合計	四一	五七五、六四〇	八、七三三、八三五	合計	四一	五七五、八〇三	一三、五八四、九六八
	英商	上海市	三	九二二、〇〇〇	一、八五〇、〇〇〇	上海市	三	八〇〇、三三三
中外各廠	總計	二九	二、三三三、六八四	三〇、三三三、九〇〇	總計	二二	二、二七三、八四四	三三、四四五、四三七

在華日本紡織一覽 (廿四年八月現在)

第一廠	上海楊樹浦路一一六一號	東華紡織株式會社	上海華德路一六八七號	二〇〇萬圓
第二廠	上海楊樹浦路一九七〇號	同興紡織株式會社	上海戈登路一八一號	一、五〇〇萬圓
第三廠	上海蘭路十五號	公大	第一廠 上海平涼路二〇〇號	一、〇〇〇萬圓
第四廠	上海蘭路十九號	紗廠	第二廠(老公茂) 上海楊樹浦四號	一、〇〇〇萬圓
第五廠	上海浦東陸家嘴	大康紗廠(大日本分設)	上海楊樹浦騰越路二號	本 五、二〇〇萬圓
第一廠	上海浦東陸家嘴	株式會社豐田紡織廠	上海極司非而路二百號	本 一、〇〇〇萬圓
第二廠	上海浦東陸家嘴	裕豐紡織株式會社	上海楊樹浦路二八六六號	本 五〇〇萬圓
第三廠	上海勞勃生路九十八號	(東洋紡分設)	青島四方莊	七〇〇萬圓
第四廠	上海勞勃生路九十八號	內外綿紗廠青島支店	青島四方	本 七〇〇萬圓
第五廠	上海勞勃生路八六號	富士紗廠(富士瓦斯紡分設)	青島滄口一七三號	本 四、五〇〇萬圓
第六廠(實成)	第一上海勞勃生路八六號	公大紗廠第五廠	青島滄口	本 一、〇〇〇萬圓
第七廠	吳淞頌藻濱	隆興紗廠(日清紡分設)	青島四方	本 二、七〇〇萬圓
第八廠(華豐)	上海勞勃生路六十二號	寶來紗廠(長崎紡分設)	青島滄口	本 五、〇〇〇萬圓
第一廠	同右	大康紗廠(大日本分社)	青島四方	本 五、〇〇〇萬圓
第二廠	同右	泰安紡織株式會社	漢口橋口宗關	本 五、〇〇〇萬圓
第三廠	上海西蘇州路十九號	在華英商紡(同上)		
第四廠	同右			
第五廠	上海西蘇州路十四號			
第六廠	同右			
第七廠	同右			
第八廠	上海戈登路一四五號	怡和紡織	怡和 上海楊樹浦路四六號	五、九〇萬圓
第九廠	上海麥根路六〇號	公益	上海勞勃生路一五〇號	五、九〇萬圓
		楊樹浦	上海楊樹浦	

最近の上海絲廠(絹糸)一覽表

(國際貿易導報第六卷十一號)

廠名	地 址	絲車數	廠名	地 址	絲車數	廠名	地 址	絲車數
餘興	恒豐路	四三二	源興	開北裕通路	二四〇	美豐	共和路	二〇八
積餘	共和路	二〇八	宏生	長安路	二〇八	中國	長安路	二〇八
永利	長安路	二二四	裕通	梅園路	二四〇	公大	中興路	一五八
華盛	中興路	一四四	裕泰	潭子灣	二〇〇	豐泰	大洋橋	二四〇
復昌	彭浦橋	四一六	盈豐則記	談家橋	二四〇	恆蒼	廟頭鎮	一九二
美盛	談家橋	二四〇	永亨	嚴家閣	二〇〇	興綸	顧家灣	二四〇
豫豐	顧家灣	二〇〇	源鑫	阿拉白司脫路	二四〇	裕源	阿拉白司脫路	二四〇
大豐	天寶路	二四〇	裕記	天寶路	一六八	益豐	香煙橋	三一八
德泰	張家巷	二〇八	協興	張家巷	二〇八	和記	天同路	二〇八
利源	天同豐	二〇八	寶泰	龍華路	三二二	總計	三一廠	七四七〇
福綸	虹口天寶路	四四〇	廣源	日暉港	二二二			

附記——上海にて絲廠の最も盛な當時(民國廿二年頃まで)は合計百十二廠あつたが、その倒産につぐ倒閉で現在では以上の卅一廠となつてゐる。この慘狀は全國的であつて、浙江省、廣東省等何れもその例に洩れない。上海絲廠の衰退を上海事變による打撃なる一語で片付けようとするのが、いかに見當違ひであるか分らう。廣東省の如きは百四十九廠が今日では僅かに三十七廠に減少してゐる實情である。このほか現在存するものは無錫に四十二廠、浙江省に二十四廠等が重なるものである。但し實際に操業してゐるのは民國廿四年八月現在に上海に入廠であるから、他も推して知るべきである。この原因の主なるものは、(一)原料粗悪、(二)設備不全、(三)従つて製品の粗悪、(四)輸出不能、(五)國內消化の不振等である。

全國織綢業一覽表 (民國廿四年三月實業部調査)

地方別	年産額自				總廠數	總産額
	一萬元以上至十萬元者	十萬元以上至五十萬元者	五十萬元以上至一百萬元者	一百萬元以上者		
上海	70	21	2	2	122	25,450,000
杭州	36	11	1	1	49	5,363,300
紹興	25	5	1	1	30	2,100,000
湖州	14	7	1	1	22	3,731,000
蘇州	6	2	1	1	9	1,013,000
吳江	5	2	1	1	7	497,000
丹陽	2	1	1	1	2	134,000
河南省	9	1	1	1	9	356,000
山東省	15	1	1	1	15	2,600,000
河北省	25	2	1	1	27	2,540,000
總計	233	110	9	2	353	43,801,300

全國毛織業一覽表 (民國廿三年七月實業部調査)

地方別	資本額				總廠數	總産品值
	一萬元以上至十萬元者	十萬元以上至五十萬元者	五十萬元以上至一百萬元者	一百萬元以上者		
上海	4	1	2	3	1,995,000	6,749,000
天津	1	1	1	1	810,000	1,070,000
漢口	1	1	1	1	56,000	110,000

上海毛織廠一覽表 (同上)

廠名	地址	資本額	每年産值
彰華	上海	800,000	1,000,000
達隆	上海	300,000	800,000
大得	上海	360,000	220,000
信利	上海	140,000	190,000
華東	上海	420,000	600,000
民生	上海	300,000	150,000
競昌	上海	200,000	270,000
經綸	上海	未詳	100,000
大中國	上海	100,000	250,000
茂新	上海	100,000	350,000
茂業	上海	750,000	300,000
大南	上海	100,000	100,000
天翔	上海	100,000	380,000
偉綸二廠	在總廠內		180,000

機械製粉業一覽表 (廿三年七月實業部調査)

地方別	廠數	資本額(元)	麵粉産額(袋)	總産值(元)
上海	23	6,089,000	29,720,000	68,916,000
南京	2	1,300,000	2,366,000	6,377,000
無錫	4	1,039,000	3,788,000	10,623,000
蘇省江南他縣	2	900,000	1,300,000	2,941,000
蘇省江北他縣	4	724,000	2,800,000	8,039,000
安徽	3	1,050,000	2,131,000	1,361,000
濟南	7	2,556,000	6,671,000	20,763,000

附記——毛織業は未だ甚だ幼稚であつて粗悪工業の域を脱してゐない。

附記——麵粉は食料品の重要な部分を占めてゐる。

國民政府實業部では、中國に於ける麥粉の年産額を明らかにする爲め、豫て各地製粉工場に就いて夫々調査中であつたが全中國の製粉工場は九十三工場、平均年産額一億二百五十四萬五千一百袋と發表した。これを各製粉工場別に見れば左の如くである。(單位袋)

麥粉年産 (民國廿四年五月實業部調査)

地方別	廠數	資本額(元)	麵粉産額(袋)	總産值(元)
青島	2	550,000	2,100,000	2,750,000
山東他縣	3	700,000	2,720,000	1,724,000
天津	5	3,500,000	7,090,000	19,119,000
河北他縣	3	650,000	860,000	3,433,000
河南	3	770,000	2,200,000	5,933,000
山西	4	1,200,000	740,000	2,321,000
綏遠	3	750,000	311,000	745,000
漢口	2	1,650,000	1,600,000	4,585,000
湖北他縣	3	260,000	91,000	2,573,000
四川	2	310,000	139,000	531,000
浙江	1	200,000	623,000	1,558,000
湖南	1	160,000	310,000	550,000
總計	24	24,520,000	66,916,000	164,651,000

地別	廠數	資本額(元)	產品總值(元)
上海	一〇	一、二七一、〇〇〇	一五、三六五、〇〇〇
武進	一六	二一〇、〇〇〇	四、六六六、〇〇〇
無錫	九	一九八、〇〇〇	二、三〇六、〇〇〇
蘇省其他	兼四五	六九、〇〇〇	五八三、〇〇〇
各省其他	兼三四	五八〇、〇〇〇	一、三九二、〇〇〇
南通	兼五	三〇、〇〇〇	二一九、〇〇〇
河南省	四	一七三、〇〇〇	七六六、〇〇〇
山東省	一六	三二〇、〇〇〇	六、八一四、〇〇〇
湖北漢陽	三	八五、〇〇〇	二二九、〇〇〇
河北省	六	八〇、〇〇〇	九三〇、〇〇〇
浙江省	一	一一七、〇〇〇	一三、九三二、〇〇〇
廣東廣州	三〇	一一三、〇〇〇	四七、二〇二、〇〇〇
總計	一二二	三、一三三、〇〇〇	四七、二〇二、〇〇〇

地別	廠數	各廠資本額	各廠產品價值
上海	二六	一八、九三三、〇〇〇元	七六、六七四、〇〇〇元
浙江	三	六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
安徽	二	八〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
河北	一	二〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
山東	二	三三〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇
山西	一	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
遼寧	三	二八、〇〇〇	一五八、六一〇
總計	三七	二〇、〇〇〇	一五八、六一〇

在上海的煙草工場 (申報年鑑廿四年版)

廠名	地址	資本	產值
華品	上海	三〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
三興	上海	四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
民衆	上海	一五〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
金山	上海	六〇〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇
金沙	上海	二〇、〇〇〇	一六四、〇〇〇
太平	上海	二〇、〇〇〇	六八〇、〇〇〇

地名	工場數	平均年產額
上海	一五	四八、四〇〇、〇〇〇
無錫	三	八、八〇〇、〇〇〇
常州	三	八七二、〇〇〇
南通	三	一、四八四、〇〇〇
江陰	二	八二三、〇〇〇
南京	三	三、五四〇、〇〇〇
徐州	一	未詳
淮陰	一	六二二、〇〇〇
徐州	一	六一〇、〇〇〇
徐州	一	一、〇一〇、〇〇〇
海州	一	八二四、〇〇〇
灌雲	一	五五〇、〇〇〇
寧波	一	一、一二〇、〇〇〇
紹興	三	三〇〇、〇〇〇
湖州	一	一六四、〇〇〇
蘇州	二	二、九五〇、〇〇〇
杭州	一	四、二一四、〇〇〇
漢口	一	八一〇、〇〇〇
漢陽	一	三二五、〇〇〇
沙市	一	〇〇〇、〇〇〇

地名	工場數	平均年產額
長沙	一	三一九、〇〇〇
常德	一	四〇〇、〇〇〇
考州	一	三四〇、〇〇〇
鄭州	一	二一〇、〇〇〇
開封	三	一、〇二六、〇〇〇
新乡	一	一、五〇〇、〇〇〇
許昌	一	六〇〇、〇〇〇
濟南	八	八、六〇〇、〇〇〇
青島	一	一、三〇〇、〇〇〇
維縣	一	二二〇、〇〇〇
煙臺	一	三〇〇、〇〇〇
濟寧	一	五八三、〇〇〇
泰安	一	三〇〇、〇〇〇
天津	五	八、八〇〇、〇〇〇
滄縣	一	九一〇、〇〇〇
保定	一	一、〇〇〇、〇〇〇
邯鄲	一	三〇〇、〇〇〇
唐山	一	八八〇、〇〇〇
北平	一	一三〇、〇〇〇
石家	一	一三二、〇〇〇
陽曲	一	六〇〇、〇〇〇

萃衆	上海	二五,〇〇〇	二五五,〇〇〇
華慶	上海	二〇〇,〇〇〇	二,五五〇,〇〇〇
瑞倫	上海	二〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
克富	上海	一〇〇,〇〇〇	四七,〇〇〇
久益	上海	四〇,〇〇〇	四一〇,〇〇〇
江南	上海	三〇,〇〇〇	未詳
友成	上海	五〇,〇〇〇	四九〇,〇〇〇
裕新	上海	二〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇
新民	上海	三〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
華新	上海	一〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
昌明	上海	七〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇
大達	上海	六〇,〇〇〇	二三五,〇〇〇
福新	上海	一〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇
江新	上海	六〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
大幸	上海	四〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
上海	上海	四六〇,〇〇〇	一,七五〇,〇〇〇
永和	上海	二〇,〇〇〇	九八,〇〇〇
福昌	上海	四〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
德隆	上海	二〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇
和興	上海	二五,〇〇〇	三三〇,〇〇〇
大東南	上海	四〇〇,〇〇〇	一,八〇〇,〇〇〇

信遠	上海	六〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
利華	上海	一〇,〇〇〇	一八七,〇〇〇
昌興	上海	一六〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
華達	上海	二〇〇,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇
華德	上海	未詳	三〇〇,〇〇〇
崑崙	上海	三〇,〇〇〇	八五〇,〇〇〇
南洋兄弟公司	上海	一一,二五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇
友利	上海	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
中和	上海	一二〇,〇〇〇	二,二五〇,〇〇〇
大東	上海	二〇〇,〇〇〇	三,九一〇,〇〇〇
華比	上海	二〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
大中華	上海	一〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇
聚成	上海	二〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇
華興	上海	一〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇
華成	上海	三,六〇〇,〇〇〇	六,七〇〇,〇〇〇
華東	上海	一〇〇,〇〇〇	三,一二〇,〇〇〇
中華	上海	二〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
中南	上海	一八,九九二,〇〇〇	七六,六七四,〇〇〇
總計數	四四	一一,二五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇

最近の機器工業 (申報年鑑廿四年版)

上海	五三	三四	六	九三	二,〇三〇,〇〇〇元	五,三四三,〇〇〇元
無錫	九	四	一	一三	八九,〇〇〇	四七二,〇〇〇
江蘇其他各縣	八	五	二	一五	三六九,〇〇〇	三九八,〇〇〇
杭州	九	二	一	二	一七一,〇〇〇	四七五,〇〇〇
浙江其他各縣	九	一	一	一〇	五〇,〇〇〇	一八九,〇〇〇
天津	九	五	一	一四	九四,〇〇〇	三六五,〇〇〇
河北其他各縣	二	二	一	四	七九,〇〇〇	二五五,〇〇〇
青島	四	二	一	六	四四,〇〇〇	八〇,〇〇〇
山東其他各縣	六	一	一	七	七〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
安徽	四	一	一	四	一七,〇〇〇	三〇,〇〇〇
江西	三	一	一	三	一四,〇〇〇	一五,〇〇〇
湖南長沙	一	一	一	二	二六,〇〇〇	五,〇〇〇
漢口	七	三	一	一〇	八〇,〇〇〇	三六,〇〇〇
湖北其他各縣	一	五	一	七	一八一,〇〇〇	二六,〇〇〇
河南	一	三	一	四	一四三,〇〇〇	一四八,〇〇〇
山西	二	一	一	三	三四五,〇〇〇	三五〇,〇〇〇
陝西	一	一	一	一	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
重慶	一	二	一	二	三五,〇〇〇	五〇,〇〇〇
四川	一	四	一	四	一五五,〇〇〇	一五四,〇〇〇

廣東	一四	一八	三五〇,〇〇〇	一,〇一五,〇〇〇
福建省	一	二	三五,〇〇〇	六〇,〇〇〇
廣西省	二	二	一〇,〇〇〇	二四,〇〇〇
江蘇	一九	二八	二九,四〇八,四八三	八四,〇七三
浙江	一三〇	一三	三,八六一,七六二	三,三六一
安徽	二九	二	二,一五七,四四五	四,三六五
江西	一一	一	一,五二〇,四三八	二,三三三
湖北	一五	一	四,七二六,六四七	一九,四六四
湖南	一〇	一	一,七三〇,九四三	六,五二八
四川	一九	一	一,六三七,二〇〇	一,五八〇・七
西康	一	一	二一,〇〇〇	二五
福建	三三	一	五,三三三,八三六	九,八九二
廣東	四二	一	一三,五九八,七四五	三六,〇〇四・五
廣西	九	一	一,一四四,〇二五	一,七五九
貴州	一	一	八八,九〇〇	一五〇
雲南	三	一	一,三八三,三〇〇	一,八五二
河北	三	一	一五,三三三,三〇〇	三五,三三一
河南	六	一	一,二〇七,〇〇八	一,一八六

電氣事業現況 (民國廿三年・電 事業統計第四號所載)

協和廠	榮昌廠	燮和廠	惠來廠	德威廠	洪泰廠	振業廠	東源廠	振業廠	魯東廠	興業廠	信昌廠	華盛廠	益盛廠	裕州廠	遂昌廠	合裕廠	博利廠	三益廠	惠昌廠	東華廠	
長安	新絳	新絳	濰縣	威海衛	膠縣	濟寧	濟南	濟南	青島	青島	青島	青島	陝西	廣西	四川	四川	四川	四川	四川	四川	
二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	未詳	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	未詳	
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	未詳	未詳	六、六〇〇	一二、〇〇〇	五、六二〇	一五、〇〇〇	八、〇〇〇	六、五〇〇	八、〇〇〇	二、〇〇〇	未詳	五、〇〇〇	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
西	友	信	恆	民	惠	昌	公益	巧明	廣州	巧明	廣東	中國	東山	大益	和豐	楚勝	華業	民生	淮上	大有	
廣	四	四	四	四	四	四	南	南	南	廣	廣	廣	廣	廣	長	漢	重	萬	鳳	洛	
五〇、〇〇〇	未詳	未詳	未詳	未詳	一五、〇〇〇	未詳	未詳	二七、〇〇〇	六六、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	二二、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一四、五〇〇	一二〇、〇〇〇
一〇、〇〇〇	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	五、五〇〇	未詳	未詳	未詳	未詳

通燧廠	民生廠	中南廠	大中華	中國廠	大華廠	華興記	榮昌廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠	蘇州廠
南通	蘇州	蘇州	蘇州	蘇州	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海	上海
六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一、九一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
六、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二四、〇〇〇	一六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	四〇、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
昌	魯西	大明	民生	振業	增益	明華	華北	昌興	榮昌	北洋	北洋	丹華	丹華	大中華	光明	燧昌	正大	光華	大中華	大中華	
廣東	山東	上海	南海	青島	青島	青島	青島	煙台	天津	天津	天津	天津	北平	九江	永嘉	麗水	鄞縣	杭州	南匯	鎮江	
未詳	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、〇〇〇	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
未詳	未詳	未詳	一、二〇〇	一、二〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	四二、〇〇〇	三、八〇〇	二、二〇〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	

マツチ工業は最近數年の間に急速な進歩をした。今日では全國何れの都會でも「國貨火柴」が巾をきかしてゐる程である。全國七十三廠、その總產用額は年約九十萬箱前後であらう。(以下の統計には未詳のものが含まれてゐるので、約五十萬箱となつてゐる。)

構寸工業 (申報年鑑廿四年度版)

山東	山西	甘肅	察哈爾	綏遠
四、七三、四七〇	一、六四〇、六六〇	九三、〇〇〇	三、四〇、七〇〇	五、四〇、八〇〇
二、〇八〇	二、五五九	二二	三、五五	六〇八

珠光	廣東	三〇,〇〇〇	五,〇〇〇
東興	廣東	未詳	六,〇〇〇
總計	廣東	一一,一五一,〇〇〇	五七八,四二〇

全國製菓業 (民國廿四年三月實業部調査)

地別	資本在 一萬元以上者	資本在 十萬元以上者	資本總額	産值總額
上海	一	四	一,一七〇,〇〇〇元	一,九〇〇,〇〇〇元
浙江	一	一	三,六〇〇	一〇,〇〇〇
江蘇	一	一	二六,八〇〇	一七四,〇〇〇
湖北	一	一	二五,〇〇〇	八五,〇〇〇
湖南	一	一	二五,〇〇〇	未詳
河南	一	一	三九,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
陝西	一	一	二六,〇〇〇	三三,〇〇〇
山西	一	一	四八,〇〇〇	九五,〇〇〇
安徽	一	一	二〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
山東	一	一	六,〇〇〇	一一,〇〇〇
廣東	一	一	六六,〇〇〇	二五,〇〇〇
廣西	一	一	六〇,〇〇〇	九,〇〇〇
福建	一	一	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
四川	一	一	一〇,〇〇〇	未詳
總計	一	一	一六,〇〇〇	三三〇,〇〇〇

上海市罷工停業及び勞資紛糾統計 (上海市社會局)

一、罷工停業 (自民國七年至廿三年)

民國七年以來の罷工、停業の歴史は數個の時期に分つことが出来る。民國七年から十三年迄は安靜時期である。この時期に於いて五四運動が工人運動の種を播いた。併しそれは未だ萌芽の時期であり醗酵時代に過ぎなかつた。毎年發生した案件は僅かに十餘件、多くとも二、三十件に過ぎず、工業界は安靜の状態を保持してゐた。十四年に至つて工潮(勞働爭議)勃興の時期が展開された。十四年の五卅事件は工人の團結を促進し、奮闘の精神を養成した。十五年の國民軍北伐出師は全國を風靡した革命精神を齎らし、上海の工人は軍閥の壓迫下に秘密活動を行ひ、階級闘争の觀念を更に促進せしめた。十六年國民軍が上海を平定するに及んで澎湃たる工潮は二回の總罷工に於いて頂點に達した。この數年間の勃興の形勢は罷工停業案件の激増の上に充分表現された。十四年七十五件、十五年は更に増加して二百五十七件となり、十六年は國民軍の軍事勝利によつて政局が安定した後とて暫時安靜時

期を經過し、案件は比較的少なかつたが、それでも百十七件あつた。十七年後は漸次穩定に向ふ時期に入つた、この時期に於いては一つには政府當局が立法上、行政上制裁を規定したため、又一つには漸やく不景氣の潮流が襲來したので、勞資の爭議は漸次減少し、十七年には百十八件、十八年には百八件に減少し、十九年には更に八十七件に減少、二十年には突然百二十三件に増加したが皆大して重要な案件ではなく、その年の形勢重大を表示するに足らぬものである。二十一年には上海事變が起つて政府が罷工の禁止を命令したので非常に減少して八十二件となつた。以上が過去十五年間に於ける罷工停業事件の大勢である。

更に最近二ケ年間の情勢に就いて見るに、この二年間は漸次緩和に向ふ趨勢を示し、益々工潮衰退の境に至つたといふことが出来る。二十二年は八十八件で二十一年と殆んど變らないが、二十三年は六十三件に激減し、民國十四年以來の最低數字を示現した。假りに案件の回數を問はずにこの二年間の罷工停業に關係ある職工數、工場數及び損失工人數、工賃額からその重大性の程度を測つても大勢の赴くところは一致してゐる。二十二年の關係工場數は五七四、職工七四、七二七人で二十一年より多いが、二十三年の關係工場數は四四一職工二八、九二三人で民國十六年以來の最低數字である。損

失工人數と工賃額は、二十二年は四六一、二四九・五人、二二一、二七六・八六元、二十三年は四九六、五七六人、二一九、八九二・七二元で何れも民國十六年以來の最低數字である。

この二年間工潮が繼續衰退した原因は以下の三點に歸納し得る。一は經濟恐慌が激烈さを加へ、最近一、二年に於ける不景氣の現象は益々増大するばかりで止まる處を知らず、市面蕭條として破産者續出し、商工業は全く大動搖の局勢に陥りその上内部の紛糾等を起せば徒らにその滅亡を促すばかりであるから、工人と雇主は兩方共敢て爭議を發生せしめることを欲しないために減少したのである。二は政府が一再ならず罷工禁止の命令を布告し、そのため兩者共大いに顧慮するところあり、全く忍び難い場合の外はなるべく衝突を避ける様に努めた。三は工人運動を操縦するもの、暗中飛躍の減少である。上海に於いて工人中の無頼漢が工潮を操縦し紛糾を造り出すことは隠れなき事實である。彼等は離間を挑發し勞資間に裂痕を發生せしめた後更に内部に於いて飛躍し、自分の腹を肥やすことを圖る。併し彼等は暗中に於いて活動することによつて利を得るのであり、事態が擴大して外界の注意を惹き、當局の制裁を受けることは欲しないので彼等によつて操られる勞資の衝突は皆無と云つて好い位に減少した。

罷工、停業の原因を分析することによつて爭議の中心問題

を看取することが出来、その結果を分析すれば勞資勢力の消長を看取することが出来る。従來の爭議の原因は大體工賃と雇用解雇の二問題に集中してゐる。最初の數年に於いて罷工と停業の原因は工賃の一項に偏在したが、十五年から雇用解雇の案件が漸次頻繁となり、十八年には工賃案件を超過し、十九年には稍減少したが二十年と二十一年には工賃案件と殆んど同じであつた。二十二年には工賃案件三十五件で雇用解雇案件は二十四件、二十三年には工賃案件二十件、雇用解雇案件二十二件で以前の數年間の形勢と相類似してゐる。近年來商工業が凋落し、停工倒閉する工場は數知れぬ程續出し、幸ひに倒壊を免れたものも多くは規模を縮少し、雇用工人を減じたので工人も失業を免れるために死力を盡して抗争し、解雇反對の爭議は日に増加を見た。同時に工賃の案件は顯著な減少は見えず二十二年度の如きは却つて増加してゐる。併し内容を究明すれば以前の工賃案件の多くは工賃増加の問題に集中してゐるが、近年來の案件は總て工賃低減反對、賞與取消反對とその他の類似問題に集中してゐる。それ故これ等の工賃案件は同様に不景氣の影響を表示してゐるのである。

罷工、停業案件の結果は、最初の八年間に於いては大多數の案件は勞働者側の要求が完全に或は一部分接受され、勞働者側の要求が失敗した案件は非常に少なく、資本家の要求を

提出した案件は絶対に發生したことがなかつた。十五年以後は勞働者側の要求が一部分接受されたものが大多數を占め、失敗に終つた罷工案件は漸次完全勝利の案件を超えるに至り同時に資本家側が主動的地位に立つ案件の發生をも見るに至つた。二十二年に勞働者側が絶対に勝利した案件は二十六件完全に失敗したものの二十四件、二十三年には勞働者側の勝利した案件は十八件、失敗したものの二十三件で數年前の狀況と大差はなく、この二年間の罷工停業事件は勢力轉變の趨勢を示し、顯著な差別はないことが判る。

最近に至り勞働者側優勢の局勢が漸次勞資相拮抗する状態に變轉した原因は大體次の如きものである。第一は工會統一運動の失敗、職工團結の分解が勞働者集團の力量を少なからず喪失せしめた。第二に資本家側の團結が漸次強固となり、同時に政治上、經濟上の力量を利用し、金錢と智力を武器として勞働者に對應し遂に能く勝算を得るに至つた。第三に最も重要な原因はやはり經濟恐慌の影響によつて資本家側は自身の危機を感じし、勞働者側の過分の要求に對しては假令罷工されても容易に讓歩しようとしなくなつた。以上は民國七年より二十三年迄の罷工、停業事件の趨勢轉變に關する簡略な叙述である。

罷工、停業案件統計表

(自民國十六年至二十三年)

年 月	案件數	工場數	損失工人 延人員	損失工賃 總額(元)	關 係 職 工 數			
					男 工	女 工	幼年工	總 數
十 六 年	二七	一一、六九六	七、六三三、〇三九	三、七〇、二六、二六	六〇三、一九二	三五九、三五八	一八、八八九	八八一、二八九
十 七 年	二八	五、四三三	二、〇四九、八二六	八、五、六三、七五	六五、〇六五	二一九、〇六七	一〇、一三一	二〇四、五六三
十 八 年	一〇八	一、〇一一	七二、九三%	三四、五六、三三	三三、五三三	三二、一八一	八四四	六五、五五七
十 九 年	八七	六七二	八〇一、五三一	三五八、六〇三、二八	三二、四八五	三五、七三三	六、九三三	六四、一三〇
二 十 年	一三三	一、八五五	六八五、九四一%	三六、五五九、五三	四二、三三〇	二六、九五五	四、九三三	七四、一八八
二 十 一 年	八二	四、五七〇	八〇〇、八八%	三三七、五三、四一	二七、五三六	四三、〇四六	一、八一三	七二、九九五
二 十 二 年	八八	五、七四	四六二、二四九%	三三二、二七六、八六	三六、三〇九	三三、二七七	四、一〇一	七四、七三七
二 十 三 年	六三	四、四一	四九六、五七六	二二九、八九三、七三	一六、六二九	一〇、七五三	一、五四一	二八、九三三
二十二年 一月	一	一	一、五一六	六五五、三〇	一三一	二四八		三七九
二	七	二六一	二四、五七四	一四、一八八、八三	三、九三〇	一七		三、一〇〇
三	五	五	一一、六八三	四、八五一、五六	一、七四一	四、二四一	〇	六、一〇一
四	一三	八五	一三、七九九	八、〇〇六、四一	三、〇一一	〇〇		三、一〇一
五	七	一〇	一五、四一八	四六、九一〇、四四	七、三三七	八、六四五	一、四八九	一七、四九一
六	六	八	二二、八八%	一四、一八七、一六	四、六六七	三、七〇〇	一、二五九	九、六三六

民國二十三年各地米騒動及び農民騒動一覽表

一、米 騒 動

地方	月日	人数	實 況	對 象	結 果
四川、隣水五六區	二月十一日	數千	呼應して群を成し、糧食を占領し、倉庫を破壊し、當時生命の不安さへ醸成した	不詳	當局が救済の法を講ず
昭化	二月廿五日	不詳	災荒の惨害甚だしく、飢えた人民は遂に軍隊の米を強奪して自救す	軍隊	以後軍隊は隊を派遣して米を護送した
岳池蕭家場	三月五日	二三十人	群衆米穀を募集し、若し出さざるものはその糧食を強奪した	富豪	縣政府如何ともし難し
大足	六月廿六日	未詳	衆を糾合し食を求めて全縣騷擾す	大富豪	縣政府隊を派して檢束す
倍陵三區	十二月十四日	六人	飢寒に迫られて食米を奪掠してゐたが首領を失つて遂に捕縛された	地主	縣の訊問に對し隠さず白狀す
安徽、合肥南鄉	五月一日	數千	各戸より一人づゝ參加して「光蛋會」を組織し、各處に出沒して糧食の強奪をなす	食糧を有するもの	首領三十餘人を檢束して取調中
歙縣西鄉舍頭	七月廿四日	不詳	初めは米を購買するつもりであつたが果さなかつたので、大家は自發的に米缸(甕)を開いて強奪し、着物の裾に包んで運んだ	活し向き の好い家	首領を失ひ誰何し難し
安慶高津埠	八月九日	千餘	飢民呼應して各戸を捜査し、あらゆる穀類を悉く強奪したが財物には手を附けなかつた	不詳	形勢非常に重大
桐城大平橋	八月十九日	數百人	密かに集合して互ひに相言葉を約し、大家を強奪する場合は「大池を乾す」と云ひ、小家を強奪する場合は「小池を乾す」と云ひ、又着手の相言葉は「魚を捉へると言ひ、大呼狂喊して制止することが出来なかつた	富豪	米穀商の被害甚大にして物件悉く破壊されたが縣に報じられて後始めて散去するに至つた

地方	月日	人数	實 況	對 象	結 果
江蘇、高郵	六月七日	不詳	兩郷のソラマメ、大麥を強奪す	花園、久 墩兩郷	探索したが逃走す
海門壩頭鎮	七月十四日	二百餘人	屋内に侵入して銀貨、米、麥を索め、該家の雇人と格闘を演じ、雇人は皆重傷を負ふた	富豪	警察は首領十餘人を捕へ縣に送つて取調中
吳江震澤鎮	七月十九日	不詳	隊を結成して米騒動を起した	不詳	公安局の彈壓により退却す
吳江地字灣	七月廿二日	百餘人	農婦、老人等相擁して米屋を強奪す	米問屋	郷長の保證で郷に保護送還さる
溇陽新芳橋郷	七月十九日	數十人	各々米櫃を携へて米騒動を實行し、當時十三ヶ處の米店に積まれた米は全部奪ひ盡された	米店	當局は善後策を考究中
松江楓涇	七月廿日	十餘人	炊くに米無く餓死せんとしてゐるといふを理由に同村徐子高等の家に侵入して米八石餘を強奪した	不詳	不詳
金壇	七月廿日	不詳	飢饉民衆は相率いて米騒動を行ふ	不詳	當局は補救の法なし
江浦西區	八月二日	不詳	稻を奪ひ食を盗み四境騒然として形勢惡險となる	不詳	當局大兵を派して鎮壓す
江浦第三區	八月四日	不詳	郷民は相次いで穀物を借ることを強要し、警官隊と衝突して銃火を交へ雙方負傷者を出した	不詳	善後辦法なし
江浦橋林鎮	八月六日	數百人	一般の災民は米穀の運出を許さず抑止を強行し以て郷民の飢饉に充てゐることを要求す	富豪	黨政の調停も無效
泰縣	八月十一日	數十人	城市に向つて紛々と米騒動を起し、秩序は大いに亂れ、空氣緊張す	米店	小供六、七人を捕獲
泰縣	九月一日	數百人	石油箱を叩いて氣勢を擧げ米騒動を實行したので各店は休業した	米店	首領は捕はれ多くは縣に送られた
常熟第六區	十一月八日	千餘人	門壁を打毀して姓家の義莊(一族中の貧者を扶助するための田地)に食を求む	義莊	各銅元二十枚を出す

無錫通音鄉	十二月廿九日	百餘人	罹災民は附近の蔬菜や家畜、稻等を奪つて食つたので住民と殴り合ひを生じた	不詳	逃走す
常熟張市	十一月九日	二千餘人	銅鑼を鳴らして集合し、老を扶け幼を携へ口々にスローガンを叫んで播種(麥)を要求した	義莊	警官隊が發砲して、四人即死した
江陰周莊	十一月	數百人	大富豪を包圍し食物を要求	豪紳	不詳
無錫貢土塘	十二月六日	三十餘人	皆空糧を提げて門を石で叩き毀し七十餘石の米を全部強奪	富農	六人捕縛さる
無錫安鎮	十二月	五、六十人	午後十時頃黃氏の義莊に突入し糶米六十餘石を分得す	義莊	六人捕縛、縣に送らる
江陰顧山	十二月	五、六十人	群衆富豪に金を借る	地主	各人五元を得る
浙江、海甯長安鎮	七月九日	數百人	四郷より集つた民衆は食料品店を襲つて飢を充すため食料品を強奪す	食料品店	不詳
嘉興南門外	七月十四日	五、六十人	大舉して同村に至り、貯藏米七十餘石を奪ひ、その他の財産には手を着けなかつた	富豪	未だ縣に報告されず
嘉興王店鎮	七月廿二日	千餘人	大舉して當地に至り各米店を襲ふ	米問屋	各店より二升宛を與へられて去る
同上	七月廿三日	數千人	門を打ち毀して米騒動を實行し、五百餘石の米並びに少なからざる衣服を奪つた	米店	全市休業して粥廠を設けることを議した
海鹽除貧區	七月廿三日	二千餘人	四ヶ處に分れて米二百二十六石、大豆三百十一石餘を奪ふ	米問屋	その時六人逮捕されたが後粥廠を設けた
桐鄉屠甸	七月廿四日	五、六百人	老婦人達を先導に各々米糧を携へ、後より小壯隊が一齊に大呼して續き、警官隊に至るに及び死を冒してその銃を奪はんとした	米問屋	多數を逮捕したが女子供には米を與へて解散せしめた
嘉興王店鎮	七月廿四日	千餘人	同鎮に蟻集したが、警備團の實力が強かつたため事故を發生するに至らなかつた	米店	十餘人を捕縛す

嘉興新陸鎮	七月廿四日	不詳	水道を阻止し船によつて運出せんとした米四十石五斗を全部奪つた	米問屋	不詳
海甯硤石	七月廿五日	三百餘人	巨石を用ひ門を毀し強奪を行つたが、壯年の農民多く袋に負つて全部持ち去つた	米問屋	首領二人を逮捕
同上	七月廿六日	千數百人	軍警の阻止も無効で殴り合ひとなつたので鐵砲を放つて始めて解散せしめたが、その時既に三百餘人は混入して米や飯を求めてゐた	商店	全市休業
桐鄉屠甸	八月五日	不詳	門や窓を打ち破り米數十石を奪ふ	富豪	地方は警察の彈壓を請願した
長興蠡英鄉	八月九日	百餘人	群衆は西南莊の劉某家より米を借らんとしたが、劉某はこの様を見て自發的に二百餘石を與へた	富豪	不詳
臨安野場村	八月廿三日	百餘人	老人幼女相擁して至り、食へるものは片端からとつて食ひ、その様は凄慘を極めた	活し向きの好い家	主人逃避す
嘉興新陸鎮 鱸魚港鄉	八月廿四日	數百人	該鎮、沈振興、正茂等の米店及び糶米運送船から百餘石を奪ふ	米店、糶米運送船	一名傷き、六名は逮捕さる
嘉興硤碼橋鄉	八月廿五日	數百人	馬家の米穀一百五十餘石を掠奪した	富豪	首領五人を逮捕し縣に送る
嘉興南灣	八月卅日	數百人	手に米糧を提げ大舉して入鎮、兒女を携へ分れて四ヶ處の米問屋に至り掠奪す	米問屋	不詳
麥湖	八月卅日	未詳	米價日に騰貴し、農民は鎮に入つて各米店に米の給與を要求した	米店	不詳
德清	八月卅日	二百餘人	田地は枯れ作物は萎びてしまつたので、農民は鋤を擔いで鎮に至り食を求めた	村長	村長の家を毀す
武康文家圩	八月卅日	數百人	農民は紛々として郷長の家に赴き縣政府に向つて施米、救濟の借款をなさんことを迫つた	鄉長	郷長の家は完全に叩き毀さる

蕭山第一區	九月一日	二百餘人	白米四石を奪ふ	米店	警官が各店を保護す
嘉善漢塘	九月二日	百餘人	竹筒を吹いて各戸を掠奪した	不詳	未だ縣警に報告されず
嘉興南郷	九月二日	數十人	人家に侵入して米を見れば奪つた	不詳	保衛團に彈壓され散す
平湖乍浦西郷	九月三日	七百餘人	箱や籠を携へて城内に至り五軒の米店を掠奪し損失は甚大	米問屋	警官隊が彈壓解散せしむ
嘉興白鶴橋	九月三日	千人	門を破りて入り食を求む	村長	警官隊によつて解散
嘉興白福	九月三日	百餘人	田舎の老婆達が親戚に至つて坐食す、これ等老嫗の顔色は青くその様寔に憐れなり	紹籍客民	男子一名
海鹽硤石	九月廿一日	不詳	貧民大舉して熟米を奪ふ、勢ひ激烈なり	米のある家	當局辦法考究中
衢縣毛家	十月廿五日	多數	門を排して進入し米穀八石餘を奪ひこれを追跡すれば兇器をもつて抵抗す	不詳	警官に命じ探索調査中
嘉興姚莊路	十月六日	數百人	飢餓民衆集集して義捐を乞ふ	大家	警官隊によつて追ひ拂はる
廣東、瓊山	四月廿八日	二、三百人	貧民隊が乞食團と聯絡して出發し、到處で糞を掘り植物を呑食し警官の干渉を畏れず	食物を有する者	當局救濟の法を講ず
澄邁			貧民が求食團を組織し、分れて各處に至り何でもとつて食ふた	同上	
陝西、長安王家村	六月十三日	十餘人	雇人が麥の苗を奪ひ地主は恐れて家に歸らぬ	地主	兵を派して漸く解散せしむ
王家張家村	六月十三日	不詳	二畝の麥苗を奪ひ取る	地主	四人が告訴さる
張家村許家村	六月十三日	二十餘人	麥苗を滿載して歸る	地主	告訴す
河南、信陽	五月十一日	不詳	民衆は奸商に操縦され憤激して四關粮行を掠奪す	穀物問屋	不詳

二、農民騒動(抗税に關するもの)

羅山	八月十一日	數十人	奸商が米價を操縦して暴騰せしめたので、同商が穀物を運出せんとするや民衆はこれを圍んで放さず、積載した穀物を分奪して引揚げた	奸商	官吏が出張して慰撫した
信陽	五月十五日	不詳	米價騰貴し、民衆は食糧恐慌を來たしたので、一齊に暴動を實行した、その被害は計算することが出来ない	米店	駐軍の鎮壓により始めて解散
一月二日	揚中		郷民が集合して過重の負擔に反對し、暴動を起して五區公所を破壊し、流血を見た		人民の負擔を増加せざることを原則とした
一月九日	餘姚第四區洋陽廟山郷一帶	千餘人	小作料が高くなつたため村民は農民暴動を起してその減額を議決した、併し農民は該郷の陳某が規約に違反して小作料を納付したので、遂にその住屋家具等を全部破壊した		公安局は使丁を派して之を制止すると共にその首謀者を召喚し事件を取調ぶ
一月廿三日	同上	一帶の郷	小作料の納付を拒絶して暴動を起し、郷長の家を破壊すると共に警官に頑強に抵抗し、雙方約三十分間に亘つて銃火を交えた	同縣行政機關	團丁は負傷し、農民の檢束されたもの二十餘人、斬首一人、徒刑に處せられたもの七人許されず
一月十五日	南海余三門村		糧税(穀物徴收)の免除を請求	縣政府	多數檢束され、風潮は擴大した
一月卅日	武川		縣長が人足税の取立てを開始し嚴重に催足したので、民衆は不當な負擔の加重に對し厭起して強硬に反對した	縣長	
二月八日	海門北區大溪	百餘人	緝私營(鹽の密賣を取締る役所)が兵を派して鹽税の辦理をなすことに對し人民は一致して反對し、各々銃器を携へて抵抗、銃火を交えて大混亂を生じ、一船夫は彈に中つた	緝私營	上級機關に辦理を申請す

結果

二月十一日	邢台	二千餘人	該地當局
二月十八日	蕪湖萬頃	業主	
二月十八日	南通興仁區	千餘人	保衛團
二月十九日	衢縣	業主	
二月廿四日	南海三水順德等縣	全縣農民	地主
三月六日	嘉善西塘鎮北鄉	徵收員	
三月六日	鎮海各鄉	鄉公所	
三月八日	安北河套	一千四百餘人	徵收當局
三月十四日	餘姚七區勝中東、西三鄉	五百一十人	鄉長
四月二日	揚中三、四、五區	數千人	黨政機關
四月六日	南通第五區項家橋	保衛團	

郷民は地糧附加税に反対し、大舉して縣政府に集り、請願をなし同時に主席を打倒し功德碑を推し倒した

待遇不善による小作爭議

保衛團が地租の徵收をなしたので衝突を發生し、發砲して一人は即死し一小女が負傷したので、郷民は大いに憤慨し、包圍を破つて武裝を解除せしめた

小作農は業主の壓迫に堪え兼ね、黨務委員會に向つて救済請願を具陳するもの十數回に及ぶ

小作料が高過ぎ農産物價格が下落したので減租運動を行ふ

地租の徵收に反対し徵收員を毆打す

戸數割税を徵收し、郷鎮の自治經費にこれを充當することに反対し、會を開いて一切の自治人員の罷免を決議した

植付面積に對する地租が領地畝數に對する地租に改正せられることになつたので人民はこれに反対す

酒税の徵收に反対し、郷民が檢束されたので各々農具を持つて郷長の家に侵入し郷長の打倒、郷民の釋放を大呼した

糧税の減額を要求して暴動を起し、各區々長及び黨政員を毆打負傷せしめ、又各機關の家屋を燒毀した

保衛團が地租を徵收したので衝突を發生し男女多數が射殺された

當局の慰撫により漸く解散す

省政府は制止の辦法を講ず

一件書類を法院に送り取調べ中

全縣に波及す

法院に起訴さる

各郷は縣に制止を申請す

黨政機關が調停に入つて慰撫した

常備隊が武裝してこれを彈壓

各機關は辦法を講じてこれを制止す

四月八日	大足	縣政府
四月廿九日	蕭山呂蜀裘江等鄉	四、五百黨政機關
五月十一日	彰德第二區	保甲長
六月十一日	高郵第四區居河鄉	全郷民衆 郷長
六月廿一日	揚州	三莊民衆 郷長
七月廿七日	蚌埠蔣廟	全鎮民衆 徵收所
七月廿七日	武康	數百人
八月八日	淮安	百餘人 問屋
八月十八日	德慶	數百人 徵稅當局
八月廿五日	中山第八區小赤坎	六、七百人 徵稅當局

地租(米糧一升、納稅二毫二八)の徵收を始めたが元の地租より高いといふので民衆は「請免會」を組織し運動を起したところ、縣に拘禁されたので各處の民衆は救援運動を起した

郷民は造酒税を納付する力がないので結束して減免を請求す

郷民は「眼子會」を組織し一切の苛捐雜稅撤廢並びに貪官、胥吏の打倒運動をなし參加するもの甚だ多し

郷長が債務整理團を組織しその中に於いて漁夫の利を得んとするに反対し縣政府に檢舉を請求す

機械器具の經費は畝數に照らして徵收されることになつてゐるが、郷長は苛酷にも各畝に附二元三角を徵收したので民衆は遂に起つてこれに反対した

船税の徵收によつて衝突を發生し、休業を實行して抵抗す

農民が糧食缺乏の際郷長は機に乗じて苛酷な取立てを行はんとしたのでその頭を亂打し家屋を破壊した

問屋が法外に小作人を搾取したので農民は反對運動を起し、城市に至つて請願した

山貨税の納付に反対し民衆は悅城一帯に暴動を起し城内に突入して市街を擾亂す

沙田税の徵收に抗して衝突を發生し、民衆は暴動を起して徵稅員を毆打し、隊員は射殺された

組織を擴大して目的を達成せんとす

上級機關に轉呈さる

會長が檢束さる

城市に至つて請願した

全市は雙方主張を堅持して未だ解決されず

當局は嚴重に制止す

死者二名、檢束三名

一時は戦場の觀を呈し、警官隊と猛烈な闘争を續けた

九月四日 鎮海三區海甸施 三千餘人 縣政府
 九月八日 瓊崖 數百人 該地當局
 十月廿二日 蘇州 業主
 十二月十日 青州第二區 百餘人 縣政府
 十二月廿二日 常熟金涇鄉阮家 地主、土豪劣紳
 十二月廿五日 番禺、謝村、石壁等の郷 千餘人 縣政府
 十二月五日 揚州 數千人 黨政機關
 十二月十日 蘇州、郭港、尹山兩郷 地主

早害の減收により小作料、糧税の免除を要求し、大舉して縣政府の門前に至り退去せず
 滯納税整理に反對す
 小作爭議が終結しないので上級機關より縣政府に調査を命ず
 糧税の減額及び附加税の免除を要求したが、縣政府は彼等が徒黨を組んで強要したので代表を拘留した
 該地の農民は「抗租會」及び武装自衛團を組織し、警察が地主に代つて農民を拘捕することに反對し、並びに土豪、劣紳及び高利貸に反對す
 該地農民は、畑になつてゐる稻田の税を納めることを肯んじないので兵を派して強制的に納付せしめんとしたところ、十餘郷の農民が起つて請願運動を開始した
 田賦及び地租の増加に反對して暴動を發生し、縣黨部及び政府機關の吏員の家屋は全部燒毀さる
 暴動相次いで起り、寸時も平穩なる時なく、郷民は相率いで抗租す
 無期徒刑一名、七年二名、四年二名の判決下さる
 郷長が郷に至つて勸告慰撫す

各省農戶田地統計 (廿四年三月調査)

省名	總戶數	農戶數	總農戶對%	總畝數	水田畝數	旱地畝數	每農戶平均畝	農民人數
察哈爾	三九四、〇七	三〇九、一〇九	七八・四	一六、八三九	一、八五五	一四、九八四	五	一、六〇七、三六七

省名	總戶數	農戶數	總農戶對%	總畝數	水田畝數	旱地畝數	每農戶平均畝	農民人數
綏遠	三六七、四三三	二四七、三二七	六八・〇	一八、六三九	一、四〇〇	一七、二三九	七五	一、二九八、五八〇
寧夏	七六、〇五八	五四、一五九	七二・三	二、〇〇四	一、四二六	五七八	三七	二八一、六三七
新疆	五二二、三六	三四四、一一一	六七・二	一三、六九二	—	一三、六九二	四〇	一、七八九、三七七
甘肅	一、〇七五、八八〇	七九三、一六〇	七三・七	三三、五二〇	三、八〇二	一九、六四九	三〇	四、一四四、五三三
陝西	一、八九六、九二六	一、三六四、五七九	七三・〇	三三、四九六	三、一一一	三〇、三八五	二四	七、七九八、八一
山西	二、二六三、四〇八	一、八七四、〇八二	八二・八	六六、五六〇	三、六二九	五九、九三二	三三	九、七四五、三六
山東	四、九三八、六九五	四、二三三、七〇四	八五・五	一〇三、四三三	八、四六七	九四、九六五	二四	一〇、九六三、二六一
河北	六、六五九、八五六	五、九一八、二八〇	八八・九	一一〇、六六二	一、三九五	一〇八、二六七	一九	三〇、七五〇、〇五六
安徽	六、四三八、〇三六	五、〇五六、五三六	七八・六	九一、六六九	三五、五七四	五六、〇九五	一八	二六、三九三、九九七
河南	三、七八八、七六四	二、六八二、二四四	七〇・八	五三、五一一	二〇、八三〇	三三、六八一	三〇	一三、九七七、六九〇
湖北	六、〇九〇、〇六六	五、〇六八、七〇〇	八四・〇	一一二、六六一	七、八〇二	一〇五、一七九	三三	二六、三三〇、八四二
四川	五、七七二、三七三	三、九五九、六九〇	六八・六	六一、〇〇〇	二六、二七四	三四、七二六	二五	二〇、五九〇、三六八
雲南	七、二六三、五三八	四、九七五、二五二	六八・五	九六、二七二	四、三三三	五四、〇五〇	一九	二五、八七一、三〇二
貴州	一、九四七、〇二二	一、三六三、九三四	七〇・一	二七、二二五	一三、〇三六	一五、〇八九	三〇	七、一九六、四〇五
湖南	一、七六九、〇三三	一、一九三、四八八	六七・五	三三、〇〇〇	九、五二二	二三、四八七	一九	六、三〇六、一三六
浙江	五、五三七、六八〇	三、八九九、七二五	七〇・四	四四、六二二	二八、八四四	一六、七七八	二二	二〇、二七八、五二八
江西	四、九四三、二四九	三、二九二、三二〇	六六・六	四一、六三〇	三三、六六六	一七、九七〇	二二	一七、一〇〇、〇〇一
福建	四、五五九、五四〇	三、一六四、八五七	六九・四	四一、一〇九	二九、八〇二	一一、四〇三	二二	一六、四三七、三五七
廣東	二、二八七、六四五	一、六三三、六八四	七二・一	二二、二九〇	一一、九八六	一一、三〇二	二四	八、四四三、五五七
廣西	五、四五九、〇九六	三、四七九、一〇三	六三・七	四三、四三二	二四、六九〇	一七、七六二	二二	一一、六三一、七四〇
廣西	二、一八五、三三九	一、六二八、〇七〇	七四・四	八三、四〇五	二八、三六七	五五、〇三八	五三	一八、〇九一、三三六

各省荒地面積數 (內政部統計司調查) (自十八年至十九年十月各縣呈報) (單位畝)

省名	報告數	山地		平地		澤地		未詳		總計
		面積	佔所報荒地%	面積	佔所報荒地%	面積	佔所報荒地%	面積	佔所報荒地%	
浙江	三三	五八、四二二	五三、四六六	四三、一四九	四二	四三、四三三	四二	八、三五五	一、二五、九三	
安徽	一四	五七、四八一	三六、六三	七〇、八〇七	四五、一五	三〇、二六	二二、八九	八、三五五	一五、八八九	
福建	二四	三、七三三	三、〇八	三、九六九	一七、八一	八二	〇、四九	一〇、〇〇〇	一六、七四	
江西	三三	三、七、六七	六、九七	一六四、三六三	三〇、四一	三六、四九一	六、六二	五〇、五五八	一、〇七、七四	
湖南	九	八四、六〇〇	六、九七	一四、五、二四一	六三、二二	三、五七六	一、五三	二、三、七四七	二、三、七四七	
湖北	三	九一五、〇〇四	八、九〇九	二、八九〇	二、三三	九〇、一六〇	八、七九	一、〇、七、〇六四	一、〇、七、〇六四	
廣東	八	三九〇、七〇〇	九、九〇九	六六	〇、〇三	三、四八七	〇、八八	三、九四、三二二	三、九四、三二二	
貴州	一四	四、五九七、〇三	九、九〇九	四、二四九	〇、〇九	八二、二二	一、七五	二、三、三五	四、六四、八六〇	
山東	八	五、九〇九	四、四、四一	七、三八六	五、五二	一〇	〇、〇七	一、三、三五	一、三、三五	
山西	一五	二、一九七、五〇六	二、四、一〇	四、六、九四七	五、三四	六、四三四、五七	七、五六	九、一八、一〇	九、一八、一〇	
河南	七	三、七、七〇	〇、八四	三、六、〇六二	九、二、二四	一一、九四五	三、六一	九、八、六三、八五六	九、八、六三、八五六	
河北	六	三、〇八一、八四〇	九、九、八二	五、四〇〇	〇、一八	三、五	〇、五三	三、〇八、七、二四〇	三、〇八、七、二四〇	
察哈爾	六	—	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	
新疆	六	—	—	四、五、六、三二	—	—	—	—	—	
陝西	六	—	—	—	—	—	—	—	—	
甘肅	六	—	—	—	—	—	—	—	—	
寧夏	六	—	—	—	—	—	—	—	—	
綏遠	六	—	—	—	—	—	—	—	—	
察哈爾	六	—	—	—	—	—	—	—	—	

民國二十三年各省主要作物產量當十年間的百分比 (農情報告第二年第十二期)

省別	種	小麥	大麥	高粱	小米	糜子	玉米	甘薯	燕麥	豌豆	蠶豆	糯稻	大豆	油菜	花生	芝麻	菸葉	棉花
浙江	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
江西	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
湖南	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
湖北	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
安徽	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
江蘇	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
山東	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
河南	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
河北	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
山西	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
陝西	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
甘肅	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
寧夏	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
綏遠	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
察哈爾	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
察哈爾	稻	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

省 別
察 哈 爾
綏 遠
寧 夏
甘 肅
陝 西
山 西
河 北
山 東
江 蘇
安 徽

省 別	面 積 (千畝)				產 量 (千擔)			
	常 年	二十 年	二十一 年	二十二 年	二十 年	二十一 年	二十二 年	二十三 年
察 哈 爾	110				368			
綏 遠	265				1,063			
寧 夏	306				1,057			
甘 肅	1,855	1,286	1,219	891	5,973	5,993	4,798	5,132
陝 西	1,833				5,833			
山 西	477				897			
河 北	56				535			
山 東	3,880	3,776	3,756	3,033	85,888	67,488	101,955	131,130
江 蘇	19,155	20,147	18,786	20,367	70,337	64,098	66,915	77,037
安 徽								
總 計								259

最近四年各省稻種植面積及產量表

(統計月報農業專號二十一年一月合刊)
二十三年農情報告第二年第六期)

原 料	培 種 面 積 (千畝)				產 量 (千擔)			
	常 年	二十 年	二十一 年	二十二 年	二十 年	二十一 年	二十二 年	二十三 年
大 豆	111,111	105,730	107,955	120,473	175,351	150,640	176,680	198,537
油 菜	10,006	8,553	8,441	8,505	3,735	11,307	13,441	11,649
花 生	15,523			11,019	49,265		39,757	29,960
芝 蔴								
菸 葉	1,721			555	3,969		1,719	1,170
棉 花	5,756	5,803	5,465	6,225	18,766	16,886	17,388	33,333

食 料	培 種 面 積 (千畝)				產 量 (千擔)			
	常 年	二十 年	二十一 年	二十二 年	二十 年	二十一 年	二十二 年	二十三 年
小 麥	257,204	334,066	335,457	343,277	36,634	1,037,946	955,599	1,087,355
大 麥	290,426	279,669	293,240	276,700	458,308	475,123	490,737	473,917
高 粱	82,133	78,553	77,106	73,640	143,671	148,606	145,468	156,635
小 米	93,833	92,551	92,041	88,980	167,366	162,298	189,679	169,652
燕 麥	101,301	96,900	98,505	99,982	183,362	175,393	183,663	182,388
甘 薯								
玉 米	67,851	63,688	65,881	60,588	33,994	29,293	36,653	38,856
糜 子	24,588	23,393	23,633	25,268	328,099	290,137	333,477	323,740
粟 米								
糯 米	33,593	16,686	16,311	15,782	219,108	62,699	69,421	61,333
蠶 豆								
豌豆								
綠 豆								
原 料								

最近四年全國各種作物統計表

平 均	培 種 面 積 (千畝)				產 量 (千擔)			
	五 年	六 年	六 年	六 年	五 年	六 年	六 年	六 年
廣 東	70	69	73	80	75	71	82	71
福 建	76	73	66	71	73	75	80	77
平 均	68	68	62	65	67	67	67	66

河 湖 雲 貴 湖 浙 江 福 廣 總

南 北 川 南 州 南 江 西 建 東 計

省 別	培 種 面 積 (千畝)			產 量 (千市擔)		
	二十一年	二十二年	二十三年	二十一年	二十二年	二十三年
南	三、一八五	—	—	七、五八	—	—
北	三〇、五八二	二〇、〇三九	二〇、八一九	九一、四四一	九三、四三八	一〇五、五〇五
川	三六、二六〇	三八、八四二	三九、三三八	一五八、〇九六	一六五、四六一	一八六、五〇五
南	一〇、三九九	九、八一七	九、九二〇	三三、〇〇三	三五、二一九	三七、八五〇
州	八、四三三	—	—	三、七二七	—	—
南	三三、八三三	三三、三五九	三三、八六一	一一一、三四三	一一八、二二三	一二五、六五〇
江	二六、四三三	一七、七四九	一七、八六八	九八、九〇三	八二、五五三	八七、〇六四
西	二二、六四七	二二、六二八	二二、六八五	八五、九三五	九〇、三七〇	一〇五、一四七
建	一三、七二七	一三、六五八	一三、一五八	五三、四八〇	五四、七三八	五二、八八七
東	四三、四三六	四三、九三六	四六、一五七	一六八、九九七	一七六、三三二	一八三、〇七九
計	三三、二〇四	三三、〇九六	三三、四三七	一、〇七、九四六	九五、五九九	一、〇八、七三五

最近四年各省小麥種植面積及產量表 (統計月報農業專號二十一年一月合刊) (二十年至二十二年產量及面積農情報告彙編) (二十三年農情報告第二年第九期)

察 綏 寧 甘 陝

西 肅 夏 遠 爾 別

省 別	培 種 面 積 (千畝)			產 量 (千市擔)		
	二十一年	二十二年	二十三年	二十一年	二十二年	二十三年
西	一三、六六六	一三、九四八	一三、七三九	一五、一七	一三、三四〇	—
肅	七、九八〇	八、三三七	九、〇九五	八、二〇七	六、四二六	—
夏	—	—	—	—	—	—
遠	二、四六九	二、四五五	二、三七〇	二、五五二	二、六二六	—
爾	一、五一一	一、七五二	一、六五六	一、三四八	二、三九三	—
計	二二、〇六六	二二、四五五	二二、三七〇	二二、五五二	二二、六二六	—

最近四年各省小麥種植面積及產量表 (統計月報農業專號二十一年一月合刊) (二十年至二十二年產量及面積農情報告彙編) (二十三年農情報告第二年第九期)

山 河 江 安 河 湖 雲 貴 湖 浙 江 福 廣 總

西 北 東 蘇 徽 南 北 川 南 州 南 江 西 建 東 計

省 別	培 種 面 積 (千畝)			產 量 (千市擔)		
	二十一年	二十二年	二十三年	二十一年	二十二年	二十三年
西	一五、三三五	一四、五五五	一五、〇八八	一五、〇三七	二〇、八二二	二四、〇五三
北	二八、八七〇	二六、五二九	三〇、八四〇	二八、九九九	三七、七三三	三六、五六三
東	四五、七九二	四六、〇八九	四七、九七一	四四、五六二	五三、七〇一	六二、八二四
蘇	三六、八二四	三八、三九五	三九、一二七	三五、七三二	三〇、二七一	三三、八三三
徽	一九、六二五	一九、五六七	一八、六八一	一八、五三四	一九、三〇三	二一、七〇一
南	五四、八六一	五二、七八七	五三、八一九	五二、一六八	五七、三六三	六九、二五五
北	一七、二七八	一七、三九七	一七、三六六	一七、三九八	一〇、六七三	四、八九六
川	一六、九九二	一五、八〇五	一五、六二八	一五、三六七	二二、四七七	三二、一九〇
南	四、〇九五	四、一三五	四、六二七	五、〇三七	三、七九九	七、三四一
州	二、四三八	—	—	—	—	—
南	三、一七四	三、〇三七	三、三五八	二、八九五	三、四五七	五、四五六
江	四、〇四五	三、三三四	三、二九〇	二、八八七	五、八三五	六、二八
西	八、二九一	九、一七五	八、八九九	七、七七九	四、八九二	五、九四三
建	三、七二一	三、四五二	四、三七九	四、三四三	三、〇〇〇	六、四三三
東	一、〇五	一、〇四二	一、三二一	—	三、九七八	三、二九四
計	二九〇、四六	二七九、六六九	二九三、二四四	二七六、七七〇	二九三、二四六	四七五、二二三

最近四年各省大麥種植面積及產量表 (統計月報農業專號二十一年一月合刊) (二十年至二十二年產量及面積農情報告彙編) (二十三年農情報告第二年第九期)

總廣福浙江湖貴雲四湖河安江山河山陝甘寧綏

計東建江西南州南川北南徽蘇東北西西肅夏遠

Table with 13 columns (regions) and 4 rows (years: 20, 21, 22, 23). Columns include: 計, 東, 建, 江, 西, 南, 州, 南, 川, 北, 南, 徽, 蘇, 東, 北, 西, 西, 肅, 夏, 遠. Values are numerical figures representing area and yield.

二六二

最近四年各省高粱種植面積及產量表

(二十年至二十二年產量及面積二十二年農情報告彙編) (二十三年農情報告第二年第六期)

江 湖 貴 雲 四 湖 河 安 江 山 河 山 陝 甘 寧 綏 察 省

西 南 州 南 川 北 南 徽 蘇 東 北 西 西 肅 夏 遠 爾 別

Table with 13 columns (regions) and 4 rows (years: 20, 21, 22, 23). Columns include: 常, 年, 二, 十, 年, 二, 十, 一, 年, 二, 十, 二, 年, 二, 十, 三, 年. Values are numerical figures representing area and yield.

二六三

省別
察爾遠 綏遠 寧夏 甘肅 陝西 山西 河北 山東 江蘇

省別	培種面積(千畝)					產量(千擔)				
	常年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	常年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
察爾遠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
綏遠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寧夏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
甘肅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陝西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江蘇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

最近四年各省棉花植付面積及產量表 (二十三年根據農情報告第二年第六期)

總計 廣東 福建 浙江 江西 湖南 貴州 雲南

總計	培種面積(千畝)					產量(千擔)				
	常年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	常年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浙江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湖南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貴州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雲南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

省別
察爾遠 綏遠 寧夏 甘肅 陝西 山西 河北 山東 江蘇 安徽 河南 湖北 四川

省別	培種面積(千畝)					產量(千擔)				
	常年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	常年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
察爾遠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
綏遠	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寧夏	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
甘肅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
陝西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江蘇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安徽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湖北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

最近四年各省落花生產量及面積表 (二十三年農情報告第二年第九期)

總計 廣東 福建 浙江

總計	培種面積(千畝)			產量(千擔)		
	常年	二十年	二十一年	常年	二十年	二十一年
總計	—	—	—	—	—	—
廣東	—	—	—	—	—	—
福建	—	—	—	—	—	—
浙江	—	—	—	—	—	—

省別	面積 (畝)					產量 (擔)				
	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
安徽	2,099	1,979	2,058	2,790	2,034	759	537	631	1,074	333
河南	8,181	8,433	11,418	11,418	7,837	2,338	2,330	2,543	1,738	1,738
湖北	7,948	7,829	7,500	8,032	8,055	2,667	1,468	2,160	2,936	1,766
四川	3,625	3,887	3,688	2,033	3,450	788	834	788	442	866
雲南	359				433	124				
貴州	758				553	295				
湖南	2,572	2,741	2,730	2,371	2,244	736	632	871	704	355
江西	1,798	1,668	1,788	1,263	1,122	477	501	537	537	147
浙江	1,660	1,569	1,625	2,533	2,544	697	692	932	1,194	479
福建	108	108			83	27	34	8	8	43
廣東	183				48	27				10
總計	56,758	56,803	54,665	62,255	57,824	18,766	16,888	17,308	33,393	14,895

省別	面積 (畝)					產量 (擔)				
	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
江蘇	7,949,017	7,055,994	7,847,274	9,101,559	1,534,404	1,294,853	747,787	2,133,573	2,421,288	1,887,330
浙江	1,706,433	1,828,627	1,540,708	1,503,594	426,349	564,335	497,990	497,990	467,734	552,196
安徽	451,127	436,699	880,174	989,496	991,034	124,253	5,386	210,294	172,408	261,883
江西	263,670	423,521	205,239	186,888	219,119	87,678	10,647	54,695	70,583	40,333
湖北	1,056,786	3,948,374	7,088,721	7,542,010	7,455,540	3,666,346	1,237,799	1,950,822	2,599,345	2,273,542
湖南	1,100,010	2,455,503	905,631	822,171	826,527	300,007	54,062	38,445	22,564	21,885
總計	33,535,200	38,104,544	34,191,755	37,283,453	33,342,588	10,577,274	9,675,248	11,666,866	13,334,927	11,734,927

省別	有報告之縣數	茶葉種類 %					平均每市擔價格 (元)				
		紅茶	綠茶	其他茶	春茶	夏茶	秋茶	本年	去年	五年前	十年前
江蘇	7	50	50	0	40	60	34.6	27.2	15.9	10.5	
浙江	2	50	50	0	60	60	37.1	40.0	26.5		
安徽	7	90	90	0	71	61	28.1	39.2	29.2	29.3	
江西	5	60	60	0	74	61	27.9	26.6	23.7	18.4	
湖北	6	43	57	0	33	20	27.8	26.6	23.7	18.4	
湖南	6	43	57	0	33	20	27.8	26.6	23.7	18.4	
雲南	1	17	83	0	31	35	38.5	18.8	16.7	10.4	
貴州	1	17	83	0	31	35	38.5	18.8	16.7	10.4	
四川	5	43	57	0	33	20	27.8	26.6	23.7	18.4	
總計	2	50	50	0	40	60	34.6	27.2	15.9	10.5	

省別	有報告之縣數	紅茶	綠茶	其他茶	春茶	夏茶	秋茶	本年	去年	五年前	十年前
陝西	2	50	50	0	40	60	34.6	27.2	15.9	10.5	
河南	7	90	90	0	71	61	28.1	39.2	29.2	29.3	
安徽	7	90	90	0	71	61	28.1	39.2	29.2	29.3	
江西	5	60	60	0	74	61	27.9	26.6	23.7	18.4	
湖北	6	43	57	0	33	20	27.8	26.6	23.7	18.4	
湖南	6	43	57	0	33	20	27.8	26.6	23.7	18.4	
雲南	1	17	83	0	31	35	38.5	18.8	16.7	10.4	
貴州	1	17	83	0	31	35	38.5	18.8	16.7	10.4	
四川	5	43	57	0	33	20	27.8	26.6	23.7	18.4	
總計	2	50	50	0	40	60	34.6	27.2	15.9	10.5	

雲廣廣蘇浙安江
南西東建江徽蘇
省名

報告縣數
一 二 六 一七 四一 二一 六

二十一年
一四、九二〇

二十二年
一四、九二〇

二六九

二十二年對
一〇〇〇

各省茶葉產量表

(單位擔)

平廣廣福浙江湖貴雲四湖

均西東建江西南州南川北

四三 五一 三〇 二六 一三 三九 二八 四五 三四 五三 三七
五一 四六 六九 七四 八七 五七 六六 五五 六二 四二 五八
六三 一〇 〇 四 六 〇 四 五 五

一·七〇 一·二六 一·六八 一·六八 一·一七 一·六八 一·二六 〇·八四 二·五一 一·六八 一·二六
〇·一五 〇·〇八 〇·一〇 〇·〇七 〇·〇八 〇·〇八 〇·一三 〇·〇八 〇·〇七 〇·〇八 〇·〇八
〇·五八 〇·二四 〇·五〇 〇·四七 〇·三七 〇·四八 〇·三六 〇·二八 〇·七五 〇·三八 〇·五三

一·二〇 一·四三 二·一〇 一·一五 一·五九 一·五九 一·七一 二·〇三 一·〇〇 一·〇三 一·一三
四九〇六六 一五五四 六五九〇 一·一六一 三·二八七 三·八二一 四·六〇三 一·八六〇 一·〇一一 三·八六二 三·二三一

七七 五二 五三 九四 一三〇 九一 八九 五三 五九 一四三 一一二

六二 七六 七八 七三 六五 六四 七八 八九 九二 四九 四八

河安江山河山陝甘青寧綏察省
南徽蘇東北西西肅海夏遠爾
別

四八 二五 四三 五三 四六 六〇 七一 三五 三五 四〇 七〇 六九 六一 紅茶
四八 七二 五六 四五 五二 三八 二四 五九 三五 三〇 三一 一五 綠茶
四三 一 二 二 二 五 六 三〇 三〇 一五 〇 其他茶

三·〇二 二·〇九 一·六八 二·〇九 三·〇二 一·六八 一·二六 一·三四 一·六八 一·一七 一·六八 一·一七 最高
〇·〇八 〇·〇四 〇·〇八 〇·一三 〇·一七 〇·〇八 〇·一七 〇·三四 〇·四二 〇·二五 〇·一七 〇·五〇 最低
一·〇一 〇·四九 〇·五四 〇·九〇 一·〇三 〇·七〇 〇·三九 〇·七一 〇·五九 〇·七一 〇·四九 〇·八二 平均

〇·六七 一·三〇 一·一八 〇·八四 〇·七四 〇·六三 〇·九四 〇·六七 一·七七 〇·七九 一·〇〇 一·一七 平均每人

二·〇八八 二·七九〇 一·一六一 三·一三四 二·二八八 七·五五 一·〇〇四 三·六四 一·〇九四 三·〇 一·八七 全年消費

五·七 六·九 一〇·四 六·五 四·六 三·二 八·〇 四·二 四·六 七·五 一·〇〇 一·〇〇 平均每縣

四·三 五·〇 五·四 五·八 四·〇 六·三 七·五 四·八 一·七 七·八 五·九 平均每縣

民國二十三年各省茶葉消費表

(農情報告第二十年第十期)

平廣廣福浙
均西東建江

一五四 二一 一三 一八 一八
三六 四五 二九 二九 四
六二 五五 七一 七一 九六

二〇 〇 〇 〇
五三 五四 六〇 六八 四四
三一 三一 二〇 二〇 一四

一六 一五 二〇 一二 四二
二六·六 二一·四 二六·〇 二六·九 三四·三

二五·八 二〇·七 二五·九 二六·四 二七·三

二九·〇 一七·五 二九·四 三〇·七 三〇·〇

二六八

省名	察哈爾	綏遠	寧夏	青海	甘肅	陝西	山西	河北	山東	江蘇	安徽	河南	湖北	四川	雲南	貴州	湖南
耕地指數—固定基年(同治十二年)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
耕地指數—移動基年	104	112	103	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
普通每家所耕的畝數	45.0	28.0	39.5	39.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5	38.5
荒地總面積之百分率	75.0	34.5	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3
可耕荒地總面積之百分率	57.0	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7
可耕荒地之土地總面積之百分率	42.75	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70	19.70

六十年間中國新地面積增減表 (民國二十三年中央農業實驗所調查)

省名	甘肅	青海	陝西	山西	河北	山東	江蘇	安徽	河南	湖北	四川	雲南	貴州	湖南	浙江	江西	福建	廣東	廣西	平均
均	26	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
二六	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
二一	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
二四	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
二八	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
六四	61	55	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
五九	61	55	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
五六	61	55	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
五三	61	55	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
二〇	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
一九	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
二〇	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
二〇	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
一九	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
一五	21	18	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21

省名	報告縣數	借債家數	現款	金	借	糧	食	借	月利
總計	一〇〇〇	一〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇	六·三六
廣西	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇	三·〇八
廣東	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇	七·八六
福建	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇	九·七一
浙江	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇	一·九一
江西	一〇〇	一〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇	五·一〇

各省農民貸借調查表 (民國二十三年中央農業實驗所調查)

省名	報告縣數	借債家數	合作社	親友	地主	富農	商家	錢局	其他	年利	借債家數	親友	地主	富農	商家	其他	月利
安徽	三	三	二·三	一〇·二	七·〇	五〇〇	六三	五四	一八·八	四一	五六	一五·七	一五·二	四九·五	八·六	三〇	一〇·〇
河南	三	三	九·〇	一〇·六	四·二	一三·五	九〇	一六·七	三	三五	二一·四	一六·三	四六·〇	一三·四	一三·九	七·三	
湖北	三	三	三·七	二·一	二·一	四六·二	一四·八	三·八	九·一	二九	一〇·九	一九·四	五三·二	八·七	一〇·八	六·九	
四川	五	五	一·九	一·五	二〇·五	三三·五	一一·〇	八〇	七·五	三六	三三·七	三三·九	三三·五	一·八	一〇·一	五·七	
雲南	五	五	四·二	一〇·四	六四·六	六·二	一一·三	五七	一·三	四九	三三·八	一九·一	四八·二	四·三	一四·九	七·二	
貴州	五	五	二·三	二·五	一九·五	四六·九	八·六	二·四	七·八	三三	四九	九·七	一六·六	三五·二	三三·〇	七·四	
湖南	七	七	一·二	七·六	八·九	五三·二	一三·九	二·五	二·七	四五	五三	一三·三	四二·七	一·三	三五·一	六·八	
浙江	七	七	一·五	一·三	六·一	四三·五	七·六	一九	八·六	二〇	四八	一四·九	七九	一四·九	一九·七	四·四	
福建	六	六	八·九	二·五	五·八	五二·八	一六·一	五·四	五·三	二二	四九	二一·一	一三·五	四〇·四	一三·五	四·七	
廣東	六	六	〇·六	一〇·二	五·八	五三·九	一六·六	五·七	八·二	二七	五二	一五·四	一一·一	五〇·四	一五·四	五·八	
廣西	六	六	三·八	一六·二	五三·三	七·七	一六·九	一六·九	三·一	三四	八二	三三·一	五〇·〇	五·七	一三·〇	七·一	
平均	八·五〇	五·六	一·三	八·三	九·〇	四五·一	一七·三	八·九	一〇·一	三四	四九	一〇·九	二二·六	四六·六	一一·三	七·一	

省名	報告縣數	借債家數	合作社	親友	地主	富農	商家	錢局	其他	年利	借債家數	親友	地主	富農	商家	其他	月利
安徽	三	三	二·三	一〇·二	七·〇	五〇〇	六三	五四	一八·八	四一	五六	一五·七	一五·二	四九·五	八·六	三〇	一〇·〇
河南	三	三	九·〇	一〇·六	四·二	一三·五	九〇	一六·七	三	三五	二一·四	一六·三	四六·〇	一三·四	一三·九	七·三	
湖北	三	三	三·七	二·一	二·一	四六·二	一四·八	三·八	九·一	二九	一〇·九	一九·四	五三·二	八·七	一〇·八	六·九	
四川	五	五	一·九	一·五	二〇·五	三三·五	一一·〇	八〇	七·五	三六	三三·七	三三·九	三三·五	一·八	一〇·一	五·七	
雲南	五	五	四·二	一〇·四	六四·六	六·二	一一·三	五七	一·三	四九	三三·八	一九·一	四八·二	四·三	一四·九	七·二	
貴州	五	五	二·三	二·五	一九·五	四六·九	八·六	二·四	七·八	三三	四九	九·七	一六·六	三五·二	三三·〇	七·四	
湖南	七	七	一·二	七·六	八·九	五三·二	一三·九	二·五	二·七	四五	五三	一三·三	四二·七	一·三	三五·一	六·八	
浙江	七	七	一·五	一·三	六·一	四三·五	七·六	一九	八·六	二〇	四八	一四·九	七九	一四·九	一九·七	四·四	
福建	六	六	八·九	二·五	五·八	五二·八	一六·一	五·四	五·三	二二	四九	二一·一	一三·五	四〇·四	一三·五	四·七	
廣東	六	六	〇·六	一〇·二	五·八	五三·九	一六·六	五·七	八·二	二七	五二	一五·四	一一·一	五〇·四	一五·四	五·八	
廣西	六	六	三·八	一六·二	五三·三	七·七	一六·九	一六·九	三·一	三四	八二	三三·一	五〇·〇	五·七	一三·〇	七·一	
平均	八·五〇	五·六	一·三	八·三	九·〇	四五·一	一七·三	八·九	一〇·一	三四	四九	一〇·九	二二·六	四六·六	一一·三	七·一	

全國主要林產分布表 (民國二十三年實業部發表)

省名	最多	次多
安徽	馬尾松、黑松、檉、麻櫟、栗、柳、榆。	扁柏、瓔珞柏、沙木、黃檀、楓香、楓楊。
浙江	沙木、柳杉、馬尾松、黑松、柏、桐、桑、竹、檉、榆。	樟、檉、楓香、黃檀、楓楊、皂莢。
江西	沙木、馬尾松、黑松、杉、扁柏、柳、竹、樟。	檉、黃檀、楓香、梓、檉、麻櫟、白蠟、柳、榆。
湖南	沙木、馬尾松、杉、柳、楓解、黃檀、梓。	楠、柳、楓香、黃楊、油桐、柏、白蠟、扁柏。
四川	沙木、瓔珞、馬尾松、柏、冷杉、楠、黃楊、竹、梓、桐。	胡桃、栗、黃蘗、楓香、黃檀、白蠟、桐油。
福建	馬尾松、福柏、柳、沙木、檉、檉、栗、竹。	扁柏、黃檀、柳、油杉、粗榧、羅漢松。

廣東	最多沙木、馬尾松、楠、樟、漆、蠟、桐、樟、肉桂、柴檀、烏木。	河南	最多黑松、馬尾松、側柏、桐、槐、榆、楊、柳、檉、櫟、栗。
廣西	次多檜、黃檀、紅豆樹、絲栗、油杉、肖楠、水松。	山西	次多胡桐、泡桐、槭、君遷子、白楊、香椿、櫟、榉、雲杉、馬尾松、黑松、柏、槐、榆、樟、楊、柳、栗、榉、雲杉、胡桐。
貴州	最多肉桂。	陝西	最多五針松、落落松、雲杉、瓔珞、柏、桐、槐、榆、樟、楊、柳、栗、榉、雲杉、胡桐。
雲南	次多檜、油杉、肖楠、柚木、瓔珞、柏、粗榧、水松。	甘肅	次多落葉松、柏、雲杉、冷杉、馬尾松、胡桃、槐、柳、榉、雲杉、胡桐。
河北	最多馬尾松、柳杉、沙木、扁柏、楠、樟、紅豆、柏、梓、竹、松、棕櫚。	察哈爾	最多檉、楊柳。
山東	次多檜、扁柏、雲杉、鐵杉、油杉、山毛櫸、絲栗。	綏遠	最多檉、楊柳。
江蘇	最多桐、馬尾松、黑松、側柏、槐、槐、椿、楊、柳、麻、櫟、穿天榆。		
安徽	次多白蠟、栗、白松、白楊、木槐、椿、皂莢、楸、檉。		
浙江	最多馬尾松、黑松、側柏、槐、栗、槲、柞、椿、楊、柳、麻、櫟。		
福建	次多黃蘗、泡桐、胡桃、黃連木、木槐、白松、梓。		
廣東	次多黃蘗、泡桐、胡桃、黃連木、木槐、白松、梓。		

中國森林面積表 (民國二十三年實業部發表)

省別	人口總數	林地共計		森林地		宜林地	
		面積(畝)	總面積%	面積(畝)	總面積%	面積(畝)	總面積%
廣東	一〇,九六六,六四七	三三九,八一四,〇〇〇	四〇.〇	一六,四九〇,七〇〇	五.〇	一四,四四一,一五二	一五.五
廣西	一三,八二二,三三四	五九七,八七四,五〇〇	五〇.〇	一三七,五二一,三三五	三三.〇	一六二,四二六,二二五	二九.〇
貴州	一四,七四五,七三三	二六四,七三〇,〇〇〇	五〇.〇	三三,八二四,八〇〇	九.〇	一〇八,五二五,二〇〇	四一.〇
雲南	三〇,五〇〇,三四一	三三三,一八五,五〇〇	五〇.〇	六,四〇五,二四五	一九.〇	一〇〇,八七五,五〇〇	三〇.〇
湖南	二〇,三三三,八三七	二七三,一六五,〇〇〇	三九.〇	三〇,二八二,四八〇	三三.〇	六八,三三五,五八〇	二七.〇
湖北	二六,六九九,三五三	一〇九,二六六,〇〇〇	四〇.〇	三五,五二一,四五〇	一三.〇	七三,七五四,五〇〇	二七.〇
江西	二七,九九二,二八二	六五,四五二,〇〇〇	四九.〇	二〇,五八三,三四〇	三三.〇	九〇,八一七,六五〇	三〇.〇
四川	三,〇〇〇,〇〇〇	七九,〇五六,〇〇〇	五〇.〇	一四,一八一,二二〇	二.六	三四〇,三四六,八八〇	四八.〇
陝西	一,八〇〇,〇〇〇	一〇,九二二,九七〇,〇〇〇	四九.〇	二,一八四,九四〇	二.〇	五二,三九九,五九〇	四七.〇
甘肅	二,五六七,六四〇	二,四六二,三三一,〇〇〇	二九.〇	二,三二一,一六,五五〇	五.〇	五九〇,九五九,四四〇	二四.〇
寧夏	六,二八一,二八六	五七,二九九,五〇〇	二九.〇	三,四二七,六〇〇	六.〇	一三二,三九九,七三五	三三.〇
山西	一,四四九,八六九	四三,六六六,五〇〇	三〇.〇	一八,一四七,〇六〇	四.〇	一七,九五九,八九〇	二六.〇
陝西	一,八〇〇,〇〇〇	二九,二六四,〇〇〇	四〇.〇	四六,八二八,二四〇	一六.〇	七〇,三二七,三六〇	二四.〇
山東	一,二〇〇,〇〇〇	二二,七六三,〇〇〇	四〇.〇	一四,五六五,七八〇	六.〇	八二,五三九,四三〇	三三.〇
河南	三〇,五五五,六五一	二五,八二二,五〇〇	三〇.〇	一,五四九,三九五	〇.六	七五,九三〇,三五五	二九.〇
河北	三二,一三六,八二七	三三〇,五六六,五〇〇	三〇.〇	一,六三三,九六六	〇.七	六七,五五五,九八四	二九.三
察哈爾	一,九九七,二三四	三二〇,七八九,〇〇〇	三〇.〇	一,八九七,一〇一	〇.九	六二,三三九,五九九	二九.一
綏遠	二,二二三,九一四	三三,八三三,五〇〇	二九.〇	二,三三九,三三五	〇.六	一一〇,二五五,一九〇	二八.四
外蒙古	一,〇〇〇,〇〇〇	三,五八〇,〇〇〇	三〇.〇	三,六四八,六九六	〇.八	一三九,一七七,四〇四	二九.二
西藏	三,三三三,三三三	一,三三三,三三三,〇〇〇	三九.〇	二,七五八,一〇〇〇	三.〇	八七〇,九七三,八八〇	三六.〇

水利建設の急

全國經濟委員會の建設事業の約二分の一を占めてゐる水利建設には昨年度にあつて約四百萬元を支出してゐることを駐滬辦事處から發表した。水利建設といつても、その内容は灌漑に關するものと、防水堤の築造と、これ等にとつての基礎ともなる測量との三方面に分たなければならぬ。防水堤の築造は毎年繰返されてゐる水災を防ぐためであつて、黃河流域の如きは凡そ中國の四千年の歴史と共にその水災の記録がある程であるから、これを堤防によつて防ぎ、また一方ではその水勢の海への導入等も考へられなければならない。揚子江の如きも、時折水災を起してゐる様であるが、これは黃河の水害に比するとお話しにならない程の小規模のものである。だから水災といへば、黃河が代表となつてゐるくらゐである。

黃河水災を全的に防ぐためには、恐らくは十億元以上の資金と、數年に亘る不斷の努力をつとげなくてはなるまい。聯盟から技術合作員として派遣されてゐた某外人が黃河の實況を見て、遂に手の下すべきなしとしてペンを投げたといふが黃河の様な大きな河は歐洲にもないし、ましてその水勢、流

域の地勢その他の諸情況の如き、歐洲人がこれを踏査したならば、溜息をつくほかに手がつけられないのが當然かも知れない、ところが、水あるところ繁榮ありで、黃河流域は中國の富源の何分の一かを占めるものである、經濟委員會が黃河に力を入れてゐるのも實にこのためである。

然し年額にして約四百萬元を、水利事業全體に對して支出してゐるのであつて、そのうち防水工事に費つた總額は百八十七萬餘元に過ぎない、黃河大堤第一期工程には百萬元を支出してゐるが、黃河に百萬元を入れることは溝の中にダイヤモンドを叩き込む程度のことであらう、支出する方では大いに苦しい中を我慢してゐるが、黃河の方には一向に手ごたへがあるまい。さればといつて、經濟委員會自身が豊富な資金を持つてゐるといふわけではないのであるから始末が悪い。

灌漑事業の方は、水田の開発もあるが、最も大切なのは、これまでの不備な灌漑方法を改正して、旱災を防がうといふにある。西北方面だけでなく、昨年は揚子江岸の各省にあつてもこの旱災に悩まされ、江蘇、浙江、安徽等の諸省が中でも最も被害が大きかつたのである。西北方面の如きは周期的

に旱災があつて、農村の疲弊は言語に絶するものがある。これは相當の資金を注ぎ込んで、灌漑を完全にする必要があるとは素人でも考へるところ——昨年、蔣介石氏は各省に向つて、旱災を防ぐ一方法として植林を命令した。これは百年の計ではあるが、然し實效を生ずるまでには十年を要するであらう。而も、植林によつては、旱災の度合ひがやゝ緩和される程度であつて、水田の灌漑をなし得るといふわけではない。一面に水源保持の意味から植林を奨励し、一面には灌漑設備を整へないならば、完全に旱災を防ぐことは出来ない。

灌漑事業のために、昨年度にあつて經濟委員會が支出した額は百二十七萬餘元である。これを遠きは甘肅から近きは吳淞江にまで振り分けてゐるのであるから、以てその及ぶ範圍がいかにか廣く、その代りにはいかに薄くしか行渡つてゐないかを想像するに足らう。灌漑と共になされなければならぬのは耕地整理である。中國の様な廣漠としたところでは、これまで耕地整理の必要はほとんどなかつた様である。特に揚子江流域の如きは、いきなり耕せば直に耕地となるといふ有様であつたが、西北方面等ではさうはゆかない。更に、灌漑を本調子にするとなれば、水利に従つて耕地を整理し、いか

に有效に水を運ぶから、その溝渠の築造の仕方にも及ばなければならぬ。このためには基礎として耕地並に溝渠の測量が必要となる。

經濟委員會ではこのため測量設計隊なるものを新に組織することになつたが、昨年度も既に測量のためには四十八萬餘元を支出してゐる。これ等が費されたのは、測量隊組織のための十萬餘元を最高として、水準基點聯絡、水工試験所設備費、黃河、揚子江等の防水堤の測量等である。——ともあれ經濟委員會を中心として、水利建設に關して國民政府當局が相當深い關心を抱いてゐることは諸ける。然しその經費支出、仕事振り等を見ると、水利建設が完成する日などは、今から何年、何十年先きであるか、まだ見當もつかない程で、實效果の現れるまでには異常の努力を要するであらう。

水禍と復興

民國となつて以來支那の天災地變人禍は一年として何れかの一省乃至數省を襲はぬことはない。いな歴史的に見ても一年越しに支那の何れかの地で大飢饉が起つてゐるといはれてゐるところから見て支那が天災人禍の國であることは争へないが、近年に入つてこれが益々頻繁となつて來たことに特に

注意する必要がある。

◆ 今夏の水災の如き湖北省だけでも損害額二億元に達すると云はれてをり又湖北省黨部の調査したところでは漢川での溺死者二十餘萬人に達することである。この數字から推せば黄河、長江の本支流の氾濫による損害は實に恐るべき數に達するであらう。そしてたとへこれ以上増水せず常態に復するにしても此の水災で飢餓線上に放り出される地方民の數は恐るべき數に上るであらうし、これは何れも流民化し、匪化して行くものと見ねばならない。かつて支那側の調査では全支に約二千萬人の流民が充満してゐることであつた、この數字は最近の天災地變人禍、これに基く農村の徹底的貧困化によつて激増を見てゐるものと解して間違ひはない。果してさうであれば支那の經濟的不況は今回の水災で拍車をかけられ農民の購買力の如き絶無に近きまで奪ひ去られるものと見て差支ないであらう。この水災が直接間接に日支貿易に影響することも考慮さるべきで支那の水災は決して對岸の火災として黙過し去り得る性質のものでない點にも邦人は留意すべきである。

◆ これらの天災、地變、人禍といふものは決して偶然に起る

ものではなく、これが起るにはその起るべき社會的、經濟的理由があるのである。即ち惡政がひどくなれば國家社會の經濟力といふものは極度に微弱となり、一度小天災あらんか一瞬にして大天災と化しさるのであつて、良政により經濟力豊かであれば小天災位は簡単に克服し去ることが出来ること史實が明瞭にこれを物語つてゐる。手近い例で云へば大震災で百億の富を一空に歸せしめ、一瓦礫場と化した帝都は十年後の今日恐ろしく復興すると同時に日本の經濟力は遂に世界を壓服するの力を示したではないか、ひるがへつて長髮賊の亂に一空に歸した蘇州の現状は如何、上海事變後の閩北の復舊工作の遅々たるは如何、否奥地に入れば入るほど一回の掠奪で一村落全滅し遂に復舊せず、殘骸のみを止めてゐるといふ慘狀をも我々はよく見受けるのである。これは一に社會經濟力の厚薄による差異であるのだ。

◆ これを救済する爲には國民政府の一千萬や二千萬の建設費の如きは大海の一粟の價値もなくどうともなるものではない。少くとも政府が強大なる統制力と、莫大なる資力と、堅忍不拔の精神をもつて全國總動員で長年月を費して社會經濟力の更生に努力するほかに途はない。ではそれが現在の支那に望めるかといへばその答は遺憾ながら至極簡單である曰く

『否』

◆ で現状のまゝ推移する限り水災旱害は益々頻繁となるべく流民匪賊の數は増加する一方で、文字通り支那の全面的經濟破綻は免れないと言はねばならぬ。唯根本的救済策その他適切な處置でこれを幾分匡救するために支那が積極的の努力せんことを希望せざるを得ない。そして支那は行きがかりを捨て、釋然として、日本の誠意ある援助にすがり國內整備、人民の福祉増進に邁進すべきで徒らに右顧左眄することは支那のためにとらないところである。

黄河の水禍 (二十四年八月)

揚子江沿岸の水害が漸く危険期から遠のいた次には、黄河の水災は愈々危機切迫の有様だ、特に徐州北方の微山湖を始めとして、下流一帯が脅威を感じてゐる。この黄河の危険は二ヶ月も以前から豫想せられてゐたところであり、上海方面から漸次下流に及んでゐるのであるから、早めに防水の準備をしたならば、或程度に水害を防ぐことは出来た筈である。けれど目前に危険が迫るまで、遂に何等の處置もとられなかつた。今のまゝでは徐州方面までも浸水の危険性があるといふ實情にまで至つてゐる。

◆ 經濟委員會、黄河水利委員會等、諸種の團體はあるのであるが、黄河の氾濫と旱災とを程よく調和する方法は未だその緒にもついてゐない。黄河程の大河であるから利用しかたによつては相當以上の効果をあげることも出来る筈である。水利委員會の如きもそのためにこそ出来てゐる筈であるが、何んといつても堤防の構築だとか灌漑溝渠の築造だとかいふための費用がほとんどないのが缺點である。利用しようとするば、黄河の水勢を始めとして、地理的にも事前の諸調査を是非必要とするのはいふまでもないところ、それさへも手をつかかねてゐる程では黄河の利用の如きは百年すぎてもなされ得ないであらう。だからといつてほつておけば三年にあげず氾濫し、そのたびに諸省に亘つて水害を起すのであるから、何うにか始末をつけなくてはならぬ。

◆ 賑務委員會は、今年の水災救済に先般來躍起となつて活動した。委員長の許世英氏は各地を視察して先づ賑務費として百萬元を緊急支出することに成功した。ところがこれは揚子江、黄河の兩流域數省に對しこの總額であるから、多き省に十二萬元内外、少ないところは六萬元、八萬元といふ有様である。これではまるで十米の増水に一米の堤防を築くの類で

ある。例へば湖北省の如き、省政府主席の張群氏が、中央に向つて緊急救済費として五百萬元を願出たのに對して十萬元を支出した程であつて、五百萬元に對して十萬元そこゝの支出があつたところで、それは揚子江に石を一つ投げ込んだ程のことにもならなかつたであらう。

かくして水利対策はできず、さりとて水害救済はなされ得ないとするならば、農民はいつたい何を目標とすればいゝのであらうか、黄河の水害は凡そ歴史始つて以來の連続的な出来事であらう。そして何千年の間、黄河はその猛威によつて幾百千萬の沿岸住民を苦しめたことであらう。ところが今日の様に地方の人口も多くなり、また、農村の生活も近代化されてゐない時代には、農民の經濟生活の復興は比較的容易であつたであらうが、最近の様に、四方八方餘裕のない時代となつては一度窮乏に陥ると、その復舊は決して容易でないのである。政府としては萬難を排して揚子江、黄河等を始めとして、水利対策を徹底的になすべく具體的立案を急ぐ要があらう。

開發の懸聲

宋子文氏は西北と並んで西南開發をもなすべしと力説し、

上海の銀行界に對して西北、西南兩方面に續々投資すべきを力説勸告してゐる。西北、西南といはず開拓すべきところは中華全國に有り餘るほどある。それを取立てゝこの兩方面をいふのは何故であらうか。

宋子文氏は經濟委員會常務委員として經濟、農村開發の先頭に立つてゐる。地方では宋氏が視察してくれるとその後できつと開發費が出ると噂し、宋氏に實地を見て貰ふことを希望して所謂引つ張風の態である。これは宋氏が自分の視察した土地に、特に力をそゝぐといふ意味ではなくして、どの土地でも視察すると、開發費を出さずにはおけない程の慘狀を呈してゐるからである。限りある財源から各地へ開發費を割かなければならぬところに、宋氏の個人としての同情深い、また涙もろい性格も窮はれる、いはゞ人間としての宋氏がいかにも民衆の味方であるかといふこともこれで證明できるのである。その間に政策もあれば政略もあるであらうが、而も宋氏の人間性の良さといふものゝ反映であることも認めなくてはならぬ。

それにして西北の開發をいふのは諾ける、昨年以來、宋氏は西北方面に最も力を入れてゐるかに見られた。宋氏自身

が同方面を視察した公路、灌溉排水等の諸工事も進捗させて交通上から開發を圖るだけでなく幾度も繰返される飢饉の懸念をも一掃するに努めてゐたのである。そして成績は比較的良好であつて遠からぬ將來に西北方面も中央と同様に中國としては恵まれた地方になるかの期待を抱かせたのであるところが最近になつて陝北から山西一部にかけての共產軍は俄然勢力を挽回した。また甘肅方面の徐海東部隊は朱、毛、徐軍を迎へて西北共區の建設に夢中になつてゐる。油斷をするると甘肅、陝西、寧夏等の諸地方は共產軍に荒し盡される危険なしとしない。それでは折角の西北開發に今日まで努力した成果をすつかり共產軍に持つて行かれる様なものである。そして實際、西北に目をつけて投資せんとしてゐた資本家たちもこの形勢の推移を見送つてゐる態である。

これでは開發は中断される懼れがある。宋氏並に經濟委員會としてこれが最も恐ろしいところだ。そこで出たのが又しても西北開發促進の聲である——では西北は果して安全か否かこれが投資家たちの最大の關心でなくてはならぬ、今のところ共產軍の同方面における勢力は中央軍をはるかにしのいでゐるかの様である。その勢力の發展は全く侮り難い。然しまた中央軍といへども西北共匪をそのままに見逃しはしな

いであらう。貴州、雲南、四川等の諸地方にさへ自ら乗出した蔣介石氏の指揮する中央軍だ、共產討伐のついでに四川を始め貴州、雲南の諸省の政治軍事を統制し今までは邊境として無視されてゐた地方を中央の指揮下におき、漸次整備せんとしてゐる位である。西北方面も一時は危険があるかも知れないが大勢としては有利に好轉するといふこともいへるのである。

更に面白いことは江西、福建の收復區を始めとして貴州、雲南、四川の順に、共產軍が根據とし、または通過した地方は、かへつて省の整理が出来、所謂根本建直しができたといふ事實もこの際の西北觀察の樂觀材料とすることもできるのである。

西南方面の開發といふのは、この頃漸く統制の緒についた貴州、雲南を主要目標としての話であらう、この兩省に開發すべきどの程度の經濟利用價值があるかは、未だ決定的にはいへない、雲南における礦業の如き、その埋藏量などは豊富だとされてはゐるが、實際測量と生産工程と運送と、諸事情を參酌しなくては直に有利だと斷定することは危険である。いま宋氏がいつてゐるのは、この基礎調査を開始すべしとい

ふ意味であるならば至極尤も千萬である。但しこれを貴州、雲南、四川と限定せずに西南といつてみるところにまた面白味もある。

◇ 廣西省の如きは既に開發済みであつて、他の諸省に比すると、遙に産業的に進んでゐるのであるから今更何んの開發をやである。然し六中全會、五全大會も近づいてゐることであり、この際、中央が西南方面一帯の開發に熱意を示してゐるのだから見せておくことも特に政治的な意味から必要なのではなからうか。

棉種の改良 (二十四年五月)

今年度も經濟委員會棉業統制會では二萬磅の米棉種を購入して全國の棉産地に之を配給した。特に陝西省には十萬畝の試験場を設けて試験的植付けをする計畫まであるとの事だ。昨年棉業統制委員會では米棉種を輸入し全國に是を配布した。その結果はかなりの良成績であつた。昨年は各地で旱災に悩まされた程であり、天候の點では棉花栽培には恵まれたのであるが、それにしても折角輸入した米棉種による栽培が好成績を収めたのは誠に結構だといはなくてはならぬ、もつとも良成績を収めたといつたところで、それは局部的であつ

て全般的に中國棉の品質が向上したとは未だいひ難い、その缺點をあげるならば、同じ省内または同縣内の産棉でもその良否の差が甚だしい如きはいかに栽培方法が統制されてゐないかを物語るものでなくてはならぬ。棉花の如くこれを使用するとなれば、一工場での消費でも相當量に達するのであるから、その品質がほぼ統一されてゐるといふことは絶対必要である。山東棉ならば、山東棉だけを使用するといふのは、今日ではむしろ例外のことといつてもいゝ位で、大部分は印棉、米棉等と混合して使用してゐるのである。青島における一部の工場の如く山東棉を主として使用してゐるのはあつても、尙且つ品質が揃つてゐるかゝるかでは便不便に關するのである。

◇ 是の試験栽培をなすといふが如きはその一例である。そのこと自身は陝西の開發といふ點からは重要視すべきことであるが棉種改良といふ問題を主にして見ると、陝西で試験栽培をする以前に、山東、河南、河北、浙江等の各地で改良試験をすることの方が先にしなければならぬ問題ではなからうか、陝西の方で新たに棉花が出来ることも局地開發としてはいいが、中國全體として今の必要は、棉花の量を多くすることよりは、その品質を向上させ、また規格を揃へることの方にある。

◇ 次ぎに考へられる點は、毎年米棉種を輸入するばかりでなく、米棉種と中國棉種との雜種をつくり、更にその雜種をつくる等の人工的手段によつて、中國の氣候風土に最も適し、しかも品質も、收穫もより良きものを得る方法の如きも考へられていゝ筈である。米棉種といつたところで、その種類は百幾十種類ある。そのうち中國向きの棉種を輸入してゐるのはいふまでもないが、それにしても、米國で栽培する程の好成績は得られない。それは米棉種それ自身が、米國の風土氣候において好成績をあげる様にできてゐるのであつて中國で米國におけると同様の條件を得る事は、それだけで困難である。

◇ さてそれよりも、かうして棉種改良に熱心になつてゐるのは結構であるが、こゝでも中國人の新もの好みの癖が出てゐて、新奇な計畫ばかり樹てゝゐることである。陝西省に十萬

◇ 米棉種の買入れと同時に着手しなくてはならぬことは、栽培法の研究及び普及でなくてはならぬ。例へば天候の調査とか土質の調査などいふものさへも、今日では未だ非科學的であつて、ほとどの頃に植付けたならばよいかといふ程度の農民の記憶と習慣による位のものである。これを科學的に精査して、植付け期をやゝ繰り下げるとか、または繰上げる等のことも調査されてよく、また土質についてもこれを施肥その他によつて、人工的にある程度まで改良することは今日で

畝の試験栽培をなすといふが如きはその一例である。そのこと自身は陝西の開發といふ點からは重要視すべきことであるが棉種改良といふ問題を主にして見ると、陝西で試験栽培をする以前に、山東、河南、河北、浙江等の各地で改良試験をすることの方が先にしなければならぬ問題ではなからうか、陝西の方で新たに棉花が出来ることも局地開發としてはいいが、中國全體として今の必要は、棉花の量を多くすることよりは、その品質を向上させ、また規格を揃へることの方にある。

鐵路

中國の鐵路が、ほとんどすべて借款で成立つてゐた時代から、今日はやゝ脱しようとしてゐる、その發達は他の公路、航空路等に比すると緩慢なのは免れないが、而も、滬寧線と津浦線との連絡等の如きを始めとして、全國に亘つて漸次開通してゐる鐵路の現況は驚嘆に價するものがある、次に示す諸表は、鐵路局の公表、鐵道部公表等による最近のものを採録したものである、中國年鑑前年度(廿四年)版と比較すればいかに進歩したかゝ分明となるであらう。

各省國有鐵路實有籽數表 (鐵道部統計廿三年五月) (單位籽)

省別	幹線	支線	第二軌道	串軌	岔道	實業支線	計
全國總計	八,八四四,六八八	一,二六六,二七九	一六二,六九九	一,〇六六,六六三	一,五六六,〇七六	一五〇,六三三	一三,〇一七,九一九
關內各省計	六,七四二,七四五	五〇一,二五一	一六一,六九九	八二二,八五六	一,一〇六,五七七	一二五,二七五	九,四七九,〇〇三
河北	一,三三七,九二二	二二二,〇〇三	一三九,三三九	三三三,七八五	三七一,七四四	三〇四,三三七	二,二九一,一七〇
河南	一,三三九,九六六	二,四四〇	—	一八九,一六一	九五,〇七五	二八,一八七	一,六四四,六五九
江蘇	七三三,二四七	三三,一八三	—	九三,五七三	一四三,三三二	九,六六一	一,〇四一,九〇五
山東	八二七,四二二	一八,〇五四	五,三八〇	七六,六五七	一九七,五五六	一五,一七〇	一,二四〇,二三八
安徽	三三一,七四七	—	—	四一,四四五	三五,一三一	六,八八〇	四二五,七七四
浙江	二八〇,六二二	—	—	二七,四八五	二六,七〇六	三,〇一一	三三九,九一三
廣東	三〇三,〇四三	—	—	三三,〇六九	二九,七六二	一,八六八	二六二,六三一
湖北	四三三,四一〇	五,八八〇	一七,〇〇〇	三三,六八二	三三,六二二	三,一五〇	五五六,五七三
湖南	三三五,六三三	三,〇七四	—	四二,九六七	四七,五三二	五,九四六	四三三,一四〇
江西	二五二,四七四	五,五五七	—	三三,〇八四	一六,八四一	〇,三六六	三三〇,三三三
福建	一八,三五〇	三,八〇〇	—	四,一二二	一六,〇七八	三,二四〇	一八六,五八〇
察哈爾	二八,〇〇〇	—	—	—	—	—	二八,〇〇〇
綏遠	三九五,六三〇	—	—	一五,四一六	四三,五四五	三,三三九	二八〇,六四九
陝西	六,〇三四	—	—	二〇,五五六	四八,七六六	—	四六四,九五三

中國鐵路營業籽數 (廿三年五月鐵道部統計)

甲、國有鐵路營業籽數表 (單位籽)

路名	幹線	支線	第二軌道	串軌	實業支線	共計
北寧關內線	四三八,五五五	三七,五五六	一三九,三三九	三〇七,五〇〇	九二二,六六〇	一,〇〇九,一五六
津浦	一,〇〇九,一五六	九五,七三五	—	二五五,四六六	一,三六〇,三三七	一,六〇九,九三三
京滬	三二一,〇四〇	一六,〇九三	—	一〇二,五九五	四三九,七七八	四三九,七七八
滬杭甬	二七三,七三三	一一,九七〇	—	七四,六七九	三六一,六八一	三六一,六八一
平綏	八二七,八六二	五八,六六九	—	二四七,九七三	一,一三四,五〇四	一,一三四,五〇四
正太	二四三,一九七	—	—	一〇四,〇一一	三四六,二〇八	三四六,二〇八
道清	一六三,〇〇〇	—	—	三三,六五〇	一九九,六五〇	一九九,六五〇
隴海	八九三,五三三	—	—	一四七,五〇九	一,〇四一,〇四二	一,〇四一,〇四二
廣九	一三三,〇〇〇	—	—	—	一六四,三九〇	一六四,三九〇
湘鄂	四一七,三〇三	九五,四二二	—	五九,五八二	五七二,三〇六	五七二,三〇六
膠濟	三九五,二一〇	五八,〇九九	—	一九六,三七一	六五五,〇五〇	六五五,〇五〇
南浦	一八,三五〇	—	—	一九,二二〇	一四七,五六〇	一四七,五六〇
粵漢南線	二四二,一三〇	五,六三〇	—	三四,九二〇	三四三,六七〇	三四三,六七〇
潮汕	三九,〇〇〇	—	—	六,四四三	四八,五二二	四八,五二二
共計	六,七二七,七七一	五三七,一八〇	一六二,六九九	一,〇六六,六六三	一,〇六六,六六三	八,六九七,三三三

乙、部省市有鐵路及民業鐵路表

路名	幹線	支線	串軌	岔道	實業支線	共計	附註
浙贛路杭玉線	三五,五〇〇	二四,〇〇〇	—	—	—	五九,五〇〇	部省合辦
同蒲鐵路太介線	一四〇,〇〇〇	—	—	—	—	一四〇,〇〇〇	省辦窄軌
南京市鐵路	一四,〇〇〇	—	—	—	—	一四,〇〇〇	市辦
新寧鐵路	一七,三三〇	三三,四一一	—	—	—	五〇,七四一	商辦
潮汕鐵路	三九,一〇〇	三,一〇〇	—	—	—	四二,二〇〇	商辦
漳廈鐵路	二八,〇〇〇	—	—	—	—	二八,〇〇〇	商辦
京韶鐵路燕孫線	八六,〇〇〇	—	—	—	—	八六,〇〇〇	商辦
共計	七七〇,三三〇	六〇,五一一	—	—	—	八三〇,八四一	

丙、專用鐵路表

路名	所在地點	幹線	支線	概況
大冶	湖北大冶	二〇,七四四	一,二五三	標準軌距 運鐵砂
塔清	河北房山	三六,八八六	一六,四三二	高架線 運煤
柳江	河北磁縣	一九,五六一	—	窄軌 同右
怡立	河北磁縣	三〇,五五五	—	同右
大豐	河北宛平	六,九二二	—	同右
民興	河北井陘	一,七三三	—	高架線 同右
寶昌	河北井陘	三,四六六	—	同右

齊堂	河北宛平	共七二	窄軌	運煤	益華寶興	安徽當塗	一八四三	同	右	運鐵砂
龍煙	河北安平	五七六	標準軌距	運石灰	桃荻	安徽繁昌	七一九	同	右	同右
博山	山東博山	三〇四	窄軌	運煤	水口山	湖南常寧	三七〇	同	右	運鉛鋅
買汪	江蘇銅山	一七六	同	同	棗台	山東嶧縣	五八四	標準軌距	運煤	
長興	浙江長興	一七六	同	同	共計	三〇四二	二四八五			

國有鐵路車輛類別表 (單位輛數) (鐵道部報告民國二十二年六月)

路名	運客	運貨	倒車	合計	頭等車	二等車	三等車	其他車	合計	有蓋車	無蓋車	特種車	合計	業務用車
京滬	三三	三元	一〇	七	一五	一九	一四	—	一七	三〇	二五	九〇	五五	二
滬杭甬	一八	一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
津浦	四四	四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平漢	四四	一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北平	三〇	一九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
膠濟	二二	四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
隴海	二	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正太	一六	五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道清	一	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南潯	二	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湘鄂	二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

國有鐵路貨物運輸統計表 (甲)(民國廿二年分) (貨物單位公噸·延噸單位千公里)

路名	礦產品	農產品	林產品	獸產品	工藝品	合計
北平	四,四三三,一七六	三五六,一三五	六二,九〇四	六三,六一	七七八,九三三	五,五〇三,八二九
天津	一,三五四,七三四	六七〇,三三四	五〇,九一一	二八,四〇一	三〇八,四六九	二,四二二,八四〇
京滬	二二,七七九	四八九,三〇二	三四,四六五	二九,一六四	二九四,八三三	一,〇六一,五四三
滬杭	一〇六,一九三	三三,六四八	一〇七,一七九	四三,六八八	二六一,五六	七四七,三三四
平漢	七七八,四八六	三三,五〇三	三,四七六	七三,三〇〇	七八,八〇一	一,二五六,五九五
正太	一,五三七,四八二	九五,九三三	七,五三〇	四,六四四	五三,七八二	一,六九八,四二一
道清	九〇三,四九五	一九,二三五	一四,八三四	一,四一一	二六,〇四九	九六五,〇三四
隴海	二八七,三三三	二七,二二二	六,七八四	五,三三八	二八,五五五	七九五,一〇一
廣九	四,九九八	二六,五六二	一四,一〇〇	一六,一〇七	三八,三四一	九〇,二〇八
膠濟	一,五三六,三九四	四三三,九六六	五三,九八七	四三,〇〇〇	二六一,八〇五	二,三三〇,一五三
南潯	九八四	三五,六八九	二〇,五六六	九四九	四九,〇三七	一〇七,一六五
粵漢	一,二二,四三五	五四,五五〇	五六,一三三	三六,五九〇	八六,三六三	三五五,〇六〇
平漢	四三六,〇一九	三七,六八五	二〇,九〇六	一九,一〇一	三〇,三九一	二,八七六,五二四
共計	一,一五〇,六四七	三,四五一,七四三	二,五三二,四三六	三六六,五二五	二,七四八,四九四	二〇,一八八,六六五

路名	二十二年共計			二十一年共計		
	公噸數	延噸公里	公噸數	延噸公里	公噸數	延噸公里
北平	六,四九九,一九九	七六五,八六二	七,七二二,七三〇	八九七,八四五	三,七四	八,一六六
天津	三,一七五,一七九	八九三,八五九	二,七七八,五七〇	六五〇,三三九	一,一六	一,一六
京滬	一,四三三,三六〇	二八八,一七一	八四一,七四九	一六八,五五一	一〇三,四一六	一〇三,四一六
滬杭	九〇三,七五七	一三三,六四八	七七六,七三四	一〇三,四一六	一〇三,四一六	一〇三,四一六
平綏	一,六四九,三九一	二七四,三三七	一,六三六,二五七	三〇〇,八九四	一〇三,四一六	一〇三,四一六
正太	一,八二九,七二二	二七四,三三七	一,八五三,六七七	一六二,六五七	一〇三,四一六	一〇三,四一六
道清	一,〇〇六,六四五	七九,九九四	九四九,九〇一	七二,〇五一	一〇三,四一六	一〇三,四一六
隴海	一,二六四,六三四	三六五,九六〇	一,二四九,七二五	二八二,五五九	一〇三,四一六	一〇三,四一六
廣九	一一一,九二四	八,二七八	一〇八,〇六二	八,二八六	一〇三,四一六	一〇三,四一六
膠濟	二,八五七,三三八	六五三,九九七	二,六七八,四七七	六〇八,二〇六	一〇三,四一六	一〇三,四一六
南潯	一九三,八四二	一八,〇六七	一九二,九九一	二〇,七五四	一〇三,四一六	一〇三,四一六
粵漢	五二二,七〇二	八三,〇七六	四八六,八七三	七七,〇〇九	一〇三,四一六	一〇三,四一六
平漢	四,三五〇,〇〇二	—	四,四八三,三〇〇	九九五,二八	一〇三,四一六	一〇三,四一六
共計	三三,七四〇,〇四七	—	三五,一四九,九九六	四,三四五,五五五	—	—

民國二十二年國有鐵路載運旅客統計表(甲) (旅客單位人, 延人單位千哩)

*平漢路延噸公里, 未計入。

路名	二十二年共計			二十一年共計			
	優待票	遊覽票	定期票	旅客共計	延人公里	旅客共計	延人公里
北平	八二,六四九.五	二二,六九七.五	四,一一九,七九一.五	—	—	—	—
天津	一三,三五九	四六,八二六.五	二,七〇〇,五三七.五	—	—	—	—
京滬	七五,七七二	三五三,六五一	六,三三〇,八八八.五	—	—	—	—
滬杭	一七,九〇二	二〇,一〇〇.〇	三,七六七,二九一	—	—	—	—
平綏	三,四九六	四,五二〇.五	一,〇七五,六四二	—	—	—	—
正太	七〇〇	六,一五九	六九三,一三五	—	—	—	—
道清	六〇四	二,三三三	三三九,一七七	—	—	—	—
隴海	二,二〇四.五	二〇,八五三.五	一,三七八,九九二.五	—	—	—	—
廣九	二〇,三五四	一三三,九二四.五	二,〇一九,三三九	—	—	—	—
膠濟	五,二七九	三三,五二二	二,七〇八,二八	—	—	—	—
南潯	一,三〇一	四,四三〇	二七九,六三三	—	—	—	—
粵漢	一〇三,一八二	六八八,〇九五	七,一一一,一六六	—	—	—	—
共計	三三五,七〇五	一,六一七,九九九.五	三三,三九三,四九八	四,二九,五五八	三八,五六六,七四〇.五	五二,五五四	三,〇〇〇,六〇八
北平	—	—	—	—	—	—	—
天津	—	—	—	—	—	—	—
京滬	—	—	—	—	—	—	—
滬杭	—	—	—	—	—	—	—
平綏	—	—	—	—	—	—	—
正太	—	—	—	—	—	—	—
道清	—	—	—	—	—	—	—
隴海	—	—	—	—	—	—	—
廣九	—	—	—	—	—	—	—
膠濟	—	—	—	—	—	—	—
南潯	—	—	—	—	—	—	—
粵漢	—	—	—	—	—	—	—
共計	—	—	—	—	—	—	—

路名	客運業務	貨運業務	其他	共計	前年	收入
滬杭甬	一三,七三〇	七,七七八	四〇〇	五,三四〇,七三〇	三四〇,一五五	三三〇,三六六
平綏	三,三二一	一五五.五	—	一,二〇一,六六七.五	二二,二四二	九五七,八六七
正太	四六八	二,九五五	—	九三三,四六八	七五,九三三	一,〇三三,五四三
道清	一,四〇五	一,〇〇一	七三〇	四二六,七〇三	三三,六九六	三六〇,六七六
隴海	一,九九〇.五	六,二九〇	—	一,八〇六,七七八	三三七,七九六	一,九〇四,七四一
廣九	六,九九九	一,五三三.五	—	二,三三二,一〇一	一九二,七九六	二,一八六,七八〇
膠濟	七,一九〇	三〇,三九五.五	—	二,八〇八,八四六.五	三三三,五七七	三,〇七四,七〇六
南浦	—	七七六	—	六九二,七四四	七四,九〇三	四四〇,八三四
粵漢南線	五〇〇.五	四一,七二六.五	六	七,九四四,六六八	一八五,三七五	七,六九五,三三.五
共計	二五,九四九	二五,〇一〇	八二,三五	四一,〇四一,二四六.五	三,三五六,九六七	三八,六三九,三五五

民國二十二年國有鐵路營業收支概況表(甲) (單位元)

路名	客運業務	貨運業務	其他	共計	前年	收入
北寧	六,二八〇,五五〇	一三,二二二,三一	二,六九九,三八一	二二,一九二,二四二	二五,二七三,五〇四	二〇,三九五,〇八八
津浦	一〇,八二二,六一五	九,九六三,〇八九	一,四二〇,三二一	二二,二〇六,〇二五	二〇,〇六八,七八九	一〇,〇六八,七八九
京滬	一〇,五二一,八五六	三,〇三一,六二五	三一九,三一四	一〇八,三七四	六,六七二,七〇〇	六,二三四,六五五
滬杭甬	四,五一九,四四二	二,〇四四,八八四	—	一〇八,三七四	六,六七二,七〇〇	六,二三四,六五五
平綏	二,〇六一,七七三	六,三九五,〇〇七	—	三〇七,六八八	八,七六四,四六八	七,八八九,五八四
正太	一,二三一,九〇八	四一三,〇九六四	—	一〇九,三二三	五,四七二,一九五	五,四一三,三三三
隴海	四,三八三,〇八六	六,三三五,九六一	—	二八〇,〇二一	一〇,九九九,〇六八	一〇,〇九五,四〇三

路名	總務費	車務費	運務費	設備維持費	工務維持費	互運車輛	共計	上年支出	營業純益
廣九	一,八九六,七五七	—	—	—	—	—	二,一七二,五八九	二,二〇六,二八八	—
膠濟	三,七九五,四三四	—	—	—	—	—	八四,九〇四	一三,八一〇,九三五	—
南浦	一,〇四一,二七三	—	—	—	—	—	二七,九五六	一,四八三,三四八	—
粵漢南線	二,四九〇,〇一八	—	—	—	—	—	四八,六七六	四,九五九,九二四	—
共計	四九,〇四四,七一二	—	—	—	—	—	五八,一〇〇,七七七	五,四五二,八〇〇	—

路名	總務費	車務費	運務費	設備維持費	工務維持費	互運車輛	共計	上年支出	營業純益
北寧	四,三六,〇三六	一,七九五,九七三	二,二六六,八三三	三,一三三,三六七	一,六三四,三三三	—	一三,一七五,五三三	一三,九〇四,七二二	九,〇一六,七〇〇
津浦	四,三三四,七〇〇	二,三五八,三三八	三,三六三,四六八	三,四五五,〇六六	二,九六一,四三三	—	一六,四二二,九九五	一四,四七七,一七五	五,七九三,〇〇〇
京滬	一,八二六,九〇一	二,〇五九,六八六	二,四〇五,五八一	二,〇八一,〇五七	一,四五五,四五五	—	九,八二一,七三三	八,七二六,七五〇	四,〇六一,〇六二
滬杭甬	一,二五九,五三四	一,〇五一,〇〇六	一,〇一六,七〇七	一,〇七六,六六六	八二一,六〇〇	—	五,一六六,四八三	四,九八三,三二六	一,五〇六,二二七
平綏	一,五三二,三七七	七四九,六六六	一,五七四,八五五	一,九四二,一五四	一,一九四,三八八	—	六,九八五,三六五	七,〇九〇,九五三	一,七七九,一〇三
正太	一,二四一,〇五三	三五七,一三四	五〇一,九七七	七三一,五二二	五八〇,〇四〇	—	三,三九三,二八六	三,三六〇,五三四	二,〇七八,九〇九
隴海	二,一六〇,七二五	八七八,二八四	一,三三一,〇九二	一,六三八,三五二	一,三二九,八五五	—	七,三四三,六八六	六,六八九,九九一	三,六五五,三八二
廣九	三三二,三三六	一八一,五七七	四四四,一六一	四四九,五九八	五五四,〇〇一	—	一,九五六,三三三	一,八五四,八九三	二二六,二六六
膠濟	三,一〇三,八八一	一,六〇六,四七六	一,七六五,二六六	二,三四四,五五〇	二,二九二,六九〇	—	一,二二五,一七〇	一,一七六,〇九〇	二,九五五,七〇五
南浦	三三二,二四五	一四九,九九七	三〇二,九九八	一八六,七五〇	二五七,八七八	—	一,二一八,二〇八	一,一四七,五四五	三六五,一四〇
粵漢南線	八二二,一五三	三七六,七八五	一,二七,三九九	五六,三六〇	九〇六,六五六	—	三,七四八,三四三	四,一三三,二六五	一,〇三三,五八二
共計	二二,三六七,八七〇	一,四六四,三〇一	一,六一〇,一四七	一,七四七,〇〇一	一,三九八,二九九	—	八〇,三三七,一三三	七六,四七三,三三三	三三,三七一,一七六

國有各鐵路債款分類統計表(二十三年六月底) (單位元)

路名	外債	內債	評價	債價	合計
平漢	三七,四四三,七一七・九七	二八,九一七,六九三・五四	二二,六八九,七五九・三五	八九,〇五一,一七〇・八六	
津浦	一六九,七二八,六七〇・〇六	一一,四五三,一八八・一二	二二,六三七,四〇一・二五	二〇四,八一九,二五九・四三	
平綏	二四,八八二,一六二・六二	一三,四五五,五七一・七六	三〇,九九三,二九八・八三	六九,三二七,〇三三・二一	
北寧	一一,三二〇,〇〇〇・〇〇		七,四二二,五五六・七五	一八,七四二,五五六・七五	
京滬	四四,九二一,五八〇・〇〇		二,四〇六,二三九・六三	四七,三二七,八一九・六三	
滬杭甬	四,五〇〇,〇〇〇・〇〇	一七,〇四七・〇〇		四,六七七,〇四七・〇〇	
膠濟	四〇,〇〇〇,〇〇〇・〇〇		九五四,五〇〇・〇〇	四〇,九五四,五〇〇・〇〇	
道清	一二,二八四,〇二六・五六			一二,二八四,〇二六・五六	
隴海	二二六,五四一,九六七・七一	六,九五四,二四三・四〇	一一七,四五三・〇〇	二四三,六一三,六六四・一一	
汴洛	三,七三三,一七五・五五	五五,二九一・三二	九八,九五五・六〇	三,八八七,四二二・四七	
湘鄂	一〇七,八三九,九〇〇・一九	二,三七八,九〇五・〇八	二,六六〇,〇二四・九〇	一一二,八七八,八三〇・一七	
廣九	二四,五二五,九六七・四四	六三,〇三一・〇七	四三〇,二〇一・三六	二五,〇一九,一九九・八七	
南潯	一七,三五三,四四三・六八	七,一九〇,九二一・三九	二九七,〇〇三・五五	二四,八四一,三六八・六二	
寧湘	七,三七二,九〇三・五九			七,三七二,九〇三・五九	
浦信	五,七七一,三五二・四四			五,七七一,三五二・四四	
同成	二〇,九七九,五四一・九一			二〇,九七九,五四一・九一	
株欽	七,〇六〇,五一六・九二			七,〇六〇,五一六・九二	
清孟	三,〇一七,四三二・三七			三,〇一七,四三二・三七	
包寧	二〇,六九一,六〇〇・〇〇			二〇,六九一,六〇〇・〇〇	

粵漢	六四三,二九八・〇〇	三七四,七四一・〇六	一,〇一八,〇三九・〇六
漳廈	五〇〇,〇〇〇・〇〇		五〇〇,〇〇〇・〇〇
煙灘汽車路	六九九,一四〇・六〇		六九九,一四〇・六〇
財部負擔之路債	五九,三三八,九四二・九九		五九,三三八,九四二・九九
平漢等四路	二,六七八,九七三・五五		二,六七八,九七三・五五

公路

公路の發達

上海、南京附近の道路の發達は、旅行者の悉くが驚いてゐるところだ、かつては家畜の歩く道路もなかつた様なところに、今は自動車道路ができ、バスが通ずるまでに發達してゐる。上海から南京までのバス開通も遠からぬ將來に期待できる様になつたのである。また上海、杭州間、杭州、南京間の如きも、既にドライブ・ウェイが竣工してゐる、その他交通網といへる位に忽ちにして發達したその迅速ぶりは、これまでの中國事情を知つてゐる者からすると、全く一驚を吃するに價するほどのものである。

公路建設を頻に唱導し始めたのは蔣介石氏が勳匪に幾度も苦戦した後であつた、全國經濟委員會の如きは、公路建設委員會といつていゝ程のものでもあつた。單に上海南京附近だけでなく、全支に亘つてこの公路建設の工事は進められた。そして特に揚子江流域の八省公路が最も早く着手され、それだけ公路のキロ數も多い、ついで陝西、甘肅等西北方面が開拓され、これも相當に充實した、いま四川を中心とする公路網は、勳匪軍の活動と併行的に行はれてゐる。四川省から陝西、甘肅、湖北、雲南、西康の五省へ通ずる五線の公路は早いものは來る十一月に開通し遅れてゐるものも測量中であつて來年四月までには全通の豫定であるといふ。

蜀の機道といへば天下の險で、三國の昔、張良がこれを燒き、ために漢の劉備の兵は再び故郷に歸る道がないと泣き喚めいたといふ昔語りまでであるところ、また韓信が樊噲に命じ

てこの機道を築かせようとしたがその工事は甚だ困難で一萬の人夫で一年はかかるであらうといつたほどの難所であるとされてゐる、最近まで四川成都是、世界の文明都市から最も遠距離にあるといはれた程であつて、いかに四川省が現代文化から遠く離れてゐるかも判るのである。

ところが、この四川省へ、五方から五つの公路が築かれるとなると四川省は一つの交通の中心地にもなるのである。而もその機会が來年四月には來やうかといふのであるから、此にも感心して良いであらう。極く最近まで、民船と駕籠によらなければ旅行できなかった成都まで、ガソリンが運ばれ自動車を通ひ、バスで乗込めるなどといふことは、誠に愉快極る話である、この自動車よりは先きに飛行機は通つてゐる。既に歐亞航空会社の旅客機も定時に上海成都間を往來してゐるのであるから、今日では決して成都を輕蔑するわけにもゆかない。先日蔣介石氏は南京を出發すると、その日のうちに成都まで飛んでしまつた程であるから、今日自動車道路ができたとして不思議ではないといへなくはないであらう。

航空路の發達は、中國では、決してまだ自慢にする程のものではない、西北方面、四川、雲南、南は廣東から上海を経

て北は北平まで等の航空路はすでに出來てゐるがこの方は主な幹線だけであつて、商業産業等の用に供するところまでは未だ發達してゐない。これは地上を走るトラックと、空中をゆく航空機の運輸能力の差が、將來均等になるまでは、それぞれの使命は別である筈である、いかにスピードのみを尊んだとて、所詮今日の航空機で礦石を大量輸送したり、棉花を移出したりは出來ないからである。

中國の様に廣大な領域を占めてゐる國では、旅客運輸には航空機の發達する餘地が大いにある、汽車、自動車で三日、五日を要する遠距離をも、航空機によれば半日か一日で用を達することができるからである、しかも交通としてはなほ公路網を必要とするのは、前記の如く、その輸送の對象が異なるからである。さてこれ等公路の建設が、勦賊事業と併行的である點にも注意しておく必要があらう。例へば地方軍閥の整理とか、地方政治の改善とか、農村の再建とか、諸種の文化事業の地方進出などが、勦匪と併行的に行はれてゐる様に、公路の發達もまた勦匪から切離すことはできない。かく勦匪そのものと建設事業とが併行するところに蔣介石氏の目の廣さも現へるのである。

全國公路統計(民國廿四年三月末經濟委員會計)

省別	線路全長	既通	建築中	計劃線
江蘇	七、五六一	三、七六九	三、〇四八	七、六四
浙江	四、七四六	三、一三一	三、四三	一、二八三
安徽	六、三三六	四、二〇八	一、一五	一、九三三
江西	九、九二六	四、六五三	一、一八一	四、〇八三
湖北	五、七七六	三、二四〇	一、〇二八	一、五〇八
湖南	八、一一四	二、〇七六	四、三三	五、六二六
河南	五、四九一	三、〇六四	六、四六	一、七八一
福建	六、〇三四	三、二六三	五、五三	二、三三八
四川	四、八六八	三、〇九六	一、四七三	一、七七三
雲南	六、二四一	一、三六八	一、四五九	三、四一四
貴州	二、一三〇	一、一三〇	八〇〇	—
廣東	一七、五八七	一、二四四	一、四四	六、一九九
廣西	五、二六一	四、六九五	—	五、七六
山東	五、七八八	五、四二四	三、六四	—
山西	三、二二七	二、〇三七	—	—
河北	三、四一四	二、〇六〇	—	—
陝西	二、五九四	一、〇二二	一、二五〇	三〇〇

(單位哩)

各省公路調查表

省別	察哈爾	綏遠	寧夏	甘肅	青海	新疆	西康	外蒙古	西藏
有路面通車	三、六三三	二、五七〇	一、六九八	七、八〇七	二、九四四	七、九七三	九〇三	五、〇三三	五、七四四
土路通車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建築中	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未建築	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三、六三三	二、五七〇	一、六九八	七、八〇七	二、九四四	七、九七三	九〇三	五、〇三三	五、七四四

江蘇省 有路面通車 一、〇一二 土路通車 二、七五七 建築中 三、〇四八 未建築 七、六四 計 七、五八一哩

路綫名稱	起訖及經過地點	全長	各段起訖	里程	狀況
京滬幹線	南京 蘇州 無錫 常州 上海	三三〇	南京—蘇州 蘇州—無錫 無錫—常州 常州—上海	三三〇	全通
京滬幹線	南京 蘇州 無錫 常州 上海	三三〇	南京—蘇州 蘇州—無錫 無錫—常州 常州—上海	三三〇	全通
京滬幹線	南京 蘇州 無錫 常州 上海	三三〇	南京—蘇州 蘇州—無錫 無錫—常州 常州—上海	三三〇	全通
滬桂幹線	上海 南橋 金絲娘橋 共	六	上海—金絲娘橋 共	六	全通

京魯幹線	南京(浦口)六合天長	浦口—六合	三	土路通車	中
京黔幹線	南京銅井鎮(省界)	南京—銅井鎮	三	土路通車	中
京川幹線	浦口烏江	浦口—烏江	三	土路通車	中
海鄭幹線	城溝東海沭陽宿遷	沭陽—宿遷	三	土路通車	中
六啓支線	六合儀徵江都仙女	六合—儀徵	三	土路通車	中
鎮沐支線	六呼江都邵伯高郵	六呼—江都	三	土路通車	中
東口支線	寶應淮安淮陰沭陽	寶應—淮安	三	土路通車	中
通榆支線	平潮(南通)如皋海	平潮—如皋	三	土路通車	中
淮陳支線	淮陰連水新安鎮大	淮陰—連水	三	土路通車	中
蘇大支線	蘇州崑山太倉	蘇州—崑山	三	土路通車	中
高毛支線	高淳毛公埠	高淳—毛公埠	三	土路通車	中
松滬支線	松江上海顧橋北橋	松江—上海	三	土路通車	中
珠滬支線	珠家閣青浦七寶上	珠家閣—青浦	三	土路通車	中
洋睢支線	洋河睢寧	洋河—睢寧	三	土路通車	中
啓港支線	啓東惠隆鴨頭港	啓東—惠隆	三	土路通車	中
如新支線	如皋新陸港	如皋—新陸港	三	土路通車	中
揚諫支線	揚中諫壁	揚中—諫壁	三	土路通車	中
六划支線	六合划子口	六合—划子口	三	土路通車	中
泰仙支線	泰縣仙女廟	泰縣—仙女廟	三	土路通車	中
興白支線	興化安豐白駒	興化—安豐	三	土路通車	中
蕭陽支線	蕭縣王新莊陳寨陽山	蕭縣—王新莊	三	土路通車	中
銅豐支線	銅山小乾莊敬安集	銅山—小乾莊	三	土路通車	中
敬浦支線	敬安集張集沛縣	敬安集—張集	三	土路通車	中
金乍支線	金山山塘鎮(浙界)	金山—山塘鎮	三	土路通車	中
崇陳支線	崇明橋鎮南堡北堡	崇明—橋鎮	三	土路通車	中
向化支線	向化陳家鎮	向化—陳家鎮	三	土路通車	中

浙江省
路面通車三、一、二、一
未建築中、二、八、三
計四、七、四、六哩

京建支線	南京深水望牛墩	南京—深水	二	土路通車	中
鎮深支線	鎮江丹陽金壇溧陽	鎮江—丹陽	二	土路通車	中
蘇澄支線	江陰無錫木瀆蘇州	江陰—無錫	二	土路通車	中
宜常支線	宜興運村無錫常熟	宜興—運村	二	土路通車	中
常乍支線	常熟蘇州吳江	常熟—蘇州	二	土路通車	中
上寶支線	上海吳淞寶山	上海—吳淞	二	土路通車	中
東環支線	蕪湖上海川沙南匯	蕪湖—上海	二	土路通車	中
省句支線	鎮江陳武莊句容	鎮江—陳武莊	二	土路通車	中
滬大支線	上海大場羅店瀏河	上海—大場	二	土路通車	中
嘉羅支線	嘉定羅店	嘉定—羅店	二	土路通車	中
杭松支線	松江楓涇省界	松江—楓涇	二	土路通車	中
嘉湖支線	平望南潯(省界)	平望—南潯	二	土路通車	中
浦定支線	浦口定遠(省界)	浦口—定遠	二	土路通車	中
店睢支線	睢寧泗陽(省界)	睢寧—泗陽	二	土路通車	中
武天支線	武進金壇天王寺	武進—金壇	二	土路通車	中
六滬支線	六合餘縣(省界)	六合—餘縣	二	土路通車	中
溧天支線	溧水天王寺	溧水—天王寺	二	土路通車	中
浙粵幹線	金絲娘橋乍浦杭州	金絲娘橋—乍浦	二	土路通車	中
浙寧幹線	滬頭楓嶺(省界)	滬頭—楓嶺	二	土路通車	中
常乍支線	乍浦平湖嘉興王江涇	乍浦—平湖	二	土路通車	中
杭徽支線	杭州餘杭臨安於潛	杭州—餘杭	二	土路通車	中
龍溫支線	龍游蘭谿金華永康	龍游—蘭谿	二	土路通車	中
百天支線	百官周巷濟山觀海	百官—周巷	二	土路通車	中
杭松支線	杭州臨平崇德桐鄉	杭州—臨平	二	土路通車	中
湖望支線	吳興南潯	吳興—南潯	二	土路通車	中

建屯支線	建德楊村橋白沙淳	八建德—威坪	八路面通車	杜大支線	杜澤樹潭大洲	元杜澤—大洲	元路面通車
奉新支線	奉化(江口)溪口拔茅(新昌)	查奉化—拔茅	查同右	長安孝支	泗安安吉選補孝半(省界)	兜泗安—省界	兜未興築
鎮海支線	鎮海汶溪慈谿	查鎮海—慈谿	查同右	天目山支	藻溪天目山脚	一藻溪—天目山脚	元路面通車
宜長支線	長興泗安界牌	查長興—界牌	查路面通車	桐分於支	桐廬分水於潛千秋	一桐廬—千秋關	一未興築
麗甌支線	麗水雲和赤石龍泉	查麗水—浦城	查同右	分水開支	分水淳安遂安開化	一淳安—遂安	查同右
嵊永支線	嵊縣長樂東陽永康	查嵊縣—永康	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
鹽善支線	海鹽嘉善西塘	查海鹽—西塘	查未興築	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
桐袁支線	桐鄉袁化開口	查桐鄉—袁化	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
寧崇支線	胡家兜長安崇德	查胡家兜—長安	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
臨英支線	臨平塘樓德清三橋	查臨平—塘樓	查路面通車	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
杭笕支線	九堡笕橋半山	查九堡—半山	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
環城支線	杭州環城	查杭州環城	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
拱三支線	拱宸橋三郎廟	查拱宸橋—三郎廟	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
良留支線	良戶輞塘留下	查良戶—留下	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
餘武支線	餘杭彭公嶺潘板橋	查餘杭—雙溪	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右
瓶澗支線	瓶窰黃湖鎮運橋	查瓶窰—黃湖	查同右	常溪支線	常山華埠濠嶺關	查常山—濠嶺關	查同右

路椒支線	路橋海門	一六路橋—海門	一六同右	麗水三岩	麗水三岩寺	一麗水—三岩寺	一同右
天游支線	橫渡市海游	一〇橫渡市—海游	一〇未興築	寺支線			
義東支線	義烏東陽	一八義烏—東陽	一八路面通車	梵雲支線	梵村雲棲	二梵村—雲棲	二同右
蘭浦支線	蘭浦橫柿浦江鄭家塢	一〇五蘭浦—浦江	一〇五未興築	白沙支線	開化十八跳白沙關	一五開化—十八跳	一五同右
餘周支線	餘姚周巷	一五餘姚—周巷	一五同右	南明山支	麗甌路南明山	二麗甌路—南明山	二同右
勝濟支線	勝堰洋山殿	二三勝堰—洋山殿	二三同右	玲瓏山支	臨安玲瓏山脚	一臨安—玲瓏山脚	一同右
慈北支線	慈谿洋山殿	二三慈谿—洋山殿	二三同右	鈞台支線	芝廬鈞台下	六芝廬—鈞台下	六同右
汶龍支線	汶溪龍山衛	二三汶溪—龍山衛	二三同右	金華北山	金華羅店	八金華—羅店	八同右
寧穿支線	寧波穿山	四寧波—穿山	四同右	雁蕩山支	白溪雁蕩山脚	四白溪—雁蕩山脚	四同右
寧象支線	盛壘橋橫山西澤象山	查盛壘橋—象山	查同右	黃山支線	九龍廟暈頂山	二九龍廟—暈頂山	二同右
紹諸支線	紹興新店灣諸暨	查紹興—諸暨	查未興築	曹嶧路接			
餘百支線	餘姚上虞百官	查餘姚—百官	查同右	金華接線	金武永路渡義烏港至	三金武永路—金華	三同右
鎮海支線	鎮海駱駝橋	查鎮海—駱駝橋	查路面通車	球萍支線	球川(常山屬)草萍	九球川—草萍	九同右
文路支線	汶溪駱駝橋	查汶溪—駱駝橋	查路面通車	桐徐支線	開化桐村徐村	九開化—桐村	九同右
鄞江支線	橫溪橋鄞江橋	查橫溪橋—鄞江橋	查路面通車	桐徐支線	開化桐村嚴村	六開化—桐村	六同右
入山亭支線	溪口入山亭	查溪口—入山亭	查同右	方岩支線	世雅(永康屬)方岩	七世雅—方岩	七同右
保安支線	峽楓路保安街	查峽楓路—保安街	查同右	天台山支	天臨路國清寺	二天臨路—國清寺	二路面通車
湯溪支線	湯溪下潘	查湯溪—下潘	查同右				
超山支線	杭塘路超山脚	查杭塘路—超山脚	查同右				

章家埠支 林香章家埠 三 林香—章家埠 三 同 右
 支線 午浦黃山 午浦黃山 二 午浦—黃山 二 同 右
 安徽省 路面通車 三、四、七、七、六
 未建 築中 一、九、三、八、五 計六、三、二、六哩
 路名 起訖及經過地點 全長 各段起訖 里程 狀況
 京魯幹線 天長(省界)蔣廟 六 天長—蔣廟 六 未興築
 京黔幹線 銅井鎮(省界)富塗 四 銅井鎮—休寧 三 六 路面通車
 休寧—祁門 三 九 土路通車
 歙縣—休寧—祁門 五 建 築 中
 小惟嶺(省界)
 歸祁幹線 塢牆集(省界)毫縣 六 塢牆集—六安 三 七 土路通車
 六安—舒城 三 六 建 築 中
 舒城—六安 三 六 土路通車
 關馬頭集六安桃鎮 一 六 土路通車
 舒城—東流 一 六 土路通車
 東流—至德 一 六 土路通車
 至德—祁門 一 六 土路通車
 祁門
 慶東流秋浦(至德)
 京川幹線 烏江(省界)和縣合 三 烏江—太湖 三 八 土路通車
 太湖—宿松 三 八 土路通車
 宿松(省界)
 城高河埠潛山太湖
 山巢縣店埠合肥舒
 京陝幹線 烏江(省界)和縣合 一 三 合肥—葉家集 一 三 土路通車
 店埠合肥六安葉家集(省界)

汝和支線 信陽城太和 四 信陽城—太和 四 同 右
 股屯支線 殷家滙貴池五溪青 二 殷家滙—譚家 一 五 同 右
 陽石球譚家橋楊村 譚家橋—岩寺 七 路面通車
 岩寺
 省股支線 大渡口殷家滙 三 大渡口—殷家滙 三 建 築 中
 滁縣來安 二 滁縣—來安 二 土路通車
 正固支線 正陽關霍邱河口集 六 正陽關—河口集 六 同 右
 葉立支線 葉家集立煌 三 葉家集—立煌 三 建 築 中
 霍葉支線 霍邱葉家集 六 霍邱—葉家集 六 土路通車
 山毛支線 山王河毛坦廠 三 山王河—毛坦廠 三 同 右
 桃三支線 桃鎮三河 三 桃鎮—三河 三 同 右
 蒙阜支線 蒙城阜陽 八 蒙城—阜陽 八 同 右
 合壽支線 合肥洛河(壽縣屬) 一 七 合肥—洛河 一 七 未興築
 蒙城宿縣 七 蒙城—宿縣 七 土路通車
 阜大支線 阜陽大方家集 五 阜陽—大方家集 五 同 右
 六韓支線 六安韓擺渡 三 六安—韓擺渡 三 同 右
 獨麻支線 獨山石婆店麻埠 三 獨山—麻埠 三 同 右
 屯委支線 屯溪婺源省界 三 屯溪—省界 三 未興築
 巢爲支線 巢縣無爲 三 巢縣—無爲 三 同 右
 蕪爲支線 蕪湖無爲 三 蕪湖—無爲 三 同 右
 諸麻支線 諸佛巷松子關(省界) 六 諸佛巷—松子關 六 同 右
 屬麻線)
 麻流支線 麻埠流波壩 二 麻埠—流波壩 二 同 右
 大石支線 大固店石婆店 二 大固店—石婆店 二 同 右
 黃立支線 黃土嶺(省界)立煌 六 黃土嶺—立煌 六 同 右
 南立支線 南莊坂立煌 三 南莊坂—立煌 三 同 右
 燕績支線 燕湖繁昌南陵涇縣 二 燕湖—績溪 二 同 右
 旌德績溪
 寧青支線 寧國涇縣青陽 一 寧國—青陽 一 同 右
 繁祁支線 繁昌荻港銅波青陽 二 繁昌—祁門 二 同 右
 祁門
 至景支線 至德景德鎮(省界) 六 至德—省界 六 未興築
 巢桐支線 巢縣廬江桐城 二 巢縣—桐城 二 同 右
 盱來支線 盱眙來安 五 盱眙—來安 五 同 右
 臨蔣支線 臨淮關盱眙蔣廟 一 臨淮關—蔣廟 一 同 右
 穎懷支線 穎上鳳台懷遠 二 穎上—懷遠 二 土路通車
 阜鳳支線 三里灣(阜陽)鳳台 二 三里灣—鳳台 二 同 右
 蒙鳳支線 蒙城鳳台 三 蒙城—鳳台 三 同 右
 阜銅支線 阜陽臨泉銅陽城 三 阜陽—銅陽城 三 同 右
 蒙太支線 蒙城王市集太和 三 蒙城—太和 三 同 右
 阜渦支線 阜陽王市集渦陽 三 阜陽—渦陽 三 同 右
 雙渦支線 雙龍橋渦陽 三 雙龍橋—渦陽 三 同 右
 靈宿支線 靈璧宿縣 三 靈璧—宿縣 三 同 右
 無爲支線 無爲劉家渡 三 無爲—劉家渡 三 未興築

鷹金支線	鷹潭熊家店魚塘金谿	鷹潭—金谿	五	路面通車	德興(黃家山)南港	三	德興—南港	八	同	右
鉛江支線	鉛山江村	一〇 鉛山—江村	二〇	土路通車	漆工整橫峯	南港—橫峯	六	同	右	
玉白支線	玉山貢口分水白沙	五 玉山—貢口	二五	同	衆安—婺源	六	同	右		
廿十支線	廿三都十六都	五 廿三都—十六都	五	土路通車	雙上支線	雙港港口富坂塘灣	六	雙港—上清	三	建築中
鉛崇支線	鉛山橫坂紫溪車盤	三 鉛山—橫坂	七	同	鉛胡支線	鉛山楊村胡坊	四	鉛山—胡坊	四	同
貴花支線	貴溪塘灣文坊花橋	五 貴溪—塘灣	三	土路通車	湖彭支線	湖口彭澤馬當	五	湖口—馬當	五	未興
橫石支線	橫坂石塘	八 橫坂—石塘	八	土路通車	馬石支線	馬尾港石門街	三	馬尾港—石門街	三	同
婺源支線	婺源轉坑九都白沙關	三 婺源—白沙關	三	同	南鎮支線	南港衆埠回田渡鎮	五	南港—回田渡	三	同
安靖支線	安義乾州靖安	三 安義—靖安	三	同	上樟支線	上頓渡溫泉杜家園	七	上頓渡—溫泉	一〇	路面通車
乾奉支線	乾州奉新	一五 乾州—奉新	一五	同	潭埠支線	潭埠樟樹	杜家園—樟樹	四	未興	右
安定支線	定南鎮岡安遠	六 安遠—鎮岡	三	土路通車	德瑞支線	德安雞公嶺瑞昌	五	德安—瑞昌	五	同
信雄支線	信豐坊下	四 信豐—坊下	四	土路通車	瑞碼支線	瑞昌碼頭	二	瑞昌—碼頭	二	土路通車
南建支線	南豐荷田岡甘家橋	四 南豐—甘家橋	四	同	湖潭支線	湖口九江	二	湖口—九江	二	未興
河橫支線	河口橫峯	一八 河口—橫峯	一八	同	星德支線	星子德安	四	星子—德安	四	建築中
九星支線	九江星子	四 九江—星子	四	同	汶和支線	汶龍和平省界	二	汶龍—省界	二	土路通車
興上支線	興家店上清	一五 興家店—上清	一五	路面通車	寧翠支線	寧都翠微峯	四	寧都—翠微峯	四	路面通車
楊港支線	楊樹橋港口	三 楊樹橋—港口	三	土路通車	峽八支線	峽江注溪八都	五	峽江—注溪	三	建築中

高青支線	高安長沙埠鄔村清江	高安—清江	四	同	雄龍支線	南雄省界陀頭龍南	三	省界—龍南	三	同
高平支線	高安豐城	五 高安—豐城	五	同	上遂支線	上高分宜赤谷安福	三	上高—赤谷	三	同
籐龍支線	籐橋龍骨渡	一五 籐橋—龍骨渡	一五	同	金田支線	金田永新遂川	三	永新—遂川	三	同
南金支線	南城黃獅渡金谿	四 南城—金谿	四	同	興零支線	興國零都	三	興國—零都	三	同
上黃支線	上清資溪黃獅渡	二七 上清—資溪	二七	同	樟宜支線	樟樹清江新喻分宜	一四	樟樹—分宜	一四	同
廣石支線	石城白水廣昌新安	杏 石城—新安	三	同	信安支線	信豐安息板石安遠	五	信豐—安遠	五	同
萬寧支線	萬安興國古龍岡寧	三六 萬安—省界	三六	未興	信會支線	信豐下沙窩塘村會昌	六	信豐—會昌	六	同
泰興支線	泰和沙村上圯墩坵	七 泰和—興國	七	路面通車	汝大支線	汝城省界耒都大庾	六	省界—大庾	六	同
馬溫支線	馬鞍坪溫泉	四 馬鞍坪—溫泉	四	土路通車	遂上支線	遂川蔡屋上猶	杏	遂川—上猶	杏	同
安平支線	安遠尋鄔平遠(省界)	三 安遠—吉潭	三	未興	遂雷支線	遂川大汾鄞縣省界	七	遂川—鄞縣	七	同
萬潞支線	萬安潞田	一五 萬安—潞田	一五	路面通車	永寧支線	永新寧岡省界	五	永新—省界	五	同
零安支線	零都塘村石安遠	一〇 零都—安遠	一〇	未興	永蓮支線	永新沙市蓮花	五	永新—蓮花	五	同
蘆大支線	蘆溪山口岩大安里	〇 蘆溪—山口岩	五	建築中	蓮萍支線	蓮花黃沙上埠高田	一〇	蓮花—高田	一〇	未興
崇大支線	崇義大庾	三 崇義—大庾	三	同	黃洋支線	黃沙洋溪	三	黃沙—洋溪	三	同
陳芳支線	陳家坊行馬橋芳墩	三 陳家坊—行馬橋	八	土路通車	上萍支線	上栗市萍縣	四	上栗市—萍縣	四	同
瑞石支線	瑞金石城	七 瑞金—石城	七	同	新峽支線	新喻峽江	四	新喻—峽江	四	同

吳永支線	吳城徐家埠永修	三	吳城—永修	三	同	右
樂大支線	樂平回田渡大源	二	樂平—回田渡	三	未興	中
株大支線	株山橋大源	三	株山橋—大源	三	建	中
瑞萬支線	瑞洪餘干萬年	五	瑞洪—餘干	三	未興	中
株鷹支線	株林高石鷹潭(鳳潭)	三	株林—鷹潭	三	未興	中
漆工支線	漆工鎮樟樹墩弋陽	三	漆工鎮—弋陽	三	同	右
港石支線	港黃姚家坂漆工鎮石人殿	三	港黃—石人殿	三	同	右
暖石支線	暖水石人殿	三	暖水—石人殿	三	同	右
九白支線	九都白茅港	三	九都—白茅港	三	同	右
上臨支線	上饒八都臨江湖	三	上饒—八都	三	同	右
湖景支線	湖口西洋橋馬澗橋馬尾港田坂景德鎮	二	湖口—馬尾港	七	建	中
鄱田支線	鄱陽田坂	五	鄱陽—田坂	五	同	右
都馬支線	都昌馬澗橋	三	都昌—馬澗橋	三	未興	中
黎泰支線	黎川泰寧省界	三	黎川—省界	三	同	右
德常支線	德興新營白茅港分水滸嶺	三	德興—新營	八	土路通車	中
廣崇支線	廣豐甘溪崇安省界	四	廣豐—省界	四	同	右
黎建支線	黎川建寧(省界)	三	黎川—省界	三	同	右
黎南支線	黎川南豐	三	黎川—南豐	三	同	右
南上支線	南康塘江	五	南康—塘江	五	土路通車	中
婺德支線	婺源源店埠香屯	五	婺源—源店埠	五	同	右
定和支線	定南和平(省界)	三	定南—省界	三	同	右
官德支線	官莊戴村黃家山(屬德興)	三	官莊—黃家山	三	同	右
興上支線	興家店上清	三	興家店—上清	三	同	右
德虬支線	德安虬津	三	德安—虬津	三	未興	中
潯鎮支線	潯鄆竹留車公平鎮	二	潯鄆—公平鎮	二	建	中
魚水支線	魚塘水岩	四	魚塘—水岩	四	路面通車	中
龍上支線	龍上清龍虎山	一	龍上—清龍山	一	同	右
通金支線	通江嶺金雞嶺	一	通江—金雞嶺	一	土路通車	中
瑞武支線	瑞昌橫港著溪(屬武寧)	五	瑞昌—著溪	五	同	右
樂梅支線	樂化梅嶺	五	樂化—梅嶺	五	土路通車	中
峽邊支線	峽江邊水	一	峽江—邊水	一	未興	中
金洋支線	金田洋口	五	金田—洋口	五	建	中
興江支線	興國江口	五	興國—江口	五	未興	中
零會支線	零都會昌	四	零都—會昌	四	同	右
南塘支線	南康塘江	三	南康—塘江	三	土路通車	中
陳行支線	陳家坊行馬橋	八	陳家坊—行馬橋	八	同	右
寧翠支線	寧都翠微峯	四	寧都—翠微峯	四	同	右

湖北省
路面通車
三、一、一、二、六
五、〇、二、八、四
計五、七七六哩

京川幹線	宿松(省界)黃梅廣濟	〇、〇、七、〇	省界—廣濟	五	建	中
濟水支線	濟水孔子河李家	〇、〇、七、〇	濟水—孔子河	五	土路通車	中
集黃支線	集黃漢口應城洋	〇、〇、七、〇	集黃—漢口	五	土路通車	中
沙當支線	沙當洋宜昌長陽恩	〇、〇、七、〇	沙當—宜昌	五	土路通車	中
施利支線	施利川省界	〇、〇、七、〇	施利—省界	五	土路通車	中
汴粵幹線	小界嶺(省界)麻城	三、四	小界嶺—麻城	三	土路通車	中
李家支線	李家集黃陂漢口武	三、四	李家集—漢口	三	土路通車	中
昌葛支線	昌葛店鄂城大冶陽	三、四	昌葛店—鄂城	三	土路通車	中
新龍支線	新龍港界牌(省界)	三、四	新龍—省界	三	土路通車	中
洛韶幹線	孟家樓(省界)老河	三、五	孟家樓—老河	三	土路通車	中
口樊支線	口樊城襄陽宜城荆	三、五	口樊—襄陽	三	土路通車	中
沙市支線	沙市公安省界	三、五	沙市—省界	三	土路通車	中
六蕪支線	英山省界關口蕪水	三、五	英山—省界	三	土路通車	中
永通支線	通城通城省界	三、五	通城—省界	三	未興	中
咸宜支線	咸寧通山省界	三、五	咸寧—省界	三	未興	中
羅太支線	羅田英山溢口嶺(省界)	三、五	羅田—英山	三	未興	中
英山支線	英山溢口嶺	三、五	英山—溢口嶺	三	未興	中
梅池支線	黃梅小池口(省界)	三	黃梅—小池口	三	同	右
田蕪支線	田家鎮蕪春縣潯水	三	田家鎮—潯水	三	同	右
關羅支線	關口羅田	三	關口—羅田	三	土路通車	中
花宋支線	花園小河溪河口宋	一	花園—小河溪	一	同	右
花樊支線	花園隨縣棗陽樊城	三	花園—樊城	三	同	右
河漢支線	老河口穀城草店白	三	老河口—白河	三	同	右
安長支線	安陸雲夢長江埠	三	安陸—長江埠	三	同	右
京潛支線	京山自市潛江	三	京山—潛江	三	同	右
新沙支線	新堤車灣監利郝穴	一	新堤—沙市	一	未興	中
陽瑞支線	陽新江西瑞昌省界	三	陽新—省界	三	建	中
陽趙支線	辛潭舖通山崇陽羊	一	辛潭舖—崇陽	一	同	右
樓嶺支線	樓嶺趙李橋	三	樓嶺—趙李橋	三	土路通車	中
新黃支線	新堤蒲圻崇陽通城	一	新堤—崇陽	一	未興	中
草均支線	草店均縣	一	草店—均縣	一	土路通車	中
六鄧支線	六堰鄧陽	一	六堰—鄧陽	一	同	右
麻孔支線	麻城孔子河	一	麻城—孔子河	一	建	中
團方支線	團風方家坪	九	團風—方家坪	九	同	右
中項支線	中館驛項家河	九	中館驛—項家河	九	土路通車	中
廣禮支線	廣水禮山	四	廣水—禮山	四	同	右

禮河支線	禮山河口	三	同	右	賀鄉支線	賀勝橋鄉家店	四	賀勝橋—鄉家店	三	建築中
夏溪支線	夏店小河溪	三	同	右	吳南支線	吳家橋南湖南	三	吳家橋—南湖南	三	同
巴高支線	巴東高店子	六	未興	築	大蔡支線	大軍山江邊黃陵磯	吳	大軍山—蔡甸	吳	土路通車
嘉蒲支線	嘉魚蒲圻	三	同	右	興黃支線	興隆集漢陽黃陵磯	吳	興隆集—黃陵磯	吳	未興
羊通支線	羊樓通城	四	同	右	倉陽支線	倉子埠陽邏	三	倉子埠—陽邏	三	同
崇沙支線	崇陽沙洋	四	同	右	黃河支線	黃陂河口	五	黃陂—河口	五	土路通車
潘蘭支線	潘水蘭溪	四	同	右	長孝支線	長江埠孝感	三	長江埠—孝感	三	同
厲萬支線	厲山萬和店	六	建築	中	宜南支線	宜城武安鎮南漳	六	宜城—南漳	六	同
隨草支線	隨縣草店	六	同	右	立羅支線	省界滕家堡羅田	七	滕家堡—羅田	七	同
隨陳支線	隨縣陳家店	三	同	右	宜津支線	宜昌湖南津市省界	一	宜昌—省界	一	同
陳璩支線	陳家店璩家店	三	同	右	安陸支線	安陸應城臨江口	六	安陸—臨江口	六	土路通車
隨洛支線	隨縣洛陽店	七	同	右	宋陳支線	宋河應城陳家河	四	宋河—陳家河	四	同
唐三支線	唐縣鎮三合店	四	同	右	京東支線	京山東橋	四	京山—東橋	四	同
賀金支線	賀勝橋金牛	四	土路通車	右	荆鍾支線	荆門鍾祥	四	荆門—鍾祥	四	同
曹蔡支線	曹陽蔡湯舖	三	同	右	荆沙支線	荆門沙洋	六	荆門—沙洋	六	同
棗吳支線	棗陽吳家店	四	同	右	應坪支線	應山馬坪	四	應山—馬坪	四	未興
治黃支線	大冶黃石港	三	同	右	應廣支線	應山廣水	六	應山—廣水	六	同
武金支線	武昌金口	三	同	右	桃花支線	桃花店峯山店	三	桃花店—峯山店	三	土路通車
武豹支線	武昌豹子澗	三	同	右	黃占支線	黃安占店	三	黃安—占店	三	同
倉水支線	倉子埠密頭	七	土路通車	右	潛沙支線	潛江沙店	三	潛江—沙店	三	同
葛沙支線	葛店沙廟	六	土路通車	右						

左謙支線	左家港謙家磯	一	九	未興	洛韶幹線	公安(省界)澧常德	六	公安—常德	六	土路通車
金油支線	金口油坊嶺	三	建築	中	益陽支線	益陽寧鄉長沙湘潭	八	益陽—寧鄉	八	土路通車
倉靠支線	倉子埠靠山埠	四	未興	築	衡陽支線	衡陽來陽縣宜章	六	衡陽—來陽	六	土路通車
武鄉支線	武昌青菱湖鄉家店	三	建築	中	閩湘幹線	桂東(省界)資興郴	九	桂東—資興	九	未興
武青支線	武昌青山	六	土路通車	右	沙洞支線	沙洞	四	沙洞	四	未興
沙青支線	沙廟青山	三	土路通車	右	新黃支線	黃華高橋豐江平江	一	黃華—高橋	一	土路通車
吳士支線	吳家橋士橋	八	土路通車	右	常西支線	常德桃源太平舖	三	常德—桃源	三	土路通車
武南支線	武昌南湖	四	土路通車	右	鄉沅支線	湘鄉新化淑浦沅陵	四	湘鄉—新化	四	未興
鍾沙支線	鍾祥沙洋	六	土路通車	右	瀏沅支線	瀏陽醴陵茶陵醴縣	四	瀏陽—醴陵	四	未興

湖南省
路面通車 一、七〇二
土路通車 三、七〇二
建築中 五、六二二
未 六、六一六
計 八、一一四哩

路名	起訖及經過地點	全長	各段起訖	里程	狀況
滬桂幹線	界化壩(省界)茶陵	四三	界化壩—黃砂舖	五	土路通車
京黔幹線	上栗市(省界)瀏陽	八二	上栗市—桃花坪	五	土路通車
	永安市長沙湘潭湘鄉		永安市—長沙	五	土路通車
	芷江(省界)沅江		芷江—沅江	五	未興
	沅江(省界)常德		沅江—常德	五	未興
	常德(省界)益陽		常德—益陽	五	未興
	益陽(省界)衡陽		益陽—衡陽	五	未興
	衡陽(省界)郴州		衡陽—郴州	五	未興
	郴州(省界)桂林		郴州—桂林	五	未興
	桂林(省界)柳州		桂林—柳州	五	未興
	柳州(省界)梧州		柳州—梧州	五	未興
	梧州(省界)肇慶		梧州—肇慶	五	未興
	肇慶(省界)梧州		肇慶—梧州	五	未興
	梧州(省界)柳州		梧州—柳州	五	未興
	柳州(省界)桂林		柳州—桂林	五	未興
	桂林(省界)衡陽		桂林—衡陽	五	未興
	衡陽(省界)益陽		衡陽—益陽	五	未興
	益陽(省界)常德		益陽—常德	五	未興
	常德(省界)沅江		常德—沅江	五	未興
	沅江(省界)芷江		沅江—芷江	五	未興
	芷江(省界)永安		芷江—永安	五	未興
	永安(省界)上栗		永安—上栗	五	未興
	上栗(省界)界化壩		上栗—界化壩	五	未興

京閩幹線 橋墩門(省界)福鼎 三五 橋墩門—連江 二六 未興築
 霞浦寧德羅源連江 連江—馬尾 三 路面通車
 馬尾福州 三 路面通車
 閩粵幹線 福州宏路江口莆田 五〇 福州—福州 五七 同
 福州惠安洛陽橋晉江 詔安—詔安 三三 路面通車
 江官橋水頭馬巷同安 詔安—省界 三三 路面通車
 安瀨口角尾龍溪漳 詔安—省界 三三 路面通車
 州長橋漳浦舊鎮雲 詔安—省界 三三 路面通車
 雲梅州詔安省界 詔安—省界 三三 路面通車
 閩贛幹線 州大湖古田玉山 二七 福州—建甌 二一 查未興築
 建甌建陽沙溪沙溪首 建甌—光澤 二〇 土路通車
 邵武光澤(省界) 建甌—光澤 二〇 土路通車
 閩湘幹線 明思(廈門)角尾龍 三三 明思—角尾 三〇 未興築
 溪(漳州)南靖水湖 長汀—長汀 二九 路面通車
 適中龍岩新泉朋口 長汀—古城 二九 路面通車
 河田長汀古城省界 長汀—古城 二九 路面通車
 浦龍支線 浦城龍泉(省界) 四〇 浦城—龍泉 一〇 路面通車
 南建支線 沙溪口下洋洋口順 三三 溪口—將樂 一五 建築中
 昌漢布高灘將樂溪 將樂—泰寧 三〇 未興築
 口泰寧建寧(省界) 泰寧—建寧 三〇 未興築
 建寧—省界 三〇 未興築
 △閩海區
 閩永路 溪口閩清馬鞍渡鹿 二六 溪口—金沙 三〇 路面通車
 角橋金沙蓮浦嵩口 金沙—嵩口 三〇 未興築
 (永泰)
 鹿橋路 鹿角橋四都橋頭周 一六 鹿角—四都橋頭 六 路面通車
 墩屏南古田三保谷 周墩—古田 三三 未興築
 三保—谷田 三三 未興築

楓慈路 楓亭孝慈 二七 楓亭—孝慈 二七 同 右 永洪路 永春東關鵬溪羅溪 三 永春—東關 八 同 興築
 仙畫路 仙遊雙蓮橋畫島 三三 仙遊—畫島 三三 同 右 洪瀨 鵬溪—洪瀨 七 未興築
 石埔路 石牌兜俊埔 七七 石牌兜—俊埔 七七 同 右 永德路 永春石牌德化 三 永春—德化 三 同 右 八 路面通車
 △泉永區
 泉永路 泉州洪瀨前山碼頭 七 泉州—永春 七 路面通車
 詩山永春
 泉安路 泉州青陽安海 二七 泉州—安海 二七 同 右 蓬德路 蓬湖蘇杭英山德化 三 蓬湖—德化 三 路面通車
 泉溪路 泉州溪尾古蒼安溪 三〇 泉州—安溪 三〇 同 右 德西路 德化西山 二 德化—西山 二 同 右 三 路面通車
 泉秀路 泉州法石後渚 二 泉州—後渚 二 同 右 西嵩路 西山水口嵩口 三 西山—嵩口 三 未興築
 同溪路 同安溪汀山官橋安溪 二 同安—安溪 二 同 右 南山路 南安羅溪爐內山頂 三 羅溪—山頂 三 路面通車
 南同路 南安溪尾東田同安 四 同安—同安 四 同 右 鴨杏路 鴨山沙崙杏田 六 鴨山—杏田 六 同 右
 同美路 同安賈吳社集美 一 同安—集美 一 同 右 惠田路 惠安田船 一 惠安—田船 一 同 右
 馬澳路 馬林新店澳頭 一 同安—澳頭 一 同 右 石東路 石獅東石 二 石獅—東石 二 同 右
 安湖路 安溪魁斗湖頭 六 魁斗—湖頭 六 同 右 石埔路 石獅浦內 五 石獅—浦內 五 同 右
 詩溪路 詩山魁斗安溪 二 詩山—魁斗 二 未興築
 魁斗—安溪 二 未興築
 詩陶路 詩山千金嶺陶溪 二 詩山—陶溪 二 路面通車
 美陶路 美林陶溪 二 美林—陶溪 二 同 右 雙陽路 官頭河市 二 官頭—河市 二 同 右
 溪安路 南安溪尾官橋安海 二 溪尾—安海 二 同 右 海八路 安海八尺嶺 二 安海—八尺嶺 二 同 右
 水蓮路 水頭石井蓮河 二 水頭—蓮河 二 同 右 海石路 安海東石 二 安海—東石 二 同 右
 蓮新路 蓮河新店 二 蓮河—新店 二 同 右 靈石路 石獅林石 三 石獅—林石 三 同 右

瑞溝路 瑞上雙溝	九瑞上—雙溝	九同	右	白馬路 白土山馬巷	八白土山 馬巷	八同	右
美宇路 美林大字	三美林—大字	三同	右	瀝鑾路 鑾口馬瀾	八瀾口—馬瀾	八同	右
碼陶路 碼頭陶溪	八碼頭—陶溪	八同	右	安宇路 安溪大字	九安溪—大字	九同	右
碼陶路 碼頭陶溪	九碼頭—陶溪	九同	右	仙澳路 仙苑澳江	一〇仙苑—澳江	一〇同	右
芸陶路 芸尾陶溪	八芸尾—陶溪	八同	右	廈通路 廈門美仁宮五通	二美仁宮—五通	二同	右
芸羅路 芸尾羅溪	七芸尾—羅溪	七同	右	廈高路 廈門高崎	六廈門—高崎	六同	右
洪南路 洪瀨南廳	八洪瀨—南廳	八同	右	永洋路 永春洋上	六永春—洋上	六同	右
洪羅路 洪瀨仁宅大羅溪	八洪瀨—仁宅	八同	右	洋四路 洋上四班	六洋上—四班	六同	右
洪前路 洪瀨前寮	八洪瀨—前寮	八同	右	洋湖路 洋上湖洋	三洋上—湖洋	三同	右
爐羅路 爐內大羅溪	五爐內—大羅溪	五同	中	小達路 小山谷達埔	七小山谷—達埔	七同	右
官東路 安海官海東田湯井	五官橋—湯井	五同	中	達五路 達埔五斗	三達埔—五斗	三同	右
安黃路 安海內坑官橋黃山	一七安海—黃山	一七同	中	錦五路 錦斗五斗	一五錦斗—五斗	一五同	中
東榕路 東田榕橋(娘媽橋)	一四東田—榕橋	一四同	右	五劇路 五里鎮(東嶺)劇頭埔	六五里鎮—劇頭埔	六同	中
盈文路 大盈文斗店	三三大盈—文斗店	三三同	中	赤湧路 赤水湧	一〇赤水—湧	一〇同	中
英東路 英內(內部)東田	三三英內—東田	三三同	中	惠崇路 惠安崇武	四惠安—崇武	四同	中
玉英路 安溪王田(古蒼)英內	八古蒼—英內	八同	中	永大路 永安大田	四永安—大田	四同	中
霞榕路 大霞尾榕橋	二大霞尾—榕橋	二同	中	安華路 安溪 橋西坪華安	空官橋—西坪	空同	中
同蓮路 同安蓮花山	三同安—蓮花山	三同	右	良村—華安	良村—華安	良同	中
同界路 同安(大路尾)大界尾	一四同安—大路尾	一四同	右	長巖路 長泰巖溪	四長泰—巖溪	四同	中
同東路 同安東頭埔	八同安—東頭埔	八同	右	嵩角路 嵩嶼角尾	三嵩嶼—角尾	三同	右

文松路 文殊松板橋	六文殊—松板橋	六同	右	東后路 東山后林	一三東山 后林	一三同	右
美洪路 美林洪瀨前山	二〇美林—前山	二〇同	右	烏內路 烏石亭蕉溪潭口內汰	三烏石亭—蕉溪潭口	三同	右
靖和路 南靖山城小坪嶺大	九南靖—小坪嶺	九同	中	海浦路 海澄浦碧	八海澄—浦碧	八同	右
協關平路	大協關—平和	大協關	中	沙金路 沙縣尤溪金沙	九沙縣—金沙	九同	右
浦和路 漳浦象牙莊南勝雙	五漳浦—象牙莊	五同	中	寧徐路 寧化清流嵩溪明溪	一七寧化—徐坊	一七同	右
泰角路 長泰角尾	三三長泰—角尾	三三同	中	建長路 建寧安遠寧化彭坊	一五建寧—長汀	一五同	右
漳浮路 漳州石碼海澄浮宮	三漳州—浮宮	三同	右	永武路 永定蜂市上杭中田	二〇蜂市—武平	二〇同	右
巖沙路 龍巖白沙	三龍巖—雁石	三同	中	邵泰路 邵武大阜崗泰寧	天邵武—大阜崗	天同	中
巖坎路 龍巖坎市	三雁石—白沙	三同	中	武鮮路 武平鮮水	三武平—鮮水	三同	中
漳南路 漳平南洋	一七漳平—南洋	一七同	中	崇建路 崇安省界崇安興田	九崇安—省界	九同	中
南白路 南洋白沙	三南洋—白沙	三同	右	雲南省 計(全長六、二四一哩)	一、三六八哩	一、三六八哩	中
長淨路 長橋溪仔社官淨	一七長橋—官淨	一七同	中	滇西幹線 昆明安寧羅次	一〇〇昆明—安寧	一〇〇同	中
浮佛路 浮宮白水營佛曼	二浮宮—白水營	二同	中	楚雄鎮南姚安祥雲	六〇祥雲—姚安	六〇同	中
龍長路 龍溪圩長橋	七龍溪—長橋	七同	中	滇東幹線 昆明嵩明楊林尋甸	三三〇昆明—嵩明	三三〇同	中
宏程路 宏仁廟程溪	一七宏仁—廟程溪	一七同	右	馬龍曲靖甯益平彝	三三〇昆明—尋甸	三三〇同	中
漳烏路 漳州烏石亭	九漳州—烏石亭	九同	右				
巖土路 龍巖后門前山白土	三龍巖—白土	三同	右				
烏天路 烏石亭天保	九烏石亭—天保	九同	右				
漳佛路 漳浦舊鎮佛曼	三漳浦—佛曼	三同	右				

滇東北幹	嵩明羊街尋甸功山	八五	嵩明—功山	一五已	成	清畢線	清鎮、黔西、大定、畢節	約五〇	建築中	
線	會澤魯田昭通	七〇	功山—昭通	七〇未	成	都三線	都勻、麻江、八寨、三合、柳接水	約二〇	建築中	
滇南開創	開遠文山富山剝隘	六五	開遠—文山	六六未	成	陸下線	陸家橋、麻江、城山、至麻屬之	約六	建築中	
幹線	文山—剝隘	五六	文山—剝隘	五六未	成	廣東省	計四、一〇九哩			
第一二分區	昆明呈貢晉寧昆陽	七五	昆明—晉寧	二四已	成	路線名稱	起訖及經過地點	全長	狀	
區線	玉溪河西	六六	晉寧—河西	六六未	成	東路第一	由廣州市起，東經增城、博羅、四九〇	廣州至潮安通車		
第三分區線	嵩明—宜良	三五	嵩明—宜良	已開工		幹線	惠州、海豐、陸豐、惠來、晉寧、揭陽	潮安饒平、和平縣境		
第四分區線	安寧—祿勸	一〇〇	安寧—祿勸	已開工		東路第二	由增城經河縣、龍川、五華、興	三九〇	增城至梅縣松口	
第五分區線	省城至雲益歸滇東路	已通車				幹線	寧、梅縣至大埔城			
第六分區線	宜良—曲靖	三〇〇	宜良—曲靖	已勘測		東路第三	由揭陽經豐順、興寧、至平遠	二八二	全路通車	
第七分區線	文山—麻栗坡	已勘測				幹線	安黃公路	由潮安經樟村、至黃岡	四三	樟村至黃岡通車
第八分區線	寧洱—磨黑	六已				和定公路	和平至江西定南	三三	全路通車	
省垣公路	寧洱—磨黑	六已				惠和忠河	由和平經忠信、至燈塔、與河一	六〇	同	
貴州省	既通車	一、三三〇	計二、一三〇哩			公路	源已成之公路接			
建築中	八〇〇					惠紫五安	由惠州經紫金、安流、至五華縣	二六	同	
路線名稱	起訖及經過地點	全長	狀	況		河三公路	城止、又由安流分支至河婆			
貴甘線(東路)	貴陽、龍里、貴定、平越、甘把哨	約三〇	已	成		南韶公路	由曲江經始興、至南雄	一五	同	
貴荔線(南路)	貴陽起經貴甘線之甘把哨、再南下過麻江、都勻、獨山、至荔波與廣西省邊線接	約三〇	已	成		韶坪公路	由九峯城至湖南省界	八	西段未通車	
貴黃線(西路)	貴陽起經清鎮、平坝、安順、至鎮寧之黃果樹	約二七	已	成		豺皮公路	由翁源之龍城、至江西之南慶	三	全路通車	
貴桐線(北路)	貴陽三橋起經修文、息烽、遵義、至桐梓	約四〇	除烏江橋外已成			定龍慶公	由江西省定南、經龍南、至虔南	八	全路通車	

廣南公路	由石圍塘經五眼橋至佛山	二	未通車			英翁連公	英德至翁源之利童段	七	翁源以下通車
禪炭公路	由佛山敦厚鄉至炭步墟接三花路	三	全路通車			南順公路	大良至中山段	三	未通車
樵北公路	由南海第八區西樵山麓至橫江墟	二	同	右		三四及四	三水至四會段	二	廣寧至石澗通車
南路第一	由廣州市起經南海、鶴山、開平、恩平、陽江、電白、化縣、廉江、合浦、欽縣、防城	三	同	右		寧公路	廣寧至石澗段	四	廣寧至石澗通車
合靈公路	由合浦至靈山	一	同	右		三高高德	一、三水之廣利經高要至雲流段	四	廣利至高要
羅信公路	由羅定至信宜	一	東段及西段通車			及德封公	二、高良經官城至德慶段	一	官城至德慶
瓊崖環海	環海各縣聯成	六	通車約三分之一			路	三、封川縣段	二	官城至德慶
興豐公路	洋水段幹支二線	三	全路通車			要明鶴開	除高明至古勞一小段外大致完成	三	完成之小段已通車
四川省公路	全長四、八六八哩	既成三、〇九六哩				台公路			

〔附註〕上表大抵爲省道及主要線，縣道未盡列入。

〔東路〕	路名	起點	及經過地點	全長	狀	備	考
幹線	成渝線	由成都東門起，經龍泉驛、簡陽、石橋、球溪河、水南鎮、資陽、內江、犍木鎮、隆昌、榮昌、永川、璧山、巴縣、江北、鄰水、梁山、大竹、而至萬縣	一、三六七九哩	成渝段六三九哩、萬縣至分水嶺段五二哩、已築成通車			
支線	渝綦路	由巴縣南岸起，經綦江縣屬與貴州省接	一、六一	綦江至趕水場一段、已由工兵築成、但未通車			
支線	瀘銅路	由瀘南至銅梁	三、三	已築成通車			
支線	銅大路	由銅梁至大足	六、六	已築成、但無火車行駛			
支線	銅璧路	由銅梁經河邊場至璧山	三、三	銅梁至河邊一段已通車、全線路基、大部完成、已試車一次			

〔南路〕

線 由成都南門起、經雙流、舊縣、彭山、眉山、忠溪鎮、夾江而至樂山。
 支 雙流經新津、邛崃、名山而至雅安、興康省接。
 支 雙流至崇慶。
 支 新津路由新津至浙江。
 支 井富路由富順經鄧井關、自流井而至貢井。
 支 富瀘路由富順至瀘縣。
 支 犍濟路犍爲縣治至屬場濟水溪。

〔西路〕

線 由成都西門起、經郫、灌、汶川、茂、以達松潘。
 支 成溫路 成都至溫江。
 支 成彭路 由成都經新繁至彭縣。

〔北路〕

線 由成、北門起、經新都、廣漢、德陽、羅江、綿陽、梓潼、劍閣、昭化以至廣元、興陝甘接。
 支 成瀘路 在新都前十里之唐家寺分路經金堂趙家渡中江而至瀘川。
 支 漢什路 由廣漢至什邡。
 支 綿安路 由綿陽經新店花街等場而達安縣。
 支 綿江路 由綿陽經龍門場、彰明、中壩而至江油。
 支 潼保路 由潼川經鹽亭、南部以達保寧(閬中)。
 支 潼遂路 由潼川經射洪、太和鎮而至遂寧。
 支 竹什路 由綿竹經河壩場而至什邡。

〔小北路〕

線 由簡陽起、經樂至、安居壩、遂寧、蓬溪、南充、岳池而達廣安。
 支 遂瀘路 由遂寧至瀘南。
 支 安安路 由安居壩至安岳縣城。

廣西省 計既成四、六八五哩

路名	起訖地點	全長	備註
邕賓路	邕寧—貴陽	一五三	柳長路 柳州—融(長安)
賓遷路	賓陽—遷江	一五三	柳武路 柳州—武宣
遷柳路	遷江—柳州	一七三	荔平路 荔浦—平樂
榴荔路	榴江—荔浦	一八	平鍾路 平樂—鍾山
荔桂路	荔浦—桂林	一八	鍾富路 鍾山—富川
桂永路	桂林—永福	一三	望八路 鍾山望高—賀(八步)
桂全路	桂林—全縣	一五	八賀路 賀(八步)—賀(縣城)
全黃路	全縣—黃沙河	三	八公路 賀(八步)—賀(公會)
邕武路	邕寧—武鳴	六	賓貴路 賓陽—貴縣
大宜路	忻城大塘—宜山(慶遠)	五	貴興路 貴縣—興業
宜河路	宜山—河池	一七	興鬱路 興業—鬱林
丹池路	河池車河圩—南丹(六寨)	一六	鬱北路 鬱林—北流
車大路	河池車河圩—南丹(大廠圩)	九	北容路 北流—容縣
			容蒼路 容縣—蒼梧(戎圩)
			容武路 容縣—平南(武林)
			大山路 蒼梧(大灘口)—山心

周清線	周村—小清河	八七·五	八七·五
濟利線	濟南—利津	三三·六	三三·六
棗辛線	棗園—辛寨	五·八四	五·八四
濟需線	濟南—需化	三九·三五	六九·一
周博線	周村—博興	八〇·六四	一二六·七
益羊線	益都—羊角溝	二〇·九五	二〇·九五
辛廣線	辛店—廣饒	四一·四七	四一·四七
濟城線	濟寧—武城	一五·六六	一五·六六
濟濟線	濟寧—濟南	九三·一六	九三·一六
濟歷線	濟寧—濟南	二五·三三	二五·三三
濟荷線	濟寧—荷澤	一八·三四	五七·六〇

河北省 計既成二、〇三七哩

平津路	北平朝陽門外大柵莊起經通縣、馬頭、安平、河西務、蔡村、楊村至天津漢溝	一〇四	全長
平古路	北平安定門外立水橋起經高麗營、懷柔、密雲、穆家谷、石匣至古北口	一四	全長
立湯路	北平安定門外立水橋起經平房、馬坊至湯山	一七	全長
湯山路	北平西直門外西北旺起經沙河至湯山	三五	全長
門頭溝路	北平阜城門外小黃村起經磨石口、洋灰橋、門頭溝、至峯口巷	三	全長

北安路	北平西直門外西北旺起經溫泉至北安河	一七	全長
南苑路	北平永定門外大柵門起至營市街	六	全長
明陵路	湯山路經過之沙河分路起經昌平至明陵	六	全長
平榆路	平榆路經過之通縣八里橋起經三河、邦均、玉田、豐潤、榛子鎮、盧龍、撫寧、至臨榆縣	三八	全長
邦均路	邦均鎮起經通縣至豐化	六	全長
豐唐路	豐潤至唐山	六	全長
津喜路	天津起經大畢鎮、林亭鎮、玉田、遵化、至喜峯口	二五	全長
通夏路	通縣起經夏墊至寶坻	四〇	全長
樂昌路	樂亭至昌黎	四	全長
灤樂路	灤縣至樂亭	四	全長
灤併路	灤縣至併城	四	全長
唐豐路	唐山至東豐台	三	全長
津漢路	天津至漢溝	三	全長
大郡路	大名起經魏城、成安、至邯鄲	八	全長
邯武路	邯鄲起經孟村、大河坡、李家莊、至河南武安	一六	全長
津保路	天津起經靜海、馬廠、大城、任邱、高陽、至保定	三三	全長
津沽路	天津至西大沽	五九	全長

津滄路	津保路經過之馬廠分路起經馬廠、青縣、興濟至滄縣	六九	全長
任河路	任邱起經石門橋、至河間	四〇	全長
津白路	天津起經韓家墅、王慶佐、信安、霸縣、各岡至白溝河	一三四	全長
保安路	保定起經張登鎮、溫仁流村、至安國	六九	全長
蘆涿路	蘆溝橋起經良鄉、琉璃河、至涿縣	五六	全長

山西省 計既成二、〇六〇哩

太風南縱幹線	太原—永濟縣風陵渡	六七四·〇〇	全長
大同北縱幹線	太原—大同	三六九·〇〇	全長
白晉南縱幹線	祁縣—白圭鎮—晉城縣	三四八·〇〇	全長
孟洪東縱幹線	平定—遼縣	一一一·〇〇	全長
太軍西橫幹線	太原—離石軍渡	二八八·〇〇	全長
河清南橫幹線	河津縣—曲沃候馬鎮	一〇四·〇〇	全長
忻合支路	忻縣—五台縣河邊村	五二·〇〇	全長
代廣支路	代縣—繁峙縣太營鎮	五八·〇〇	全長

陝西省 計二、五九四哩

西漢路	西安—寶雞	一七〇	全長
西寶線	寶雞—漢中	二五〇	全長
西朝路	西安—朝邑	二三六	全長
西荆路	西安—紫荊關	約三〇〇	全長
咸榆路	咸陽—榆林	約七〇〇	全長
漢白路	漢中—白河	約三〇〇	全長
西原路	西安—三原	五二	全長
原交路	三原—交口鎮	四三	全長
原耀路	三原—耀縣	四六	全長
潼朝路	潼關—朝邑	三五	全長
西午路	西安—子午鎮	二九	全長

察哈爾省	計	三、六三二哩	全長	狀况	二九	同	右
西南路	西安—南五台		一、三三三	紙通二連			
張家口—庫倫			六〇一				
張家口—白陵廟			二七七				
張家口—貝子廟			六〇一				
張家口—北平			一七七				
宣化—蔚縣			一〇二	洋河未築			
萬全(張家口)—張北			五二				
懷來—延慶劉斌堡			五七				
宣化—沽源			一八四				
懷來—蔚縣			一二七				
張家口—懷安縣			六九				
張家口—柴溝堡			五二				

全國各省市自動車々輛數表

(廿三年八月全國經濟委員會報告)

省名及地名	普通自動車	公共自動車	運貨自動車	機器	共計
江蘇省	三一七	七九	二一八	三一	六五五

省名	普通自動車	公共自動車	運貨自動車	機器	共計
浙江省	六〇〇	三〇七	一三一	二七一	一、〇六五
安徽省	一一	五九	三五	二	一〇七
江西省	四九	一七八	三三	二六三	三二八
湖北省	四	二九〇	三〇	四	三八
漢口	五七三	一二三	一三八	二四	八五八
四川省	五五九	一三三	一三八	二〇	七九四
重慶	一四	一二三	一	四	四
雲南省	一四〇	六〇	一二	四	一八
貴州省	一四	四一	二	四	一八
福建省	一四四	五九五	四四	一三	七九六
廈門及附近	六三	三五四	三四	三	四一〇
福州及附近	八一	二四一	一〇	〇	一〇
廣東省	二、九四一	七八二	二九一	一八一	四、一九五
廣州市	九八五	二〇八	一〇二	九六	一、三九〇
瓊州島	四五三	四七	一七八	二	六三二
廣西	一、五〇三	五二七	一一	八三	二、〇四三
山東省	一四〇	一二二	一一	一一	二七三

水路

中國航業合作方案全文(民國廿四年一月)

支那運輸業の統一合作を實現するため國民政府は航業合作社を組織することになり、交通部から、民國廿四年一月その具體方案全部が公布された、これが實現するならば、廿三年度から實行されつゝある水陸運輸連絡と共に、外國汽船會社に對しても大脅威とならう、全文は次の通りである。

第一條 中國航業合作社を設けて航業合作事業を主持す

第二條 凡そ國籍汽船公司は國營民營を論ぜず均しく合作社々員たることを得、その汽船、埠頭、棧橋を以て合作に加入し貸借賃を一律に規定し合作社が之を貸賃利用す

第三條 合作汽船に對しては合作社より政府に申請して便利を圖る

第四條 合作汽船は左記各項義務を有す

イ、合作社決議及び一切の章則遵守

ロ、合作社の費用負擔

第五條 合作汽船會社にして義務を履行せざる場合は合作社が停給を以て一部或ひは全部の貸借賃の處分をなす

省名	普通自動車	公共自動車	運貨自動車	機器	共計
濟南	二〇四	二七六	一九	八	二〇
青島	六五九	一一二	一八五	一一五	一、〇〇一
其他	五四	一一二	五五	二一	一、〇〇一
河北省	三、六二三	三〇七	一五九	一六九	四、二五八
北平	一、八〇八	八七	三九	四七	二、〇〇二
天津	一、六七五	七〇	七五	一一〇	二、〇〇二
其他	一四〇	一五〇	四五	二	三〇七
河南省	七〇	一八五	九〇	二	四八七
山西省	九五	二六八	一二二	二	一七二
陝西省	二四	八七	五六	五	一七二
察哈爾省	一〇	六	五〇	六六	一三二
甘肅省	七	一八	一八	四三	一〇〇
青海省	五	五	一	一〇	二〇
綏遠省	四	一〇	三〇	四四	八八
寧夏省	一	四	一	四	一〇
蒙古省	二〇〇	一八〇	一	二、〇〇〇	二、〇〇〇
新疆省	一〇	一〇	一	六〇	八〇
南京市	一、〇二七	七五	二〇七	一、三七四	二、〇〇一
上海市	三、〇六四	三〇三	三、七〇七	九六五	一七、〇三九
廣州市	八四	三一	四	一、二〇〇	一、二〇〇
澳門	二、八一	八七	四九	三〇	三、〇〇〇
香港	二、八〇一	一七三	七四六	三六五	四、〇八五

第六條 合作社は理事會を設く、理事は十一名となし國營社側より五名、民營社側より六名を推舉し之に充つ。

第七條 理事會は合作社の最高機關となし船隻配分、航路保障、需給調節、紛糾調停、及び其の他合作事項の進行を以て任務とす。

第八條 理事會の下に各項の組織をなすを得、營業方面に關しては聯合營業處三處を暫次設立す、その名稱及び範圍は左の如し。

イ、長江汽船營業處 凡そ長江上中下流航行及び上海波濤線定期船は均しく之に隸屬す。

ロ、沿岸海洋船聯合營業處 凡そ南北洋各港の定期船と不定期船及び長江航行の不定期船はすべて之に隸屬す。

ハ、内港船聯合營業處 凡そ非通商港岸各港の定期船は均しく隸屬す。

以上各聯合營業處は以下すべて聯營處と略稱す。

第九條 各聯營處は業務委員會を設く、其の委員は理事會が各該聯營處の社員代表中より之を撰擇して派す、人員規定は左の如し。

イ、長江聯營處三名

ロ、沿岸聯營處十一名

ハ、内港聯營處七名

第十條 各聯營處業務委員會は理事會の命を受けて營業に關し責任を持つて管理し一切の事務を處理す。

第十一條 各聯營處は各經理、副經理を設く、業務委員會が理事會に申請し之を聘任す。

第十二條 理事任期は三年とす、引續き推選を受けて繼續して任命せられるを得、理事は無給職となす、但し車馬費は之を斟酌支給する得。

第十三條 理事會理事は任期内に缺員を生じたる際は國營社員に屬するものは其の自ら改派を行ひ民營社員に屬するものは當選次數のものが之れを襲ふ。

第十四條 合作社各項辦事規定章は理事會が之を設定す。

第十五條 各聯營處各項規定章は業務委員會がその草案を作製したる後理事會が批准して施行す。

第十六條 合作社及び各聯營處の職員は各公司原有人員より適任者を選んで之を用ふ。

第十七條 理事會は常務理事三名を互選す、會議の際は順番主席となす、業務委員會會議の主席は臨時に之を互推す。

第十八條 理事會及び業務委員會の決議は過半数の出席及び出席人數の三分の二の同意を以て之を行ふ。

第十九條 合作社は毎年社員定期大會一回を舉行す、必要ある場合は臨時會を召集す、其の主席は常務理事之を充任す

第二十條 合作社及び各聯營處の金錢出納保管は理事會銀行を指定して責任處理す。

第二十一條 各船の貸借賃は理事會が別に専門家に請ふて各船の船客、積載容積、貨物量の實際積載量、吃水速力率、船齡、船値等の各項を考慮して評價表を作製し理事會に報告協議して之を定む。

第二十二條 各埠頭棧橋貸借賃は理事會が別に専門家に請ふて各埠頭棧橋の地點設備容量價值等を評價して作製し理事會に報告して協議し之を定む。

第二十三條 合作汽船、埠頭棧橋は共同利害を以て原則となすその損益は貸借賃を以て本位となし比例して之を享受乃至は負擔す。

第二十四條 合作社は毎年七月一日より次年六月末までを會計年度となす。

第二十五條 合作社決濟は會計年度に照して報告する外毎月、毎六月に各決濟一回とす。

第二十六條 合作社収入は一切の支拂ひの後若し純益ありたる場合は作づ公積金に繰入れ再び配當を行ふ、其の辦法は別に之を定む。

第二十七條 合作汽船にして營業上の關係により過剩状態を發生せる時は合作社は經濟原則に根據して貸借賃の支給を抛

棄停止す、但し停止期間が三月を越ゆる時は理事會が別に辦法を定めて之を辦理す。

第二十八條 合作汽船にして事に因り或は毀壞或は新船に更改する時は理事會に報告して後該社員が補充を購入建造するを得その貸借賃は別に之を定む。

第二十九條 合作社員にして合作汽船を賣却せんと欲する時は須らく合作社と賣渡交渉をなし合作社の公有となすべし。

第三十條 合作期間内に若し船隻を増配し或は埠頭棧橋建造の必要ある時は合作社が之を増配或は建造して合作社の公有となす。

第三十一條 合作社及び各聯營處は各港に分社或は分處或は代理處を設立するを得。

第三十二條 汽船埠頭棧橋の合作加入後はその第一ヶ月の貸借賃は合作社の辦理開始經費及び準備金となす。

第三十三條 合作社は消費合作、金融事業及び國際航路開始を創始するを得。

第三十四條 本方案は交通部に奉呈しその批准の日より實行す

(以上)

招商局の増船計畫

國民政府招商局は曩に平漢鐵道局と水陸聯運運輸を計畫し

既に運賃及び聯運細則等を決定したが、此の度三北、寧紹兩汽船會社の要求を容れ、右二社をも連絡運輸に参加させることとなり、細則の改訂を見た。又一方鐵道部の提議に依り三北、寧紹兩會社と聯運辦事處を設ける件に就いて商議したる結果、近々中に成立を見るに至る筈である。之と同時に平漢鐵道の水陸連絡運輸も、愈々近く開始されるであらうと華字紙は左の如く報道してゐる。

去る九月二十八日の全國水利委員會々議のため南京に落合つた宋子文、孔祥熙の兩氏は招商局の増船計畫に就き、重要會談を遂げたと言はれてゐるが、仄聞する所によれば、南京政府は英國と協同にて双方から委員四名づゝを選出して合同委員會を組織せしめ、さし當り平漢、隴海の鐵道を繋ぐべき汽船八隻(内河航行船四隻、海洋船四隻)の建造に着手せしむることとなつたと言はれてゐるが、海洋船四隻は既に英國より新造船の購入をなすに決定してをる。

全國主要造船廠表

廠名	地址	合興機器輪船廠	唐永興機器輪船廠	孫順昌船廠	陳復昌機器輪船廠	順昌機器輪船廠	鴻昌機器輪船廠	三北輪船廠	大中華機器輪船廠	遠大鐵工廠	一新機器輪船廠	森記機器輪船廠	徐順興機器輪船廠	吳順興機器輪船廠	全昌機器輪船廠	華泰機器輪船廠	恆昌祥機器輪船廠	南洋機器輪船廠	恆茂機器輪船廠	匯昌機器輪船廠	明錫機器輪船廠	海軍馬尾造船所	
海軍部江南造船所	上海																						
內河招商局機器輪船廠	上海																						
公茂船廠	上海																						
	福州																						

廠名	廠址
海軍廈門造船所	廈門
廣南造船所	番禺
平安機器輪船廠	上海
協同和機器公司	廣州
東方鐵廠	上海
求新廠	上海
外 商	
耶松老船廠	上海
瑞鎔造船廠	上海

上海各大船廠建造の船舶一覽表

(民國廿三年三月調)

廠別	艘數	噸數	指示馬力
江南造船廠	二五	四五四五	七一四四
瑞鎔造船廠	五	二二二	三六
耶松船廠	四	一五六三	
求新機器廠	一	一六〇	
共計	三五	六四八〇	七一八〇

沿岸各港間の距離 (單位哩)

地名	上海よりの哩數
中國北部海岸	

內河通航里程 (單位哩) (民國十七年交通部統計)

河流名稱	大汽船通航里程	淺水汽船通航里程	小汽船通航里程	航船通航里程	民船通航里程	總計
青島						四〇〇
威海衛						四八〇
煙臺						五二〇
天津						七三〇
中國南部海岸						一三六
寧波						三四四
溫州						四四〇
福州						六〇〇
廈門						七三〇
汕頭						八五〇
香港						一、〇八三
廣州						
長江	一、八四八	六〇九	二、七六四	二、七五五	二、七五五	一六、九七六
珠江	一、六三三	三〇九	七八四	二、〇〇三	一、二七三	四、四七五
淮河	六		三三		一、六〇六	二、〇一八
黃河					一、九二八	一、九二八
運河					九〇四	一、三六五
准河					四七八	一、三五五

閩江 三
錢塘江 三
甌江 三
瓊江 三
小清河 三
甬紹運河 三
甬運河 三
靈江 三
甬江 三
晉江 三

全國航路標識

種類
燈臺及燈號
燈船
浮標
標桿
共計

八五五 一、〇六四
七三六 八四七
五三四 五三四
三三〇 三三一
二六三 三〇五
二七六 三九二
四 三三
一八五 一八五
一八五 一八五
一六九 一六九
八八 八八
六 六
二七五 二七五
數目

一、〇三一
四九三
一六九
八八
六

日清、大阪、大連各社の所有汽船

船名	總噸數	淨噸數	航路
鳳陽丸	三、九七七	二、八〇一	上海—漢口
洛陽丸	四、五〇〇	二、六九七	同
南陽丸	三、三一〇	一、九六八	同
襄陽丸	三、三〇三	一、九八四	同
瑞陽丸	三、〇七八	二、四一七	同
大貞丸	二、四二一	一、三六九	同
岳陽丸	三、二九八	一、九五六	同
信陽丸	一、六九七	一、三一三	漢口—宜昌
當陽丸	一、五七四	三、〇八一	同
湘江丸	九三五	五七九	漢口—長沙
武陵丸	一、四五八	九〇四	同
沅江丸	八七五	四九五	漢口—長沙
嘉陵丸	三六六	一九八	同
長陽丸	一、〇三三	五六八	宜昌—重慶
涪陵丸	六二一	三四九	同
宜陽丸	九四三	五一五	同
雲陽丸	一、〇三八	五九五	同

三九、〇五五總噸
二四、五七七淨噸

唐山丸 二、〇八九
嵩山丸 二、五二九

大阪商船會社

上海—天津 一、二八五
沿海各口岸 一、五〇三

一進丸 九九三
益進丸 八四一
鞍山丸 二、三三七
博進丸 一、八二七
遼河丸 七〇四
崧山丸 一、五八八

外商在華汽船會社(廿三年十月鐵道部調査)

大連丸 三、七四八
奉天丸 二、〇二二
長春丸 二、一八三
萬達丸 二、二二二
老虎丸 二、〇一一
撫順丸 二、六六〇
長平丸 九五八
天津丸 一、二六〇
天湖丸 七五一
濟通丸 六一〇
龍平丸 七二四

大連汽船會社

上海—大連 二、〇二二
航路 二、〇二二
同 二、一八三
同 二、二二二
同 二、〇一一
同 二、六六〇
上海—天津 九五八
同 一、二六〇
大連—天津 七五一
同 六一〇
大連—龍口 四二九

太古輪船公司 六五
怡和輪船公司 三四
詳泰木行輪船部 二
亞細亞火油公司 九
賽賜洋行 八
開匯礦務局 二〇
匯德豐洋行 二
其 二八
日清汽船會社 一九
大阪商船會社 三
大連汽船會社 一七
三井洋行 二
昭和汽船會社 二

國別 公司名稱

八四一 上海—大連
五五九 同
二、三三七 同
一、八二七 同
七〇四 同
一、五八八 上海—營口

山下汽船會社	四	八、五八二
其他	六	四、五四八
捷江公司	一〇	四、二二〇
美孚洋行	三	一、二三一
德士古洋行	一	九〇四
義華公司	三	一、三二二
中寧公司	一	八五三
葡國	一	五二四
丁抹	四	七、〇五〇
法西	三	二、二七四
智利	一	二八四
諾威	一	三三、六五五
和蘭	二	五、五三四

航空路

列國の航空機賣込激化

支那の飛行機商取引は、一九一九年國民政府が國內の航空網完備計畫をなし、歐洲大戰による列國の過剰飛行機の一部購入をなしてより、漸く始まつたものであるが、最近に於け

る斯界の活況は周知の事實で、海關統計に據りこの活況振りを示すと左の如くで、民國二十三年は多少減退してゐるが然し上海のみは激増である。即ち毎年の平均を見ると二十一年は一二二、七二一金單位の輸入であるが二十二年は四九〇、二五七金單位へ激増、然し二十三年は九月迄四〇六、三四七と減少してゐる。(單位金單位)

△全年輸入額比較

民國廿一年	一、八六三、四一四
同二十二年	六、〇八〇、六四八
同二十三年(一―九月)	三、六五七、一二六

△九ヶ月間の輸入額比較

民國廿一年	一、一〇四、四九一
同二十二年	四、四一二、三一九
同二十三年	三、六五七、一二六

更に支那各港別の輸入状態を見ると、上海が壓倒的多數を占めて激増してゐるが、北支の著減に對して廣東方面の輸入の増加せることは、興味あるものとし見るべきであらう。

(單位金單位)

上海	民國廿一年度	三、九六〇、〇八四
龍	民國廿二年度	一七二、〇二〇

梧州	六、六五二	一七二、〇二〇
廣東	四八、一〇〇	九〇、九四三
威海衛	四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
天津	二〇八、九五六	一四、一四八

因みに二十三年九ヶ月間の上海輸入は二十二年の二、七五九、三四九金單位に對して三、一四八、五七一と再び激増してゐる。而して更に供給國を一瞥すると左の通りである。

(單位金單位)

民國廿一年九ヶ月	三、一八九、一三三	民國廿三年九ヶ月	二、八〇七、一〇六
合衆國	三六、七六九	佛國	三六〇、四八六
佛國	一九三、〇〇一	英國	二五三、六九二
伊太利	—	獨逸	二〇二、一三〇
獨逸	一七六、五二九	民國廿二年の一ヶ月	五八、九七三
合衆國	—	佛國	四、五九四、五四四
佛國	—	英國	三六、七六九
英國	—	伊太利	二一七、五五三
伊太利	—	獨逸	八一六、九五六
獨逸	—	民國廿二年の一ヶ月	四一四、八九五

品は二十三年に入り可なりの減退を示し、獨逸も又激減を演じてゐる。二十二年に於て伊太利は第二位であつたが二十三年は四位となり英國は四位から三位、佛國は十倍近くの奔増で一躍第二位に据るといつた活況振りである。これ等の統計に現はれてゐる通り支那航空熱の白熱化と共に各國品の賣り込みは頗る熾烈で、最近上海某所着の情報に依れば、伊太利は支那向け飛行機及び附屬品を大々的に賣込まんと計畫を立てゝゐる。即ち伊太利の四大製造會社ファイアット・プレタ・カプロニ及びノース・イタリー・ハイドロブレン等の諸會社がミラノに資本六萬リラを以て一大シンヂケートを既に設立して支那への進出を強化することとなりたる趣にて、愈々各國の飛行機賣込競争は激化するものと豫想される。尙支那民間飛行機の輸送状態は左の如くである。

民間航空事業概観

民國十八年	乘客飛行哩數	飛行離哩	輸送乘客數	輸送郵便噸數
同二十年	五七、六三三	六六、四四一	三五四	三、九三三
同二十二年	四四五、〇三九	六〇六、九九一	二、二九六	三四、四三八
同二十三年	六三六、九〇〇	九〇一、八七三	三、〇五〇	四九、三四六

民間航空事業は列國資本主義が奥地市場開拓の爲に、次に資本輸出による莫大な利潤の爲に、半植民地中國の交通事

業開發に對して果さんとする主動的役割を代表するものである。それ故に民間航空事業も亦中國に於ける他の近代的交通組織たる鐵道、航運事業と均しく純然たる中國資本に基く獨立的地位確保は許されてゐない。

現存する中米合辦の中國航空公司、中獨合辦の歐亞航空公司は借に中國民間航空事業の主體を成すものであつて、兩公司が成立後僅々數年の歴史にも拘らず飛躍的發展を遂げつつある現況は單に中國全般の航空熱の勃興に關聯を觀るのみでなく、實に列強資本主義の躍進過程を裏書するものであることは言ふまでもない。

(一) 中國航空公司

◇中國航空公司は當初中國自營の航空公司として一九二九年春成立したものであるが、同年四月廿日當時の南京政府鐵道部孫科氏が中心となり同公司与米國の航空發展公司との間に協定成立し、組織條例第五條に據つて航空運輸及び航空郵便の契約を結び、滬漢、寧平、滬粵の三コースを發展公司に讓渡することゝなつた。この結果中國航空公司は中米合資の經營となり、表背後として従前の如く中國側の名稱を用ひるに至つた。然しその後間もなく上記發展公司是契約上の權利を同國の飛運公司に移讓せんとしたが、日本の輿論が該條約

の實施に強硬な反對を示したのに鑑み南京政府は已むなくこの契約の取消しを命じた。爾來中國側關係當局と米國資本側との間に幾度となく交渉が重ねられた結果、一九三〇年七月に至つて、兩者間に中米新航空契約が成立した。而して同公司の資本を中國貨一千萬元とし、この中五十五%を中國側が負擔、四十五%を米國側が負擔、所謂營業或は業務行政權は中國側が主管し、航空線の經營と計劃等技術工作は米國側が主管することゝなつた。一九三三年四月上記飛運公司是契約上の權利を汎アメリカ航空會社に讓渡現在に及んでゐるが、何れにするも米國資本が契約上の權利を把握して中國航空公司の一切の活動を合辦の名の下に合法化してゐることは事實である。

◇現在この公司是五航空路を有してゐる。その一は上海、漢口間滬漢線、その二は漢口、重慶間漢渝線、その三は重慶、成都間渝蓉線、その四は上海、北平間滬平線、その五は上海廣州間滬粵線である。

以上の中第一、第二、第三航空路は長江線に沿ふもので、この間上海、漢口間は距離五百八十五哩、中間航路は南京、安慶、九江の三所で毎日この間を七時間で飛行してゐる。従來は月曜は中止されてゐたが、昨年のサンマーズ・サービス以來毎日往復してゐる。料金も従前の二百弗がサンマーズ・サービスは昨年六月開始したものであるが、開始早々杭州灣で濃霧に遭つて飛行士乗客(日本人)諸君共使用機を破損した結果一時飛行中止中であつたが、去る一月六日より再開するに至つた。

以來百五十弗に減額された。漢口から重慶迄の航空行程は六百三十七哩、飛行時間は七時間一週三回の定期飛行で、中間站は沙市、宜昌、萬縣である。使用機としては時速二百五十哩二發動機六人乗のフイルサイ機四基を採用してゐるが、料金はこの航空路は四川山峽の峻を含んため最も高く三百弗である。次の重慶、成都は二百哩二時間の航空行程で、一週四回、料金は百弗を要する。結局上海から重慶迄を漢口で一泊の時間を含めて三十一時間半、約三十二時間で飛ぶことが出来、上海を午前七時に出發すると二日目の午後四時半前後成都に到着することになる。

第四の滬平線は約千哩の航空路で、途中海州、青島、天津を經由北平に至るもので週三回の飛行である。上海又は北平午前六時半出發同日午後三時半即ち約九時間を要して北平又は上海に達する。この線には始めスチムソン機を使用してゐたが、五月から十四人乗、時速二百九十哩のダグラス機を使用用滬平間の航空所要時間は約四時間半である。

第五の滬粵線は上海より南海岸沿ひに温州、福州、廈門、汕頭を経て廣州に至る約九百哩の航空路である。航空所要時間は約八時間半、毎週二回の定期で、即ち上海を毎週火曜、金曜に出發、廣州を毎週木曜、日曜に出發する。使用機は時速二百九十哩十六人乗のダグラス機二基である。元來滬粵線

の開設を實現するものゝ如くである。而して全華環狀航空路計劃に於ては本年度事業として青島、威海衛線、北平、漢口線、重慶、昆明線、昆明、梧州、廣州線の各空線を開拓し全華を包圍する環狀線を實現する豫定とされ、重慶、成都、貴陽、昆明を繋ぐ航空路の開設は三月中に實現を急ぎ、既にこの使用機たる十人乗時速百三十哩の最近式三氣筒フォード機は三月一日上海に運送されて來、すでに試験飛行を一回行つた。これが爲同公司では一月十六日無電技師を昆明、貴陽に派遣し、無電臺の裝設に着手せしめ、重慶、廣州經由に據る上海通報連絡の完成を期してゐる。又雲南飛行場は完成した。

更に以上の諸計劃と併行して同公司では康藏航空路の開拓も豫定し、これが計劃の準備を進めてゐる。この航程は先づ四川成都より西康巴安に到り、更に巴安より西藏の拉薩に達せんとするものであるが、この航程は渝昆線に比較すると地邊荒僻で、事業の進捗に多大の困難を豫想されてゐる。交通部當局では既に同公司に特令を發し、雅安、瀋定、雅江、理

化、巴安に於ける五ヶ處の無電裝設に要する籌備費として二千五百米弗を給與し、諸般の測量に着手せしめる他、西康の劉文輝軍長に飛行場の開設を電請したと言はれてゐる。

◇他方中米連絡航空路の開設は同公司數年以來の宿望とされ、その實現如何は關係列國の注目する處であるが、支那側が應諾を盡つてゐるので交渉は停頓の形である。

尙中國航空公司當局の發表に據る一九二九年より一九三四年十二月に至る營業概況を示せば次の如し。

年次	飛行總哩數	乗客飛行哩數	乗客人數	郵件斤數
一九二九	九三、一六七	一〇、八七五	三五四	三、九三三
一九三〇	五三、一九六	一、〇七、九〇二	二、六五五	一七、八九三
一九三一	七六、二〇一	九七、六三二	二、一九六	三四、四三八
一九三二	六三、八四二	一、二四七、六六五	三、一五三	五〇、八五二
一九三三	一、〇二四、九三三	一、一五一、三六四	三、〇五〇	四九、二四六
一九三四	一、三四一、七九四	二、三六五、五六七	四、五七〇	五九、〇五三

(二) 歐亞航空公司

中國航空公司に二年遅れて一九三一年歐亞航空公司は成立した。資本は五百十萬元なるも、依然として外國資本との合同になるもので、其の資本の三分の一を獨逸のルフトハザン

會社が出してゐる。中國航空公司が主として支那國內の航空連絡を目指して生れたものとしたなら、歐亞航空公司は其の名稱も示す如く歐羅巴との連絡を目的とするものであつた。當初の計畫では先づ南京柏林間を連絡する管で、途中天津、北平、滿洲里、露西亞を經由して獨逸に入る豫定のところ、此の線路は滿洲國の獨立に依り中絶されたるを以て更に甘肅、新疆を経て中央亞細亞に出で獨逸に入らんとする計畫を樹て、其の準備として一九三二年四月には上海—蘭州間の定期航路を設置するに成功した。

一九三三年には更に一步進めて新疆省首府迪化迄（上海より三千五百三十五軒）に航路を延長せんとしたが忽ち一大障礙に突當つてしまつた。之は新疆省の政治事情に依るものだが、今や殆んどソヴェット・ロシアの勢力範圍に入つてしまつた新疆省としては、此の上海—迪化連絡さへ不可能視さるゝに至り、同會社は新疆省經由の歐亞連絡計畫は拋棄したといはれてゐる。然しルフトハンザ會社としては依然柏林—上海連絡の計畫は斷念せず、目下南方迂回線即ち柏林、アデン、ポートサイド、カラチ、カルカタ、香港、上海といふ線を研究してゐるといはれる。

歐亞航空公司は目下上海—蘭州線の外に包頭—蘭州線を始め國內に約三線を有し、近き將來には尙二、三線を加へんと

してゐる。其の内容は次の通りである。

▲上海—蘭州線 一九三二年開始、上海 南京 鄭州—西安 蘭州—毎週水曜日上海より蘭州へ、毎週日曜日蘭州より上海へ飛行

▲蘭州—包頭線 一九三四年一月開始、蘭州—寧夏—包頭、毎週木曜日蘭州より包頭へ、毎週金曜日包頭より蘭州へ

▲北平—廣東線 一九三三年五月開始、北平—鄭州—漢口—長沙—廣東、毎週水曜日北平より廣東へ、毎週火、土曜日廣東より北平へ

以上三線は鄭州で連絡す、此の外に同公司としては

▲蘭州—迪化線 一、六七五軒

▲迪化—塔城線 五二五軒

等を計畫中で、新疆省の政治事情さへ許せば直に連絡出来る準備をしてゐる。

(三) 西南航空公司

廣東、廣西兩省のみの連絡を目指して廣東で計畫されたもので、廣東省城廣東から直ちに廣西省に向ひ梧州、南寧を経て廣西省を横斷、佛領印度支那境に近き龍州迄飛ぶものである。之は一九三四年秋から定期連絡の豫定であつたが、其の

後の成績は分明せない。

國際航路 支那を中心にした國際航空路は前述の歐亞航空公司の南方迂回線の豫定線以外に幾多の計畫線はあるが、まだ實施されてゐるものはない。然し計畫中に屬し近く本年中に實現の可能性があるものは、前述の米國太平洋航空會社と中國航空公司との連絡に依るハワイ、マニラ經由の南太平洋橫斷線を始めとし英國系のロンドン、シンガポール線の香港迄の延長線等がある。其の外にも尙佛蘭西系のマルセイユ、西貢線を廣東まで延長せんとする計畫、和蘭系資本に依り南洋諸島と廣東を結ばんとする線等がある。西方支那にはタシケント邊を中心に新疆省境外には露西亞の航空網は既に名稱通り網日の如く張られ、新疆省の政情如何では本年中にでも塔城、迪化は露西亞本國の航空線に結びつけられる可能性が充分にある。

附記—中國航空公司、歐亞航空公司、西南航空会社の三會社に於いてはこの程航空連絡に關する協定成立し、本月十日から各航空路の連絡運輸を開始したがこの結果中國航空網計劃は略々完成されるに至つた。右協定によれば連絡地點及び時期は次の如し。

- 一、水曜日の平粵線南行機は鄭州にて滬新線西行機と連絡す
- 二、土曜日の平粵線北行機は鄭州にて滬新線東行機と連絡す

三、水曜日及び日曜日の滬漢線西行機は漢口にて平粵線南行機と連絡す。

四、火曜日及び土曜日の滬漢線西行機は漢口にて平粵線北行機と連絡す。

五、火曜日、木曜日及び土曜日の漢渝線東行機は漢口にて滬漢線の水、金曜日の東行機と連絡す。

六、月、水、金曜日の滬漢線西行機は漢口にて漢渝線の水、土曜日の西行機と連絡す。

七、月、水、金曜日の漢渝線西行機は重慶にて渝蓉（重慶成都）線の水、金曜日の西行機と連絡す。

八、水、金曜日の渝蓉線東行機は重慶にて漢渝線の水、土曜日の東行機と連絡す。

九、火、土曜日の滬平線北行機は北平にて平粵線の水曜日南行機と連絡す。

十、火、土曜日の平粵線北上機は北平にて滬平線の水曜日の南行機と連絡す。

十一、水曜日の滬新線西行機は蘭州にて蘭包線の木曜日の東行機と連絡す。

十二、金曜日の蘭包線西行機は蘭州にて滬新線の土曜日の東行機と連絡す。

十三、水、土曜日の廣龍線東行機は廣州にて平粵線の火、土

日北行機及び滬粵線の木曜日の北行機と連絡す。

歐亞航空会社の増資決定

歐亞航空会社では豫ねて航空運輸業務の發展を企圖し、交通部との契約を改訂して現在の資本總額五百十萬元を七百五十萬元（二百四十萬元増）と増資するに決し、總株數七千五百一株一千元とし其のうち五千株を支那側二千五百株を獨逸側が受持つことになり、此の旨行政院會議に提出中であつたが八月一部の修正を経て同會議を通過、近く愈々これが具體化に着手することゝなつた。

第四編

財政

財政難倍加

民國廿四年十一月に開かれる六中全會の議題の三大項目のうちで、財政對策は、それが國內政治の萬般に影響を及ぼすものであるだけ、最も重大であるといへる。軍事費の捻出方途がつかなければいま軍事委員長蔣介石氏が縣命努力してゐる剿匪工作も、また地方土着軍の整理の如きも、案のみいかに名案であらうとも、實行不能に陥らざるを得ないからである。更に地方省政治の圓滿なる運行だとか、農村救済、目前にせまつてゐる廿四年夏の各地の水災對策等何れも財政的基礎なくしては成し難いからである。かうした基礎事業だけではない、更に進んで公路建設だとか、水利、通信、どの一つをとつても、財政難と比較してその進展の歩度が狭められるのは止むを得ないところである。



健全財政といふ意識が、不況による収入減に悩む各國の財政當局の目指してゐるところである。財政が膨脹する程度を自然増收の程度にまで、換言すれば今日の赤字を漸減する方策は持たせざとも、少くも赤字を増加させない程度で持續するならば、それはまづ健全財政の部に數へてもよいであらうか。ところが、中國を見るならば、赤字据置きなどはもつての外であつて、自然増收さへ期待できないところに、通常經費は年々膨脹してゐるのである。民國廿二年度の通常歳出は六億八千四十一萬餘元であつたが、廿三年度には七億七千七百三十餘萬元に膨脹し、更に廿四年度豫算概算は約九億元であつて、前年度より更に一億三千萬餘元の膨脹となつてゐるのである。ところが歳入のうち最も大きいもの、即ち鹽稅、關稅を見ると、前者が廿二年度には一億四千六百萬元餘で、廿三年度には一億九千萬餘元に見積られてをり、五千萬元の増收見込みであり、廿四年度にも更に五千萬元以上の増收見込みが立てられてゐる。關稅にあつてはそれほどの増收見込みを立てられる筈がなく、廿二年度の三億五千四百萬元から廿三年度には約六百萬元増收、廿四年度には約五百萬元が増收見込みとなつてゐる。ところが鹽稅が果して一年に五千萬元づゝも増收となつてゐるか否か、實際を見るならば否とい

ふほかないのである。

何故に見込のない膨大な歳入見積をしたかといへば、歳出豫算と辻褃を合わせるためだとするほかないのである。そして今日までのところ豫算概算はできても、例年決算はできかねてゐるところに、この國家豫算の最大の缺陷が隠されてゐるのである。

鹽税と關税とを合するならば二十三年度にあつて、その歳入概算は五億五千萬餘である。つまり歳出の約七割二分以上がこの兩者によつて占められてゐる。このことは廿二年度にあつても、また廿四年度にあつてもほぼ同様である。ところが鹽税と關税とは豫算表の中に數字を並べられただけであつて實は振當先が宿命的に定つてゐる。その大部分は外債の元利償還に、そして一部は内債の元利償還金であつて、他に残すところはないのである。これで見ると二億五千萬程度乃至三億内外が國民政府の施政費として流用されるわけであるから、その少額には驚いてもいゝ筈である。これ等が五院に割當てられ、各部に割當てられるのであるから、政府の膝元である南京の城外に持ち出される金額が果して何程あるか。

孔祥熙氏が財政部長に就職して既に約二ヶ年経過した。その間財政難の聲の漸次擴大するのを聞きながら、孔氏の方針には若干の見るべきものはある。廿三年七月から實施された地方各省における苛捐雜税の廢止の如きは、未だ全般的には完成されてゐないが、而も相當の効果をあげてゐる。また地方農民銀行の合併による紙幣發行だとか、四川省財政の再建着手だとか、中央、中國、交通三銀行の實權を財政部が掌握したことによる金融統制の一步などは、皮肉に見れば常面の破綻を防ぐ應急策にすぎないのであるが、また一面には將來における財政的統制への目標を築いたものとすることもできるからである。たゞこれ等の小手先の技術では中國の財政難は救はれない。それといふのは、孔部長の手腕が足りないのではなくて、實に中國の國家財政がそれ程基礎薄弱であつて紊亂してゐるからなのである。恐らくは孔氏以外の何人が財政部長の椅子を占めたところで、これ以上の効果はあげ得なかつたであらう。むしろ破綻を一日でも引延して、所謂喰ひつなぎをやつてゐるところに、孔氏の功績を認めていゝ筈である。そして實は止むを得ないこの喰ひつなぎ策が、愈々財政の困窮度を深くしてゐるのであることを思ふとき、嗟嘆する以外に方策はなきかの感さへ抱かせられるのである。

この混亂の度を愈々深くしてゐる財政状態を、いかに整理するか、既にして小手先の技術では奏効しないこと過去幾年の経験で分明であるならば、根本療法を捜さなければならぬ。そして、このために中國側では所謂「大借金をして小借金を整理する」方策も樹て、多額外國借款にも手を染めたのであるが、これも今のところではまだまだ見込み薄である。國際借款の如きも、中國の外交方針が今日のまゝ持續されたのでは望みはかけられない。六中全會を控へて、この根本對策を果して練つてゐるか、こまごました小策はあつても、遂に大局的對策を樹てつゝあるとの消息を聞かないのは甚だ残念である。

民國廿二年度の國際貸借

國民政府國際貿易局の最近の調査になる民國廿二年度、中國國際貸借評價は總計十六萬九百二十萬元で、その國際收支の内容は大體左の通りである。(單位百萬元)

輸出品價格	六六、一一八
實際價格より安く税關に申請した輸出品	六一、二
(正當輸出の約一割とみて)	
金塊輸出價格	一八九、四

(うち密輸出一二〇、〇)

銀塊輸出價格	一四、二
華僑の爲替送金	二〇〇、〇
外人遊覽客の支那内地で費消した金額	一〇、〇
教會經費及び慈善義捐	五〇、〇
在支外國外交機關經費	三〇、〇
外國軍隊の支那駐在經費	一〇〇、〇
外國船舶の支那領海内碇泊費用	二五、〇
外人の在支投資及び信用擴張費	三〇、〇
華商所有の外國發行證券收益	五、〇
其他	二八二、六
合計	一、六〇九、二

國際支出

輸入品價格	一、三四五、六
密輸入品價格	一三四、六
(正當なる輸入の約一割と見て)	
利率償還の外債	九三、〇
(うち關稅擔保七五、六鹽稅擔保一一、四鐵路擔保六、〇)	
外商營業利益	二四、〇
在外々交機關及び留學經費	六、〇
在支外人の爲替送金	一、〇

外國映畫料金

五、〇
一、六〇九、二

以上にみてもわかる如く、支那の國際貸借は入超増加のため著るしく歪曲されつゝあるが、其の外華僑の送金が不景氣のため漸次減少しつゝあること、及び銀の輸出量が急増したことも前記貸借不均衡の主なる原因とみられる。

財政の一般

南京政府の財政的窮乏の原因は、先づ歴年の老なる軍費の支出に求めなければならぬ。軍事豫算として年々三億元内外が計上されてゐるが、南京政府が地方軍閥を武力征服し共産軍を肅正する爲にこれ以外に巨額の軍事公債が發行されてゐることは勿論である。然も軍事費は中央直拂のものゝみならず、各地に於て各種の名目の下に強制的に農民から徴發してゐるのである。軍事費と公債、借款の償還と賠償金の支拂は實に純支出の八割乃至九割と云ふ驚くべき部分を占め、然も左表の如く年々増加の一途を辿つてゐる。(單位百萬元)

年	總支出	軍事費	公債賠償	金支拂	割合
民國十八年	四一二	二一〇	一五八	八九・一	
十九年	五三九	二四五	二〇〇	八二・七	
二十年	七一四	三一二	二九〇	八四・一	

は管理委員會を通じて直接最も安全に自己の懐に入り込む仕組みとなつてゐる。尤も浙江財閥として南京政府の權力が全國的に擴大する事は、即ち自己の經濟的勢力をそれだけ扶植したことであり、また南京政府としても浙江財閥の金力の背景なくしては全國に號令することは不可能である。兩者の關係は緊密不可分、南京政府と云ひ、浙江財閥と云ふも一つのものを表と裏から見ることである。然しそれはまだそれによかつたのである。

南京政府の支配力は伸長し、浙江財閥の富は増大して共に繁榮の時代であつた。然るにその後公債の發行高は漸く飽和點に達したが、全國統一が完成しないのみか支那はいま内憂外患、南京政府は共産軍討伐に手を焼き、引續く天災や滿洲上海事變の創痍、經濟恐慌等々によつて財政窮乏は愈々その度を加へて行くが、關稅公債は擔保餘力僅かに三千萬元に過ぎなくなつた。一方稅收の増加もこれ以上期待出来ない。南京政府は紊亂を極めた稅制の整理、中央、地方の稅制の劃分中央集權制によつて年々稅收の増加をはかり、また保護關稅の美名の下に關稅の増收をはかつたが、これ以上稅率を引上げて却つて輸入貿易は衰退し、密輸を促し、收入の増加は期待出来なくなつた。

唯一の殘された望みが對外借款に懸けられてゐる。かゝる

三四六

年	支出	收入	收入不足
二十一年	六八三	三〇四	八四・〇
二十二年	六四五	三二一	八二・三
二十三年	七六九	三七三	八〇・三

この結果として歲出入の不均衡もまた著しく(單位百萬元)

年	支出	收入	收入不足
民國十八年	四一二	三三二	八〇
十九年	五三九	四三八	一〇一
二十年	七一四	四九七	二一七
二十一年	六八三	五五三	一三〇
二十二年	六四五	五五九	八六
二十三年	七六九	六二二	一四七

毎年二割の赤字を示し、昨年度の如きは約一億八千萬元、純收入の三割以上を公債及び借款に仰いだのである。軍事費として何等建設を伴はざる空費が年々かゝる老なる額に達した結果、一般行政費の支出は全くお話にならなかつた。

戰爭の爲には凡てが犠牲にされて來たのであるが、斯る不健全財政が繼續されてきたのは、支那獨特の事情とカラクリがあるからである。それは浙江財閥が他の建設的事業を省みず専ら公債の引受けによつて驚くべき利潤を專斷してゐるからである。額面百萬元の公債を六十元乃至七十元で引受け、擔保として主として關稅收入が充當されてゐるのであるが、之

支那の財政經濟の窮迫と、最近とみに積極性を加へた英國の對支政策とを何等かの形に於て結ばんとするところにリース・ロス卿の使命がある。對外借款は純然たる經濟の範圍を越して政治借款となり、利權と化するであらう。國民黨が國權回收の大旗を掲げて革命外交華かなりし當時と比すれば正に今昔の感があり、國民黨の信條が一片の反古と化して外國資本の前に降伏隷屬を餘儀なくされたのである。然も外國資本の支那進出が東亞政局に及ぼす影響は、天羽聲明の指摘せる通りである。

國民經濟建設

蔣介石氏提唱

貴陽にある蔣介石氏が、また新に國民經濟建設運動なるもの、提唱をしてゐる。この具體實施辦法は起草中であつて近く發表されるとの事であるが、新生活運動が國民生活の主として精神的方面に關するものであるに對して、この運動がその經濟的方面を受持つものであることはいふまでもない。かうして次ぎ／＼に新しい運動が提唱されることは、應接に遑なしで國民の方も多忙であらう。然しそんな事よりも、次々に新しい標語なり口號なりを作り出してゐることは、現状から脱けて新しい局面を作り出さうとする努力の表れであるこ

とは認めなくてはならぬ。然しまた言葉を換えていへば、現状がいかに行詰り状態であるかの例證にもなるのである。中國の心ある人たちの總てが憂へてゐる様に、現状は行詰つてゐる。精神的統一とか、政治的統制とかいふもの以上に、國民生活が行詰りにある。そしてその状態は一日放任すれば一日だけ深刻になつて行く。



上海市にあつても、吳鐵城市長は今年を建設年として全市をあげて建設に努力することを訓令してゐる。この建設の中には經濟的な問題と同列に、精神的、文化的な問題も含まれてゐる。例へば文盲を絶無にするための社會教育普及といふが如きは、最も急務を要するものであること多言を要しまい。だが、蔣介石氏の貴陽で發表した建設運動の提唱は、國民經濟と、ちゃんと區切りをつけてあるところが大切であらう。國民生活といつても、これたゞ一言でいへば簡單であるか、その内容は廣汎である。農村不況の打開、農村の各種施設、道路工事、水利建設等の問題から、農村金融の圓滑といふ至難な問題をも含めてゐる。また農作そのものに對する援助、研究、種子の改良から農耕の近代化、生産品の處理等に至るまでの諸問題があるのであるから、これは新生活運動よりは一層に具體的ならざるを得ず、また、細微に亘らざるを得ない。

しかもこの實行に當つては、單に意識を吹き込めばいゝといふだけの問題ではない。新生活運動の場合にあつては、國民が全般的に「その氣になりさへすれば」効果をあげることにはある程度まで出来る。その實行なり普及なりに當つて直に經濟的要素を必要としないのである。然し國民經濟の建設となつては、意識だけでは何うにもならぬ。この提唱がなくとも、國民は經濟建設については「その氣になつて」はゐるのであるが、殘念ながら氣持だけでは金融枯渇も緩和されはしないし、農産物の荷捌きも、水災旱災も何うなるものではない。こゝに經濟建設の至難なる要因がころがつてゐるのである。



果して蔣氏が提唱する建設運動の實施辦法がどんなものであるか、現状を以てすれば、このために莫大な豫算を計上することなどは困難としなければならぬ。例へば全國經濟委員會の如きもその直接目的とするところは國民經濟の建設にあつたのであるが、その活動がひどく活潑であり、また派手であるにも拘らず、活動の範圍が局限されてゐるのは、結局するところ財政的の基礎が薄弱であることに歸しよう。仕事をしようにも元手がないの悩み深きがためであらう。新に提唱

されてゐる經濟建設運動でも、この悩みを解くことができないなら、實效なしとしなければならぬ。そして、單に口號として精神的緊張を主眼とするものであつては、パンを欲する農民にお説教を聞かせるの愚にかへる惧れなしとしない。

幣制研究委員會成立章程

國民政府財政部の幣制研究委員會上海辦事處は昨年末成立したが、未だ發表さるゝに至らなかつた。同會章程委員氏名は次の如く判明した。

△組織章程全文、(第一條)財政部は幣制研究のため特に幣制研究委員會を設立す(第二條)委員會には財政部の選聘に依り委員若干名を置き委員は委員長一名を互選す、(第三條)委員會開催の場合委員長は議長となる、(第四條)委員會には秘書長一名、秘書二人を任命し事務員は財政部より派遣す、(第五條)幣制研究會の研究事項次の如し、(一)金本位採用問題、(二)銀本位の改變問題、(三)各種舊貨幣問題、(四)補助貨幣問題、(五)私鑄造取締り事項、(六)造幣廠改良事項、(七)各地方銅幣の運輸調節事項、(八)紙幣問題、(九)私發行紙幣取締り問題、(十)財政部長の諮問事項、(第六條)委員は第五項規定研究項目に議題を提出するを得、(第七條)委員會の決議事項は財政部長之を採擇施行す、(第

八條)委員會執務細則は別に之を定む、(第九條)本章程は公布の日よりこれを施行す。

△委員氏名、(委員長)陳錦濤、(委員)張公權、吳達銓、錢永銘、周作民、陳光甫、貝淞孫、胡筠、唐新民、宋子良、胡丕嘉、沈元鼎、瞿祖輝、徐新六、秦潤卿、耿愛德、孫衡甫、傅宗耀、卡白眉、吳震修、葉董、吳繼齋、顧季高、俞鳳韶、劉大鈞、曾銘浦、李覺、盧學溥、戴銘禮、陳行、席德懋、沈叔玉、陶德現、徐堪、吳曾愈、楊具觀

尙上海辦事處は中央銀行圖書室内に設立し、毎年二回委員會は南京本部で定期開催する趣である。

商工貸附原則決定

國民政府では商工業救済の爲め民國廿四年二千萬元を貸出す事となつたので、財政部では之に關する「商工業救済貸附原則十項」を起草し、中央・中國・交通三銀行及び上海市銀行業、同業公會等に右原則を送付、之が遵照方を求めた。因に原則内容は左の如くである。

- 一、凡そ商工業者が救済貸附を請求する場合は銀行は市面維持の爲め出来るだけ貸附を行ふべし。
- 二、商工業で救済貸附を請求し得るものは國貨製造の工廠、國貨販賣の商號、國貨運輸の輸出業者に限る。

三、工廠或は商號で救済貸付を請求する場合、銀行は同廠或は商號が實在するか否か、其の資産負債の状況、缺損と利益状況、營業方針及び其の借款の用途の必要か否かを詳細調査すべし。

四、工廠或は商號の借入金は銀行で隨時監督し、之を他に流用せしめざる様する。

五、工廠或は商號にして存続の能力無きこと明かとなりたるものは救済貸付を請求するを得ず。

六、工廠の技術改良に關する事項及び商號の營業方針は銀行で隨時専門家を派遣、之を指導或は矯正する事を得。

七、銀行の爲め工業救済貸付は月利八厘を超ゆるを得ず、若し廠號が月利全額を負擔し得ざる時は本部(財政部)に月利二厘の補助を請求する事を得。

八、前項の貸付期間は長くとも一年を超過するを得ず、各銀行の貸付合計總額は一千五百萬元限りと爲す、但し銀行は貸付毎に廠號、貸付の額、期限、擔保品を詳細に財政部に報告すべし。

九、凡そ擔保を提供し得ざる廠號で急に救済を要するものは商店二軒が連帶負責で償還を保證し、銀行の認可を得て小額の貸付を請求する場合、銀行は酌量貸付を行ひ救済に資すべし。但し其の貸付總額は同廠號の資本及び積立金の半

額を超ゆるを得ず、市場の例に照し返済期には清済すべし。十、前項信用小借款の總額は各銀行の貸付合計は多くとも五百萬元を以て限りとする。尙右貸付の實行に就いて中國中央交通三銀行は銀行公會と協力銀團を組織する事になつたが、右銀團は委員會を組織し貸付事務を處理せしむる趣である。

豫算編成難

國家豫算の編成難はたゞ中華民國に限られたことではない。然し編成難の程度、その内實等には、中國でなければ見られない困難が横たはつてゐる。即ち明確な財源が甚だしく少ないことと、不明確な支出が甚だしく多いことである。このため公債の續發は止むを得ないことになる。不明確な支出とは臨時軍費である。剿匪軍費の如きは、果してどの程度までその内容が明確に知られてゐるか疑問視されてゐるところである。民國二十四年度(民國二十四年八月一日より二十五年七月末迄)の國民政府總豫算案は、幾度かの暗礁、難關をパスして二十四年五月二十二日の中政會で決議された。總豫算額歳出九億四千九百三十五萬七千四百十三元、歳入は七億四千二百六十四萬三千三百四十元、不足額約二億元は借款その他で補ふといふのである。

豫算案中、特に目につくのは軍務費が四億一千六百五十七萬三千四百七十二元、それから債務償還にあてる債務費の二億七千八百三十九萬四千五百二十九元である。即ち債務費と軍務費とで總歳出の約八割を占めてをり、この二項目を除けば、他の諸政務費は僅に二億六千萬元程度にしかならないのである。いかに變則的であるか、分明であらう。次表はその詳細である。(單位は元)

▲歳出の部	
第一款 黨務費	五、七八二、二三九
經 常 費	
臨 時 費	二三五、〇〇〇
第二款 國務費	一四、六三四、五七一
經 常 費	
臨 時 費	一、三二二、八五〇
第三款 軍務費	四一六、五七三、四七二
經 常 費	
臨 時 費	なし
第四款 內務費	六、六六〇、四三四
經 常 費	
臨 時 費	一、一九五、四七六
第五款 外交費	

經 常 費	九、七二六、九九一
臨 時 費	五九八、七六五
第六款 財務費	七二、七四七、四〇〇
經 常 費	
臨 時 費	二一、八二〇
第七款 教育費	四三、四一四、二八一
經 常 費	
臨 時 費	三、六五八、六七〇
第八款 司法費	二、一七〇、七八〇
經 常 費	
臨 時 費	八九二、九八五
第九款 實業費	四、五七八、八一八
經 常 費	
臨 時 費	一、三五五、三五五
第十款 交通費	五、三八六、八四二
經 常 費	
臨 時 費	一二八、四〇〇
第十一款 蒙藏費	二、一九一、六六〇
經 常 費	
臨 時 費	九七、九二六
第十二款 建設費	

經常費	二、八九七、七一〇
臨時費	三六、二五〇、五四〇
第十三款 補助費	四〇、二四九、七一一
國營事業資本支出	四、〇六〇、五〇〇
第十四款 撫恤費	五、八三八、六九九
臨時補助費	三八、八〇二、四七六
第十五款 債務費	二七八、三九四、五二九
▲歲入の部	
第一款 關稅	三四〇、三六一、四〇〇
第二款 鹽稅	一五、〇〇〇、〇〇〇
第三款 煙酒稅	一八〇、二一九、〇四四
第四款 印花稅	二二、三四九、一八六
第五款 統稅	一一、〇〇〇、〇〇〇
第六款 釐稅	一〇二、四九八、一七七
經常	三、八七三、一二四

第七款 交易所稅	三五二
第八款 銀行稅	一五〇、〇〇〇
第九款 國有財產收入稅	一、六〇〇、〇〇〇
第十款 國有事業收入稅	八、七六七、九一〇
第十一款 國家行政收入稅	七、七六七、九一〇
第十二款 國家營業純益收入稅	七八、九四〇
第十三款 協款收入稅	二〇、六五九、三五八
第十四款 其他	一九五、六六四
經常	一〇、八一五、九八三
臨時	一一六、〇〇六
經常	八七七、七五六
經常	三七六、八〇〇
經常	七、〇三九、一六六
臨時	一一、二七三、六二六

歷年國家豫算歲入歲出總額對照表 (單位元) (財政部公報)

年度	歲入		歲出	
	經常	臨時	經常	臨時
民國二年度	三二八、六五、五五三	三三九、二〇、五九三	五五七、二九六、一四五	四三、六四、一三三
民國三年度	三五二、〇六四、八二二	三、四三六、三七六	三六三、五〇一、一八八	二五四、九三、九五五
民國四年度	四二六、三六三、〇八六	四五、七四一、六〇九	四七三、二四、六九五	二八五、九四三、二八六
民國五年度	四〇九、八三八、〇〇一	八〇、五八、七八五	四九〇、四九、七六六	二七一、二八九、三〇七
民國六年度	四四三、二〇三、九九九	一八、四四〇、八二一	四六一、六四三、七四〇	四三、一四六、六〇七
民國七年度	七〇八、三五三、八六五	一八四、九八二、三〇八	八九三、三三三、〇七三	八六八、九一九、四九三
民國八年度	—	—	六三、七〇七、三五〇	—
民國九年度	—	—	六八〇、四一五、五八九	—
民國十年度	—	—	九一八、一一一、〇三四	—
民國十一年度	—	—	七五二、八二三、二九八	—
民國十二年度	—	—	—	—
民國十三年度	七三三、四〇〇、九一一	四四、六四〇、九四三	九一八、一一一、〇三四	一六六、二九七、七三六
合計	—	—	—	—

款別	豫算		豫算	
	數	百分比(%)	數	百分比(%)
鹽稅	一九〇、三五三、八五一	二四·六一	—	—
關稅	三六六、四一三、七九一	四七·三七	一六、四〇〇、四五〇	一一·三四
菸酒稅	二三、一〇四、八七三	二·九九	—	—
印花稅	一一、八八四、二四六	一·六三	—	—
統稅	一一六、九五九、六七九	一五·一二	—	—
合計	—	—	—	—

款別	經常門		臨時門		經常合計	
	算數	百分比	算數	百分比	算數	百分比
續稅	二,七二四,九七九	〇.三五〇			二,七二四,九七九	〇.三五〇
交易所稅	一〇〇,〇〇〇	〇.〇一			一〇〇,〇〇〇	〇.〇一
銀行稅	一,六〇〇,〇〇〇	〇.二一			一,六〇〇,〇〇〇	〇.二一
國有財產收入	三,九〇一,三七五	〇.五二	一,六四三,五〇三	一.一三	五,五四四,八七八	〇.六〇
國有事業收入	二〇,九六五,〇五〇	二.七一	三三九,〇一〇	〇.二三	二一,三〇四,〇六〇	二.三二
國有行政收入	一二,二六六,二八〇	一.五九	二五〇,八〇六	〇.一七	一二,五一七,〇八六	一.三六
國有營業純益	八,三四九,五六七	一.〇八			八,三四九,五六七	〇.九一
協款收入	六,五八八,〇〇〇	〇.八五			六,五八八,〇〇〇	〇.八二
債款收入	七,二五八,三六〇	〇.九四	五〇,〇〇〇,〇〇〇	三.四.五七	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五.四二
其他收入	七,七三,四七〇	〇.〇一	七六,〇〇七,一七四	五.二.五五	八三,二六五,五三四	九.〇七
合計	七,七三,四七〇	〇.〇一	一四四,六四〇,九四三	一.〇〇.〇一	一四四,六四〇,九四三	一.〇〇.〇一

二十三年度國家普通歲出總算分配表(單位元)

款別	經常門		臨時門		經常合計	
	算數	百分比	算數	百分比	算數	百分比
黨務費	五,六六〇,七〇〇	〇.七五	六〇,〇〇〇	〇.〇四	五,七二〇,七〇〇	〇.六二
國務費	一二,二九五,五八〇	一.六三	四九二,七〇〇	〇.三〇	一二,七八八,二八〇	一.三九
軍務費	二九三,〇一四,六〇〇	三.八九	三九,九七六,三一〇	二.四.〇四	三三二,九九〇,九一〇	三.六二
內務費	四,四七四,八六九	〇.六〇	六一,〇〇〇	〇.〇四	四,五三五,八六九	〇.五〇
外交費	八,六二五,八八六	一.一五	二〇一,〇〇〇	〇.一四	八,八二六,八八六	〇.九六
財務費	六八,〇七〇,三〇八	九.〇五	一二二,五〇六	〇.〇八	六八,一九二,八一四	七.四三

款別	經常門		臨時門		經常合計	
	算數	百分比	算數	百分比	算數	百分比
教育文化費	三二,四四三,一一七	四.三二	一,三七六,二四八	〇.八二	三三,八一九,三六五	三.六八
司法費	二,〇一七,五二〇	〇.二七	九四五,三九〇	〇.五七	二,九六三,九一〇	〇.三二
實業費	三,九三四,三九〇	〇.五二	二〇〇,〇〇〇	〇.一四	四,一三四,三九〇	〇.四五
交通費	四,九六七,九四二	〇.六六	二三一,八一〇	〇.一四	五,一九九,七五一	〇.五七
蒙藏費	一,四三五,五二〇	〇.一九			一,四三五,五二〇	〇.一六
建設費	一,八一二,一八〇	〇.二四	三四,一七六,八五六	二.〇.五五	三五,九八九,〇三六	三.九二
國營事業資本			五〇,三一八,七一六	三.〇.二五	五〇,三一八,七一六	五.四六
補助費	四四,四二五,七三五	五.九一	三八,一三四,二〇〇	二.二.九三	八二,五五九,九三五	八.九九
撫恤費	三,七六一,六六五	〇.五〇			三,七六一,六六五	〇.四一
債務費	二五七,五三〇,二三一	三.四.二五			二五七,五三〇,二三一	二.八〇.五
第二豫備費	七,三四三,〇五五	〇.九八			七,三四三,〇五五	〇.八〇
合計	七五,八一三,二九八	一〇〇.〇〇	一六六,二九七,七三六	一〇〇.〇〇	九一八,一一一,〇三四	一〇〇.〇〇

歷年稅收入表(單位元)

年次	收入額	指數	民國	收入額	指數	民國
民國元年	六二,二四三,〇五三	一〇〇	民國七年	五六,六二五,五八〇	九一	
民國二年	六八,五〇五,〇三一	一一〇	民國八年	七一,六八二,二七一	一一五	
民國三年	六〇,六三三,五〇四	九七	民國九年	七七,六一九,三八一	一二五	
民國四年	五七,二五二,九二六	九二	民國十年	九一,九三三,一〇七	一四八	
民國五年	五八,八三六,七九七	九五	民國十一年	九二,四八一,一二四	一四九	
民國六年	五九,四九九,一三〇	九六	民國十二年	九八,九三九,六二三	一五九	
			民國十三年	一〇八,四二九,二一四	一七四	
			民國十四年	一一〇,一九〇,五八九	一七七	
			民國十五年	一二五,三一九,二二九	二〇一	

民國十六年	一〇七、一六二、一六三	一七二
民國十七年	一二八、二七四、〇七六	二〇六
民國十八年	二三八、一〇九、二八五	三八三
民國十九年	二八一、四〇五、五八三	四五二
民國二十年	三八五、〇〇二、六七三	六四三
民國二十一年	三一、九七六、二一〇	五〇一
民國二十二年	三三九、五二四、四九〇	五四五

密輸防止の困難

財政部が、銀の密輸出に限らず、一般貨物の密輸防止に狂奔してゐる有様は氣の毒なほどである。銀の問題については軍警各機關をまで總動員してその防止に努めることになり、發見、檢舉した者には賞金を出し、また密輸出の銀は沒收した上に、二倍近くの罰金を課する等の手段をとることになつた。然し密輸それ自身が危険であつて敢てこれを犯さうとするものは、萬一の場合は覺悟してのことであるから始末が悪い。而も今日までの例によると、密輸出も密輸入も、ともに發見されることは稀有であつて、冒險する勇氣さへあれば計算的に損害がないのみでなく、やはり相當の巨利を博すことができる。密輸業者の方では、發見された場合の損害をまてちやんと見越してゐるとの事だ。その上にいかに軍警機關

を督勵しようとも、軍警のあるものは買収し得ることも中國では不思議ではない。たとへば財政部から賞金を出すとしても、その賞金以上の買収金を出すならば、密輸品も横行することができるといふ實際問題を如何せんやである。

銀の方では、最近の爲替状態では、嚴重にすれば、密輸しても、五度か七度に一度發見され、沒收の上に罰金を食ふといふことになる。利益はあげ得ないといふことになるかも知れないが、一般貨物となるとさうはゆかない。いかに監視船を沿岸に多數配置し、また見張所を増設したところで、大つびらに税關をパスする手があるのだから問題にならない。たとへば禁制品を輸入するとしても、地方軍閥がこれを軍需品といふことにして、海關の調査なしに陸揚げするといふ方法の如きは、中國各地で一般的に行はれてゐるところである。

もつとひどいになると、米の袋の中に阿片が入つてゐたり、棉花の中にコカインが入つてゐるなどは、今日では常識化された密輸の方法である。海關ではその碼頭出張員を常に交代させ、大荷主と海關員との結託を防いでゐるが、これによつてある程度の不正行爲は防げるにしても、萬全といふわけにはゆかない様である。海關員も相當熱心に、また綿密に

検査してゐるのも事實であるが、密輸業者となると、その隙を狙ふことに懸命である。丁度それは刑事捜査が科學的になれば犯罪は常にその一歩前を行く進歩ぶりであるといふのと同様であつて、いつでも犯罪者の方が懸命に新しい方法を考へ實行してゐるのであるから、取締に當る者の苦心また一通りではないのである。

財政部では今年度の密輸防止費として、前年度よりは經費を増額してゐるが、これは立法院で財務費が多すぎるなど、横槍を入れられてゐる。而も密輸防止を眞に徹底化しようと思ふならば、中國では國民全部をその防止見張りに當らせないならば不可能であるかも知れぬ。例へば、海關の輸出入税率を切下げる。もしくは全廢するならば、即座にこの問題は解決するのであるが、それが不可能であるならば、一方的な見地から無茶な税率を定めることをやめて、國民生活、消費能力、國內製産力等を考慮し、リーゾナブルな税率を更めて制定するならば、經費少くして充分の能率をあげ得るであらう。いま財政部がやつてゐる方策を見るならば、一方では犯罪者が生れなければならぬ様な政策をとり、一方では犯罪防止と檢舉とに寧日なき有様で、財政々策としては實に下の下ではあるまいか。

密輸防止に巡邏船増加

密輸防止對策に財政部の全國緝私區域の畫定は、此の程左の四要區七附屬區に分ち、巡邏船三十七隻を以て、之に充つることとなつた。四主要區は左の如し。

- 一、山海關より起り海州(江蘇省)に至る沿海、巡邏根據地は芝罘、巡邏船は華星、海澄、海清、海宴の五隻。
 - 二、青島より起り二門灣(浙江省)に至る沿海線(揚子江を含む)巡邏根據地は上海、巡邏船は聯星、運星、文星海靖の四隻。
 - 三、舟山群島より起り遮浪角(廣東省)に至る。巡邏根據地は厦門、巡邏船は春星、德星の二隻。
 - 四、石牌山(廣東省)より起り安南境に至る。巡邏根據地は九龍、巡邏船は和星、厘金、飛星、叔星、羊城、長庚關雷の七隻。
- 附屬緝私區は左の如し。
- 一、石島より海州に至る。巡邏根據地は青島、巡邏船海綏
 - 二、温州より鳥邱焯に至る。巡邏根據地は福州、巡邏船海和。
 - 三、古雷頭より遮浪角に至る。巡邏根據地は汕頭。
 - 四、石照山より水東に至る(珠江口を包含す)本區は九龍

- 關の管轄に歸す。
- 五、金星門より廣海口に至る（磨刀門を包含す）巡邏根據地は拱北、巡邏船は查星、龍晴の二隻。
- 六、水東より安舖及び飛南島に至る巡邏根據地は瓊州、巡邏船海平。
- 七、水東より安南境に至る、巡邏根據地は北海或は廣州灣巡邏船海輝。

密輸業者の横行

どの國でも密輸を絶對防止することは不可能である。人間には道義を愛する一面に、犯罪を好む醜い一面もあるからである。密輸といふが如き國家的犯罪も、これを納減することは各國とも懸念にやつてゐるのであるが、取締りの目よりはこれをすり脱ける手段の方が巧妙である。それが悪事であることはいふまでもないところだが、社會政策としては、存在する事實を事實として實情に即した方法をとるのが必要である。例へば酒類の醸造と販賣とを禁止してゐた當時の米國にあつての酒類の密輸、密賣の如き實例、また最近における日本の寶石類に對する十割關稅の裏をくぐる密輸等の例もある通りである。米國にしても、日本にしても、關稅に對する通念はかなり行渡つてゐるのであるが、それにも拘らず密輸

は行はれてゐる。中國の場合には、關稅に對する一般通念は日米等にあつての如く濃厚でない。極端にいへば、稅關の目をくゞつて巧に脫稅行爲をなすのが寧ろ當然であるかの如き、關稅に對する悪い意味の無理解が横行してゐる。稅關當局の報告によると、昨年度中國各地の稅關で差押えた密輸船百十八隻密輸金額二千萬元餘に上るとの事である。

海岸線の長い中國にあつては、地理的な狀況でも甚だしく不利である。これに加へて過去の軍閥等は、自ら暴利を享受するために、故意に禁制品の密輸を庇護した例等もある位で密輸業者は未だにその當時の味を忘れられずゐるといふ有様、稅關の建物や稅關吏の制服、看視船に對して白い目を向けて嘲笑してゐるといふ實情であらう。密輸の方法としては、半ば公然と稅關を通るものもあれば、民船等によつてひそかに持込まれるものもある。米の輸入に混じて米ならぬ禁制品が通る例や、棉花に混じて棉ならぬ禁制品が通るなどの例はこれも半ばお伽噺として語られてゐるが、而もこれがお伽噺としてでなく、事實の裏を語つてゐるのであるから、誠に奇怪な次第ではある。

中國にあつて、いかに監視船を増加しようとも、稅關出張所を設けようとも、密輸を絶對に防止することは不可能事、これを日本、米國、英國その他の先進國がやつてゐる程度にまで量的に少くすることも、また何等かの別の方法をとらなければ駄目であらう。中國では、海岸線に隙間なく稅關を設けても密輸は絶滅されないであらうとまでいはれてゐる程である。社會政策としてこれをいかに減少せしめるかは問題の焦點として残されてゐるのである。

密輸發見額が二千萬元であるといふなら、發見されない密輸額がどの程度あるか、恐らくは驚くべき數字になるであらう。一般的に發見された密輸業者が物語つてゐるところによりと、時折發見される様なきがあつても、その損害は密輸總額による利益に比較すれば極少であつて、沒收され、罰金を課せられてもなほ意に介するに足らぬ額である——密輸業

者は彼等の言によると「運悪く發見される」くらゐの事は覺悟の前のことであつて、發見された場合の損害までも、ちやんと加算して算盤づくめで密輸をやつてゐるのである。

關稅率の高低は直接に密輸にも關係がある。高關稅が直に密輸を誘發する實例は、世界各國で見るところである。これを社會政策的にどの程度に置くかが研究の餘地の存するところであることはいふまでもないが、更に一面では、稅關と國內産業關係の國家機構において受持つ分野などいふものを眞に國民に理解させる努力も行はれなければならぬ。今日のところ關稅政策はその密輸取締りに關する限り甚だ幼稚だとしなければならぬが、だからといつて、關稅政策を全く放棄することはできないし、また密輸を素通りさせることもできないのであるから、最小限度の被害と最大限度の收穫とを目標として、更めて關稅政策の出發をなす要はないであらうか。

最近十年關稅別比較表（單位元）

年次	輸入稅	輸出稅	再輸入稅	轉口稅	内地移入稅	船鈔	附加稅	附徵賑捐或救災附加稅	合計
民國十三年	五、三六、八五〇	六、〇四八、一五三	九七四、二四六		四、八五三、七五三	四、一八七、三二一			一〇八、四三九、三三四
民國十四年	五、六五九、七五六	三、二七八、一五六	四、一四四、七三五		五、七三三、一五三	四、〇七三、六七四			一、三三三、一三五
民國十五年	六、六、七六八、一三三	四、〇九八、九六〇	四、三三三、〇七一		五、一五九、二九一	四、五六一、〇三三			三、六〇四、三三三